

中大法曹

2023.03

No. 31

特集

法曹の将来と課題



中央大学法曹会

新キャンパス



2023年1月に竣工した茗荷谷キャンパス



2023年2月に竣工した駿河台キャンパス

定時総会、常任幹事会・拡大幹事会



2022年5月27日開催・令和3年度第4回常任幹事会・
拡大幹事会及び令和4年度定時総会



2022年8月10日開催・
令和4年度第1回常任幹事会・拡大幹事会 (WEB開催)

支部総会



2021年7月26日開催・大阪支部総会・懇親会



2022年7月25日開催・大阪支部総会・懇親会

交流会



2022年3月31日開催・行政書士白門会との交流会



2022年11月9日開催・
社会保険労務士白門会との交流会 (勉強会)



2022年11月9日開催・
社会保険労務士白門会との交流会 (懇親会)



2023年1月23日開催・
公認会計士白門会との交流会 (講演会)



2023年1月23日開催・公認会計士白門会との交流会 (懇親会)

| | | |
|---|------------------------|----|
| 都心回帰を機に _____ | 中央大学法曹会会長 鈴木 雅芳 | 2 |
| 大学改革と都心回帰 _____ | 中央大学理事長 大村 雅彦 | 3 |
| 司法試験「合格者数」に思うこと ～大学教員としての初心と学長責務との狭間で～ _____ | 中央大学学長 河合 久 | 4 |
| 法科大学院の2022年度司法試験結果と諸施策について | 中央大学大学院法務研究科長・教授 小林 明彦 | 5 |
| 茗荷谷キャンパスでの新しい法学部教育に向けて _____ | 中央大学法学部長 猪股 孝史 | 10 |
| 中央大学法曹会 令和4年度事業・活動報告 _____ | 中央大学法曹会事務局長 平賀 修 | 11 |

法曹会だより

| | | |
|--|-----------------|----|
| 再び、「今 燃えなければ！」 法曹会・学研連共同の募金活動報告 _____ | 募金実行委員会委員長 林 勘市 | 15 |
| 中央大学と中央大学法曹会の新しい協力関係の提言 _____ | 弁護士 池内 稚利 | 19 |

特集：法曹の将来と課題

| | | |
|--|--------------------------------|----|
| 企業内弁護士の伸長と将来への課題 _____ | 日清食品ホールディングス(株) 執行役員・CLO 本間 正浩 | 21 |
| 私が独禁法ローヤーになった理由 _____ | 弁護士 雨宮 慶 | 25 |
| 新潮流「web3」の分野横断的ルールメイキングの現場 ～ある弁護士の分野横断的なキャリア形成～ _____ | 弁護士 増田 雅史 | 30 |
| テクノロジー時代の法曹の在り方 ～法務機能についての再考と法務案件の課題解決方法から～ _____ | 弁護士 山本 俊 | 33 |

卒業生インタビュー

| | | |
|---------------------------------------|---------------------|----|
| 中大法学部からマスメディアへ ～朝のテレビから爽やかに～ _____ | フジテレビアナウンサー 生田 竜聖さん | 37 |
|---------------------------------------|---------------------|----|

講演録

| | | |
|--|-----------------------------------|----|
| 本音の民事訴訟 _____ | 元札幌高等裁判所長官、元名古屋高等裁判所長官、弁護士 綿引 万里子 | 43 |
| 退職裁判官の刑事裁判よもやま話 ～とりわけ当事者サイドの皆様～ _____ | 元札幌高等裁判所長官 合田 悦三 | 47 |

支部報告

| | | |
|----------------------|----------------------|----|
| 中央大学法曹会大阪支部だより _____ | 中央大学法曹会大阪支部幹事長 塩路 広海 | 56 |
|----------------------|----------------------|----|

委員会活動報告

| | | |
|-----------------------|----------------------|----|
| 機構改革特別実行委員会活動報告 _____ | 機構改革特別実行委員会委員長 横井 弘明 | 58 |
| 広報委員会活動報告 _____ | 広報委員会委員長 矢部 耕三 | 60 |
| 交流委員会活動報告 _____ | 交流委員会委員長 松田 啓 | 62 |
| 法職教育検討委員会活動報告 _____ | 法職教育検討委員会委員長 小峯 健介 | 63 |

学生支援活動：法曹会賞

| | | |
|------------------------|--|----|
| 令和4(2022)年度 法曹会賞 _____ | | 64 |
|------------------------|--|----|

資料

| | | |
|------------------------------------|--|----|
| 中央大学法曹会執行部・役員・委員会名簿(令和3・4年度) _____ | | 67 |
|------------------------------------|--|----|

| | | |
|------------|--|----|
| 編集後記 _____ | | 71 |
|------------|--|----|

都心回帰を機に

中央大学法曹会会長 鈴木 雅芳



私は、昭和51年に中央大学法学部に入学し、昭和53年、3年生のときに中央大学が多摩に移転しました。当時は、大学が都心から離れる流れがあり、多摩校舎は白亜の殿堂として多摩の地に燦然と輝いていました。ところが、都心から離れた多摩の地が受験生に嫌われたのか、多摩移転後、中央大学の人気は長期に亘って低迷し、現在では、GMARCHなどと学習院大学他と同列に呼ばれるまでになりました。白門が赤門と伍していた時代を知る私どもの世代からしますと、やはり悲しいものがあります。

中央大学は、都心回帰を求める学員の声を受け、中長期事業計画において、法学部の都心回帰、法科大学院の駿河台移転を決定しました。本年4月から、法学部は茗荷谷キャンパスで、法科大学院は駿河台キャンパスで、講義を開始します。法学部と法科大学院が、地理的にも時間的にも接近しますので、法学部と法科大学院がより一層連携し、一体的な法曹教育を行うことできるようになります（LAW & LAW）。また、茗荷谷の法学部と後楽園の理工学部、市ヶ谷の国際情報学部とが地理的に近接しますので、文理融合教育を行うことができるようになり、駿河台キャンパスではビジネススクールも開講しますので、法務と経営を掛け合わせた教育も可能となります。先の見えない混んとしたVUCAと呼ばれる現代においては、文系・理系、法律・経済、国内・国外などの区分は意味をなさず、これらの領域を跨いだ諸々の問題に対峙し、適切に処理解決する能力が求められます。中央大学は、時代の要請に応えることのできる体制を整えることとなりますので、益々の躍進、発展が期待されます。

ところで、中央大学法曹会は、中央大学の興隆に寄与することを目的としており、令和4年5月の総会で、中央大学に対する提案書を採択し、中央大学に提出しました。中央大学法曹会は、日本全国において各方面、諸分野で活躍する気鋭の法曹実務家5000名を擁しています。これほど多数の法曹実務家を輩出している大学は、中央大学以外にはありません。本冊子にも、元高裁長官、インハウスローヤー、独禁法ローヤーなど多彩な顔ぶれの法曹実務家の講演録、論稿が多数掲載されていますが、これらは中央大学法曹会の会員のごく一部に過ぎません。提案書の趣旨は、

これら多数かつ多彩な法曹実務家の知識、経験、人脈などを存分に活用して頂きたい、中央大学法曹会の協力、支援を得て、高度かつ魅力的な法曹教育を実現して頂きたいというものです（提案書は、中央大学法曹会のHPに掲載していますので、是非ご覧下さい）。

提案書を提出した後、中央大学法曹会は、中央大学法学部及び中央大学法科大学院と継続的に協議を重ねており、中央大学法曹会がどのような協力や支援ができるか、とくに法学部との間では協力講座や講演会など、法科大学院との間ではリカレント教育などについて、具体的な協力・支援策を検討しており、協議が纏まり、準備が整い次第、これらを実施していく予定です。なお、中央大学付属高校との間では、近日中に協議を開始することとなっています。

また、中央大学は、新校舎建設費などを捻出するため、平成28年より白門飛躍募金を始めていますが、中央大学法曹会は、白門飛躍募金の趣旨に賛同し、これに積極的に協力することとしました。昨年10月、学研連と共に募金活動開始式を開催し、12月より、会員の皆様に、寄付のお願いをしております。本年1月現在の寄付金総額は、学研連と合わせて約2億45百万円ですが、まだまだ目標額には届きませんので、是非これからも募金に協力して頂きますようお願い致します。

本年1月2日、3日に開催された第99回箱根駅伝大会において、中央大学は、往路2位、復路2位、総合2位という快挙を成し遂げました。2区の吉居大和君、3区の中野翔太君が区間優勝したほか、走者10人中8人が区間5位以内入るという好成績を上げました。私も、箱根の山道で中央大学の走者に声を限りに声援を送りましたが、会員の皆さまも、テレビの前や沿道で走者を励まし、中央大学の快挙に快哉を叫ばれたことと察します。中央大学は、来年100回記念大会での総合優勝を目指していると聞きます。是非、目標を達成して頂きたいと思います。

中央大学は、本年初めより、幸先の良いスタートを切ることができました。都心回帰を機に、本年が中央大学の飛躍の年となることを祈念致します。

以上

大学改革と都心回帰



中央大学理事長 大村 雅彦

本誌が皆さまのお手元に届くのは、2023年の3月頃と聞いています。その時期は、法学部と法科大学院が新しいキャンパスに移転するために、学生も教職員も慌ただしい時間を過ごしているはずですが、法学部にとっては、1978年の多摩移転以来、45年振りの都心回帰ということになります。それにちなんで、今回は少し過去を振り返ってご挨拶を申し上げます。

本誌22号（2007年）の113頁以下に、法曹会福岡支部が当時の鈴木敏文理事長宛てに提出された、大学の都心回帰を求める「建白書」が掲載されています。そこでは、多摩移転以降、国家試験の合格者数が落ち込んでおり、都落ちした中大が再浮上するためには都心回帰は急を要する、先ずもって法学部の3～4年生だけでも早急に都心に移すべきだと提言されています。

このような卒業生の声はそれ以前からしばしば耳にしており、大学執行部がどのように対応するのかなど、私は執行部の外からみておりましたが、今さら都心回帰は無理だという空気が支配的であったように思います。しかし、この建白書が提出されてから今日までの間に、他大学では都心回帰の動きが相次ぎ、それらは当該大学におおむね良い効果をもたらしたようです。

中央大学は、建白書から15年の歳月を経て、ようやく法学部を都心に戻すことになりました。ここに至るまでには様々な議論や紆余曲折がありました。深澤武久理事長の下で2016年に開始したCHUO VISION 2025は大きな方針ないしは骨格を宣言したものであり、その後、その方針に沿って具体化を着実に行って来ました。それ以前には、中央大学は実は、新しい学部構想など様々な改革案を策定しては一部の教授会が反対するとお蔵入り、という経緯を繰り返していました。長年の多摩キャンパス暮らしがぬるま湯となって、大学執行部も教職員も改革への気力が薄れていたのかも知れません。

私は、林頼三郎先生以来、45年振りに学内者理事長となりました（2017年）。その役割は、熟知している中大の風土や学内事情を踏まえつつ、遅れていた改革を進めていくことであるとの認識の下、新学部の増設や施設の整備を進めてきました。その結果、私の代での財政支出は400億

円以上の規模になりましたが、それは多摩移転以降の歴代理事長や経理責任者といった先達、そして、法曹会始め全国の学員の方々が、営々と積み上げて下さった資金のおかげで実現できたのです。

学部増設やキャンパス整備事業のほか、組織改革などにも着手し、例えば、法的根拠がないにもかかわらず長年続いてきた総長という法人ポストを廃止し、多頭制を解消して法人の組織構造を分かりやすくしました（2021年）。他方、法人と教学という二元的構造は私立学校法と学校教育法の2重構造に基づくもので、それは複数の大学（や中高）を運営する学校法人の姿（ホールディング・カンパニーに似た構造）を考えれば合理的なものではあるのですが、1つの大学しかない学校法人では、この二元構造が組織運営の効率化・迅速化を阻害している面がないわけではありません。ただ、早慶のように理事長と学長の兼務によって法人・教学を事実上一元化し、効率性をさらに追求するかどうかは、将来慎重に検討すべき問題だと思います。

さて、多摩と都心に分かれていた法学部とロースクールの連携はこれまで非常に困難でありましたが、法学部の都心回帰により、その大きな溝を埋めることがより容易になるでしょう。しかし、法学部の優秀な学生（端的に言えば、学研連研究室員）を中大ロースクールに呼び込まなければ、トータルとしての中央大学の評価を高めることは難しいと思います。つまり、他大学のロースクールに進学して多数の者が法曹になっても、それは最終学歴となる他大学の成果であって、社会は中大法学部の成果としては評価してくれません。そこに今後の課題があることは、皆さまご存じの通りです。詳しいことは法務研究科長や法学部長の論稿に委ねることにしますが、中大法曹関係者のご指導・ご協力に期待するところも大です。

中大法学部は、法曹養成だけでなく、政治家や企業経営者の輩出の面でも、残念ながら地盤沈下が進行してきました。やはり、法学部の「総合力」を向上させなければ、中央大学の「旗艦」としての法学部の役割を十分に果たすことができません。その意味でも、法曹会、南甲倶楽部、国会白門会には、ますますのご支援・ご協力をお願いしなければなりません。引き続き、よろしくご挨拶申し上げます。

司法試験「合格者数」に思うこと

～大学教員としての初心と学長責務との狭間で～



中央大学学長 河合 久

我家の寝室の壁に「初心忘るべからず」と書かれた日めくりが貼ってあります。ある年の元旦のものがそのまま、寝返りを打つたびに目に入ります。学長就任にあたっての私への妻からの愛情のこもった戒めなのでしょう。私の大学教員としての初心とは何だったのかと改めて考えさせられます。学部長や学長という行政職に就くと学生との接触機会は相対的に減って、かつては常に念頭にあった教育モットーを忘れがちになります。私の場合、それは学部卒業にあたってゼミの恩師（故 根本光明 元中央大学商学部教授）から送られた「踏むなかれ草は草でも花心」という一句です。その時点の学生の知識や状態を憤るよりも、学生が抱いている夢や志を尊重して、それに向かう営み（プロセス）を見極めて接する姿勢を貫きたい。簡単ではありませんが、当然のこととして自分に言い聞かせてきたつもりです。経験を積むとパターンが見えてきて、勝手な基準で個を集団化して評価してしまうことがあります。これは私の望むことではありません。

でも最近、ジレンマを感じています。社会現象を表す数値の背景にはそこに関わる個々人の営みがあり、その営みには個々人の意志や置かれた状況があるはずなのに、個を集団化して数的に評価するだけでは何ら解決策は見えてこないのではないか、という疑問とも言えます。大学の日常は学生と教職員の営みそのものです。誰もが向上心を持って目標に向かって行動すると仮定すれば、その達成度は個々人に帰着し、本来は自己評価が優先されて然るべきでしょう。対して、大学の運営管理に携わる者には、個々人の目標達成や成長に主眼を置きつつも、大学の価値や評判を高めるよう努め、学費負担者、篤志家、国などのステークホルダーからの期待に応える責任があります。しかし、個々の学生・教職員の営みへの評価と大学運営や教育システムに対する全体評価とは表裏一体の関係であるのに、一面的な数的尺度を重視して（あるいは、それのみで）評価してしまうと前者は後者に埋没してしまうこともあるので、難関国家試験合格者数のように学生の努力の結果が数値を決定する場合には留意が必要でしょう。

法曹養成教育は本学の原点であり、強みです。その実績と伝統を築いてくださった中央大学法曹会の会員諸氏から

の期待は、一人でも多くの法律家を誕生させる法曹養成教育の充実であると理解しています。本学では「2022年度学校法人中央大学事業計画」における「基本計画」の中で「専門職業人育成の強化」を掲げて、その実現に向けて法務研究科を軸に教育の質の向上を図っています。その際、司法試験合格者数や合格率をKPI（重要達成度指標）の1つとすることは、志願者の増加に繋がる好循環を生む観点や教育の不足を確認する意味でも、学長の責務と自覚しています。

他方、数値が公表され順位付けされる以上はそれらを重く受け止めるべきですが、数値のみをもって本学の法曹養成教育の充実度や大学の評判を測る尺度と見なすことに若干の抵抗を覚えます。ましてやそれらに基づいてメッセージを発する際には、最大限の注意を払うべきとも思います。法曹を目指す学生や卒業生は自らの人生をかけて日々努力しているはずですが、大学の順位や評判のために彼ら彼女らの今があるのではないでしょう。合格者数は全受験者の努力の集計値であることを考えると、それをことさらに取り上げることで、個々の受験者に要らぬ圧力をかけてしまうことを心配しています。それらの数値の裏に不合格者の無念が隠されていることも忘れてはなりません。

本学の法曹養成教育の状況について、小林明彦法務研究科長が「中央大学学員時報」（令和4年11月錦秋号）に寄稿されています。小林研究科長の真摯な客観的分析を共有し、学長として私は、法務研究科の今後の取組方針を尊重しつつ、本学の法曹養成教育の充実に向けて全学的な立場から努力する所存です。本学の法学教育における「ロー・アンド・ロー」構想や「3+2」の法曹養成制度に目を向ければ、学内組織間の有機的連携を基礎とした相乗効果を生む施策がますます必要となります。同時に私に必要なことは、大輪の花を咲かそうとする受験者の大志や地に根づく努力を踏むことなく、すべての受験者のチャレンジに敬意を払い、合格者の努力を称え祝福し、同じ学員として今後の活躍を応援できるように、大学人としての初心を持ち続けることなのかもしれません。

法科大学院の2022年度 司法試験結果と諸施策について



中央大学大学院法務研究科長・教授 小林 明彦

1 はじめに

学員時報等でも既報のとおり、本法科大学院修了生の2022年度司法試験結果は、合格者数50名（法科大学院中8位）、合格率26.2%（同22位）というものであり、法曹会を始め多くの皆様の期待を裏切る結果となってご心配をおかけしていることに対し、研究科長として深くお詫び申し上げます。

ただ、私どもとしては、この数字だけが独り歩きすることは本意でなく、その実態は、「数」から「率」への転換施策を執る中での端境期における一時的な数値であり、今後、確実に上昇に転じるものと考えております。また、今回の結果も、正しく分析すると、これまで執ってきた転換施策が順調に進んでいることを示すものでありますので、これらのことに関し、何点か説明させていただきます。

2 前提としてご理解頂きたいこと

(1) 中央大学全体の法曹養成力

前提として、中央大学全体の法曹養成力は低下していないことをご理解ください。中央大学の学部若しくは法科大学院又はその双方で学んだ合格者は、なお全国の司法試験合格者の1割以上を維持しています。法務省の公式発表は法科大学院の数字のみですが、大学の法曹養成力という観点からは、学部と法科大学院を併せた数値も重要です。現在、コロナ禍の影響もあってか、中大法学部生の実力の伸びが従来に比較してやや低下傾向にあるのではないかの懸念も一部で示されていますが、今後の都心展開や対面授業等の復活によりそれも克服され、中央大学全体の法曹養成力は、一層高まっていくものと思われま

(2) 全国的な志願者数の減少と上位校の定員

もう一つ前提としてご理解いただきたいことは、全国的に法曹志望者（法科大学院志願者）が減少する中、上位校の入学定員は減少幅が僅少であり、その結果として、上位校への入学が容易になっているという実情があります。

【資料1】をご参照ください。これは、文部科学省の会



資料1

議資料として公開された令和3年4月1日現在のデータです。資料1の上のグラフは延べ志願者数の推移です。3～4校への併願が普通ですから実数は分からないのですが、志願者の大幅減少傾向は見て取れると思います。

他方、資料1の下のグラフは、入学定員と入学者数の推移です。入学定員が初期のころの半分以上となっていますが、これは下位校の閉鎖や募集停止に負うところが大きく、上位校の定員削減は僅かです（このグラフからは分かりませんが）。例を挙げれば、東大法科大学院は2004年のスタート時には1学年300人で現在は230人、慶大法科大学院はスタート時260人で現在は220人、早大法科大学院はスタート時300人で現在は200人、京大法科大学院はスタート時200人で現在は160人、そして、本法科大学院もスタート時300人で現在は200人ですので、志願者数の減少ペースほどには上位校の定員は減少しておらず、結果として、上位校の門は広くなる一方です。そして、中央大学法学部に入学する学生は、18歳の大学受験時に届かなかった上位大学の法科大学院に22歳では届きやすくなりますから、東大などのブランド力を求めて、他大学法科大学院への進学を選択する者が多くなるという実態があります。

すなわち、大学自体のブランド力の向上がここでも求められていることがわかります。

(3) 合格者数と合格率の推移

今回は合格者数の絶対値でも少なくなっていますが、これまで、合格者数で上位でも、合格率では低迷する状態が当初から続いていました。

【資料2】をご参照ください。これは、2006年の第

1回新司法試験から2022年までの主要法科大学院における合格者数と合格率の推移をまとめたものです。本法科大学院は、合格者数でトップになったことが3回ありますが、合格率では2008年の第3位が最高で、その次は第7位以下であることがわかります。従来は、「数」に隠れて、この「率」の低さが外部の方にはあまり問題視されてこなかったかもしれませんが、法科大学院運営に当たる我々にとっては、ここ数年来、重要な課題であると認識して取り組んできました。今回の結果は、後述するようにこの課題への取り組みを抜きにしては語れないものであることをご理解ください。

(4) 合格率低迷の影響

人数は多くても合格率が低いことによって、次のような悪循環が生じていました。

すなわち、(a)法科大学院を目指す学生やその親にとっては、司法試験合格者数ではなく、合格率が重要です。その結果、中大法科大学院の入試に合格しても他大学法科大学院（合格率の高いところ）に流れる者が多くなってしまいます。(b) そうなると、中大法科大学院の定員充足率を高めるためには入試合格ラインを引き下げざるをえないこととなります（競争倍率の低下）。(c) そこに拍車をかけるのが全国的な法曹志望者の漸減傾向です。そして、前述したとおり上位校の入学定員はこれに比例した減少はせず高止まりしていますから、合格率の高い人気法科大学院にも入り易くなります（中大法学部生は東大法科大学院などにも入り易くなります。）。(d) これにより中大法学部などから他大学法科大学院への流出に一層の拍車がかかり、これによって中大法科大学院の入試合格ラインは一層

括弧内は法科大学院別順位

| 年度 | 中大 | | 東大 | | 京大 | | 慶大 | | 一橋大 | | 早大 | | 明大 | |
|------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|---------|--------|----------|--------|----------|
| | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% | 合格者数 | 合格率% |
| 2006 | 131(1) | 55.0(15) | 120(2) | 71.0(4) | 87(4) | 67.4(7) | 104(3) | 63.0(10) | 44(5) | 83.0(2) | 12(22) | 63.2(9) | 43(6) | 45.0(28) |
| 2007 | 153(3) | 52.4(7) | 178(1) | 58.6(6) | 135(4) | 63.9(2) | 173(2) | 63.8(3) | 61(8) | 63.5(4) | 115(5) | 51.6(8) | 80(6) | 40.0(20) |
| 2008 | 196(2) | 55.7(3) | 200(1) | 54.6(5) | 100(5) | 41.5(11) | 165(3) | 56.5(2) | 78(7) | 61.4(1) | 130(4) | 37.7(15) | 84(6) | 31.8(21) |
| 2009 | 162(2) | 43.4(7) | 216(1) | 55.5(2) | 145(4) | 50.3(3) | 147(3) | 46.4(6) | 83(7) | 62.9(1) | 124(5) | 32.6(13) | 96(6) | 31.0(14) |
| 2010 | 189(2) | 43.1(7) | 201(1) | 48.9(3) | 135(4) | 48.7(4) | 179(3) | 50.4(1) | 69(8) | 50.0(2) | 130(5) | 32.7(12) | 85(6) | 25.4(20) |
| 2011 | 176(2) | 38.2(7) | 210(1) | 50.5(3) | 172(3) | 54.6(2) | 164(4) | 47.9(4) | 82(7) | 57.7(1) | 138(5) | 31.9(8) | 90(6) | 24.0(18) |
| 2012 | 202(1) | 41.3(7) | 194(2) | 51.2(4) | 152(5) | 54.3(2) | 186(3) | 53.6(3) | 77(7) | 57.0(1) | 155(4) | 32.8(11) | 82(6) | 20.4(19) |
| 2013 | 177(4) | 40.0(7) | 197(2) | 55.2(2) | 129(5) | 52.4(4) | 201(1) | 56.8(1) | 67(6) | 54.5(3) | 184(3) | 38.4(8) | 65(7) | 18.4(29) |
| 2014 | 164(2) | 34.5(7) | 158(3) | 52.0(2) | 130(5) | 53.1(1) | 150(4) | 44.6(4) | 64(6) | 47.1(3) | 172(1) | 35.2(6) | 63(7) | 17.3(21) |
| 2015 | 170(1) | 35.8(8) | 149(3) | 48.9(3) | 128(5) | 53.3(2) | 158(2) | 45.5(5) | 79(6) | 55.6(1) | 128(4) | 30.8(8) | 53(8) | 14.6(29) |
| 2016 | 136(4) | 29.4(7) | 137(3) | 48.1(2) | 105(5) | 47.3(3) | 155(1) | 44.3(4) | 63(6) | 49.6(1) | 152(2) | 35.8(5) | 36(9) | 12.1(32) |
| 2017 | 119(3) | 26.2(10) | 134(2) | 49.4(3) | 111(4) | 50.0(1) | 144(1) | 45.4(4) | 60(7) | 49.6(2) | 102(5) | 29.4(8) | 30(10) | 11.7(37) |
| 2018 | 101(5) | 23.2(15) | 121(2) | 48.0(4) | 128(1) | 59.3(3) | 118(3) | 39.2(6) | 72(6) | 59.5(2) | 110(4) | 45.1(8) | 25(11) | 12.3(43) |
| 2019 | 109(4) | 28.4(14) | 134(2) | 56.3(3) | 126(3) | 62.7(1) | 152(1) | 50.7(4) | 67(6) | 59.8(2) | 106(5) | 42.1(6) | 26(9) | 16.0(33) |
| 2020 | 85(4) | 29.4(14) | 126(1) | 59.4(3) | 107(3) | 57.8(4) | 125(2) | 49.8(7) | 84(5) | 70.6(2) | 75(6) | 36.1(12) | 30(9) | 23.6(20) |
| 2021 | 83(5) | 31.8(16) | 96(4) | 48.2(10) | 114(3) | 61.6(2) | 125(1) | 55.1(4) | 64(6) | 58.2(3) | 115(2) | 49.8(8) | 22(12) | 21.6(28) |
| 2022 | 50(8) | 26.2(22) | 117(2) | 60.9(2) | 119(1) | 68.0(1) | 104(3) | 57.5(4) | 66(5) | 60.0(3) | 104(3) | 44.8(9) | 16(16) | 18.6(34) |

資料2

低下します。(e) そのため、中大法科大学院に入学する者の水準がさらに下がり、司法試験合格率は益々下がってしまふという悪循環を生じることになります。

我々は、この悪循環を何とかして断ち切りたいと、様々な施策を打ってきました。このことについて、項を変えてご説明します。

3 これまでの取組み

前述した悪循環を断ち切り、「数」ではなく「率」を高めて筋肉質の法科大学院にするための取組みとして、これまで次のような施策を執ってきました。

(1) 定員削減

入学定員削減の推移は、次のとおりです。

| | |
|---------|------|
| 2004年度～ | 300名 |
| 2011年度～ | 270名 |
| 2016年度～ | 240名 |
| 2018年度～ | 200名 |

なお、これは入学年度での表示なので、定員削減決定からその効果が司法試験結果に表れるまでは数年かかることにご留意ください。例えば、2018年度からの定員200名というのは、2016年度中に削減決定を行って文科省の手続などを済ませ、2017年夏実施の入試から適用されます。その適用初年度学生（既修コース）が1回目司法試験を受験するのは2020年度、5回目受験は2024年度となります。つまり、定員削減を決定してから、その効果が完成するまで、8年という長い期間を要することになります。また、このことは、2023年度司法試験までは、旧定員（240名）時代の修了生が受験生に含まれることとなります。2022年度司法試験でも、4回目受験生と5回目受験生は、この定員240名時代の入学生です。

(2) 入試合格ラインの適正運用

次に、定員充足率を重視した入試合格ラインの設定はせず、司法試験合格を見込める者に絞った適正な合格ラインを保つとの方針に移りました（また、認証評価や文科省加算プログラムとの関係からも、競争率2倍基準を遵守することが要請されました。）。これらにより、入試での合格者数を絞ることになりますが、前述のとおり中大法科大学院の入試に合格しても他大学法科大学院に流れる者が多くいますから、必然的に実入学者数はさらに減少することになります。

(3) 厳格な成績評価と進級要件の厳格化

さらに、入学後の成績評価の厳格化を図り、ABコントロール（A評価は15%以内、B評価は25%以内とするもの。）のみならず最近ではCコントロールも導入しました（ABC併せて85%以内とするもの。）。また、進級要件

GPAも徐々に上昇させ（現在ではGPA 2.0未満が原級留置）、原級留置判定が2年続くと除籍（退学）となります。なお、2022年度の3年生からは、修了要件も課し、修了時GPA 2.0未満の者は修了延長となることが決まっています。

(4) これらの施策による受験者総数の減少

(1)の定員削減のみならず、(2)で述べた実入学者数の減少、(3)で述べた進級・修了要件の厳格化といった諸施策は、修了者数の減少をもたらし、さらにはその修了後の司法試験受験者数（分母）の減少となります。かつては、毎年200名以上の修了生を送り出していましたが（最大値は2012年の283名）、2022年3月の修了生は74名に過ぎません。これに伴い、司法試験の受験者数（2回目以降の受験者を含む）も大幅に減少することになります。かつては450名を超える受験者がいましたが（最大値は2012年の489名）、2022年度の受験者は191名（このうち64名が4回目又は5回目の受験者）です。

4 2022年度司法試験結果の分析

以上述べてきたような諸点と、それ以外のいくつかのデータを総合して2022年度司法試験結果を分析すると、次のようなポイントを指摘することができます。

- ① 合格者の絶対数（分子）の減少は、受験者総数（分母）の減少をふまえて理解する必要があります。
- ② 1回目受験者の合格率は回復基調を維持しています。2021年度の初受験者合格率46%に対し2022年度は44%と微減ですが、かつての30%を切っていた最悪の状態は、2019年度34%、2020年度43%、2022年度46%と上昇し、その回復基調を維持しています。ちなみに、この2021年度初受験者合格率46%というのは、「数」で全国1位だった2012年の初受験合格率と同じ数値です。
- ③ 4回目受験者及び5回目受験者の著しい不振が響いています（4回目受験者32名に対し合格者4名、5回目受験者32名に対し合格者1名。この2学年で総受験者数（分母）191名のうち64名を占め、うち合格者は僅かに5名（合格率7.8%）となっています。）。真剣に頑張ってきた修了生たちを応援したい気持ちは些かも揺るぎませんが、この4回目受験者と5回目受験者は、定員削減や進級要件厳格化等の措置を講じる以前の修了生であることを認識しておく必要があります。
- ④ コロナ禍によるオンライン授業等のため、教員と学生とのコミュニケーション、学生同士でのコミュニケーションが不足したことも、合格率上昇を阻んだ一因と思われます（中大法科大学院生の場合、授業後の教員への質問や学生同士での自主ゼミ等のコミュニケーションを通じ

て伸びる者が多く従来から指摘されてきました。)

- ⑤ 未修コース出身者の1回目受験合格率が60%との好成績です。これは、コロナ禍前2019年の1年次対面授業と課外プログラム「短答ドリル」実施の効果である可能性が高いと思われます。

5 今後の展開

今後の展開としては、近時始めた施策や現在進めている施策として次の諸点が挙げられますので、これらの効果がまもなく明確に表れてくるものと考えています。

①入試合格水準の絞り込み

前述のとおり、入試合格ラインを上げて絞り込みをすることにより、入学者の質の向上を図っています。

②成績評価や進級要件・修了要件の厳格化

前述した成績評価や進級要件の厳格化については、徐々にその要件を厳しくしてきたものであり、これから修了生となって司法試験受験に臨む者は、これまで以上に絞りがかけられた学年です。

③3+2の新制度

3+2の新制度により学部法曹コースを3年で早期卒業して中大法科大学院に入学した新制度1期生は、2023年度に在学中受験をすることができますが、その多くは学部時代に鍛えてきたことが影響してか、好成績を修めていますので、初年度にすぐ結果を出せるかどうかはともかくとしても、やがて合格率向上に貢献してくれるものと期待しています。

④カリキュラムの改定

これまで、修了に必要な単位数の内訳を見直し、法律基本科目群の単位数を増やすとともに、柔軟な科目設置(1群特講科目)を可能にするカリキュラム改定を進めてきたところですが、今般さらに、司法試験在学中受験制度に合わせたカリキュラム改定を実現しました。これにより、司法試験直前期への対応を含めた柔軟な指導をより一層充実させることができます。また、起案型科目の拡充が図られ、起案表現の指導にも注力しているところです。

⑤授業内容等の再検証

教員たちは、FD研究集会を繰り返すなどして、科目特性に応じた授業内容の再確認や配布教材の見直し等の作業を進めています。これにより、現在の学生の状況に沿った教育内容の提供を従来以上に展開していくつもりです。

⑥課外プログラムの一層の充実

近時の合格者である若手法曹とのコミュニケーションを増やして学修方法や生活面への細やかな対応を進められるよう、従来からあったフォローアップ演習やクラスサポーター制度の活性化を図るとともに、相談コーナーを設けてOB弁護士を常駐させる等の新規企画についても準備を進めています。

⑦法職事務室(法務研修会員制度)との連携の強化

2回目以上の受験者の合格率を上げるためには、法職事務室が所管する法務研修会員制度の充実が必須です。また、修了生のための学修環境整備や学修プログラムの提供のみならず、在学生向けプログラムについても、法職講座への期待には大きなものがあります。中大法科大学院としても、法職事務室との連携をより一層高めていきたいと考えています。

⑧新型奨学金創設構想の具体化

中大法学部の優秀層の入学を促進するための新型奨学金制度については、その財源とすべき寄付金募集をすでに始めて頂いていますが、制度設計の詳細がまもなく決まる見込みです。財源規模の一層の拡大を進めるとともに、早期にこの制度をスタートさせ、寄付をしてくださった中大法曹会の皆様を始めとする多くの方々への期待に応えたいと思います。

6 おわりに

今後は、以上のような多くの施策が奏功することが期待できます。これらにより、合格率の向上、それに伴う優秀な学生の獲得、さらに合格者絶対数の増加、という好循環を展開できるよう、教員一同、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2004年にスタートした法科大学院制度の総括というわけでもありませんが、累積合格率を示した文科省の公表資料がありますので、添付しました(【資料3】)。これも2021年度までの数値となっており、2022年度の数値が反映されていませんが、中大法科大学院の累積合格率は約70%であることがわかります。今後は、これをより一層高め、聖地駿河台の新キャンパスに相応しい法曹養成の殿堂を築けるよう精一杯努力していく所存であります。

(資料の出典)

資料1 文科省法科大学院等特別委員会(第103回)資料より

資料2 法務省の司法試験関係公表資料に基づき筆者が整理したもの

資料3 文科省法科大学院等特別委員会(第108回)資料より

以上

法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）

| | 司法試験結果 H17～R3年度修了者合計 | | | |
|------------|----------------------|----------|--------|--------|
| | 修了者（人） | 受験者実数（人） | 合格者（人） | 合格率 |
| 一橋大法科大学院 | 1,449 | 1,416 | 1,180 | 83.33% |
| 京都大法科大学院 | 2,648 | 2,570 | 2,123 | 82.61% |
| 東京大法科大学院 | 3,497 | 3,327 | 2,688 | 80.79% |
| 慶應義塾大法科大学院 | 3,294 | 3,185 | 2,550 | 80.06% |
| 神戸大法科大学院 | 1,270 | 1,246 | 923 | 74.08% |
| 中央大法科大学院 | 3,499 | 3,412 | 2,403 | 70.43% |
| 大阪大法科大学院 | 1,258 | 1,209 | 826 | 68.32% |
| 早稲田大法科大学院 | 3,203 | 3,072 | 2,069 | 67.35% |
| 愛知大法科大学院 | 216 | 214 | 143 | 66.82% |
| 北海道大法科大学院 | 1,037 | 971 | 625 | 64.37% |
| 名古屋大法科大学院 | 922 | 868 | 551 | 63.48% |
| 東北大法科大学院 | 940 | 908 | 571 | 62.89% |
| 千葉大法科大学院 | 551 | 531 | 329 | 61.96% |
| 東京都立大法科大学院 | 800 | 770 | 475 | 61.69% |
| 九州大法科大学院 | 984 | 946 | 539 | 56.98% |
| 大阪市立大法科大学院 | 642 | 618 | 340 | 55.02% |
| 創価大法科大学院 | 489 | 475 | 244 | 51.37% |
| 明治大法科大学院 | 1,916 | 1,825 | 926 | 50.74% |
| 同志社大法科大学院 | 1,324 | 1,246 | 623 | 50.00% |
| 岡山大法科大学院 | 417 | 395 | 193 | 48.86% |
| 広島大法科大学院 | 439 | 424 | 205 | 48.35% |
| 上智大法科大学院 | 1,028 | 962 | 448 | 46.57% |
| 立命館大法科大学院 | 1,346 | 1,274 | 569 | 44.66% |
| 学習院大法科大学院 | 522 | 499 | 222 | 44.49% |
| 関西学院大法科大学院 | 944 | 889 | 389 | 43.76% |
| 横浜国立大法科大学院 | 458 | 438 | 191 | 43.61% |
| 山梨学院大法科大学院 | 242 | 226 | 98 | 43.36% |
| 福岡大法科大学院 | 192 | 188 | 81 | 43.09% |
| 金沢大法科大学院 | 262 | 250 | 106 | 42.40% |
| 南山大法科大学院 | 354 | 341 | 144 | 42.23% |
| 筑波大法科大学院 | 407 | 372 | 157 | 42.20% |
| 法政大法科大学院 | 847 | 814 | 331 | 40.66% |
| 立教大法科大学院 | 616 | 579 | 227 | 39.21% |
| 関西大法科大学院 | 977 | 924 | 348 | 37.66% |
| 成蹊大法科大学院 | 465 | 423 | 157 | 37.12% |
| 琉球大法科大学院 | 225 | 209 | 77 | 36.84% |
| 専修大法科大学院 | 551 | 522 | 192 | 36.78% |
| 中京大法科大学院 | 165 | 150 | 55 | 36.67% |
| 熊本大法科大学院 | 189 | 179 | 65 | 36.31% |
| 甲南大法科大学院 | 467 | 427 | 153 | 35.83% |
| 新潟大法科大学院 | 292 | 271 | 90 | 33.21% |
| 広島修道大法科大学院 | 217 | 191 | 62 | 32.46% |
| 近畿大法科大学院 | 224 | 209 | 66 | 31.58% |
| 名城大法科大学院 | 294 | 254 | 80 | 31.50% |
| 日本大法科大学院 | 931 | 859 | 269 | 31.32% |
| 静岡大法科大学院 | 140 | 132 | 40 | 30.30% |
| 西南学院大法科大学院 | 299 | 274 | 83 | 30.29% |
| 白鷗大法科大学院 | 139 | 122 | 36 | 29.51% |
| 神奈川大法科大学院 | 213 | 200 | 59 | 29.50% |
| 北海学園大法科大学院 | 155 | 139 | 40 | 28.78% |
| 青山学院大法科大学院 | 337 | 318 | 91 | 28.62% |
| 信州大法科大学院 | 196 | 168 | 47 | 27.98% |
| 関東学院大法科大学院 | 193 | 174 | 47 | 27.01% |
| 鳥根大法科大学院 | 128 | 115 | 31 | 26.96% |
| 香川大法科大学院 | 168 | 149 | 39 | 26.17% |
| 東洋大法科大学院 | 286 | 267 | 68 | 25.47% |
| 明治学院大法科大学院 | 403 | 371 | 93 | 25.07% |
| 駒澤大法科大学院 | 290 | 272 | 67 | 24.63% |
| 東北学院大法科大学院 | 150 | 137 | 33 | 24.09% |
| 神戸学院大法科大学院 | 141 | 113 | 25 | 22.12% |
| 獨協大法科大学院 | 282 | 267 | 59 | 22.10% |
| 桐蔭横浜大法科大学院 | 421 | 368 | 77 | 20.92% |
| 龍谷大法科大学院 | 291 | 263 | 54 | 20.53% |
| 大宮大法科大学院 | 452 | 390 | 79 | 20.26% |
| 國學院大法科大学院 | 271 | 248 | 50 | 20.16% |
| 鹿児島大法科大学院 | 144 | 135 | 26 | 19.26% |
| 久留米大法科大学院 | 186 | 158 | 30 | 18.99% |
| 愛知学院大法科大学院 | 134 | 121 | 21 | 17.36% |
| 京都産業大法科大学院 | 265 | 229 | 39 | 17.03% |
| 駿河台大法科大学院 | 381 | 351 | 57 | 16.24% |
| 東海大法科大学院 | 225 | 192 | 30 | 15.63% |
| 大東文化大法科大学院 | 316 | 272 | 40 | 14.71% |
| 大阪学院大法科大学院 | 230 | 181 | 26 | 14.36% |
| 姫路獨協大法科大学院 | 95 | 80 | 3 | 3.75% |
| | 49,941 | 47,284 | 26,493 | 56.03% |

※受験者実数とは、（新）司法試験を1回以上受けた者の数。

※合格率は、受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合である。

茗荷谷キャンパスでの 新しい法学部教育に向けて



中央大学法学部長 猪股 孝史

中央大学法曹会のみなさまには、日頃より、中央大学及び法学部における研究・教育活動に多大なるご支援・ご協力を賜っており、法学部長として厚く御礼申し上げます。

改めてご案内するまでもなく、法学部の都心移転は、創立130周年にあたる2015年に中央大学が策定した中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の柱の一つです。その企図するところは、中央大学としては、時を同じくして駿河台キャンパスに移転する法科大学院と連携して法曹教育制度を一体的に運用すること、そして、都心キャンパスで文理融合の教育・研究を展開することにあるのですが、法学部としては、都心移転の好機を捉えて学部改革、カリキュラム改革を断行することにあります。

まず、法曹教育制度についていえば、2023年4月、法学部が茗荷谷キャンパスへ移転すると同時に、法科大学院は駿河台キャンパスに移転することで、地理的・時間的な距離が縮まり、これまで以上に法学部と法科大学院とがより密接に連携しながら、法曹教育をさらに強化し、一体的に運用できるようになります。すでに2019年度入学生から開始している新しい法曹養成制度、いわゆる「3+2」（法曹教育の「一貫教育プログラム」）では、昨年度第一期生80名のうち法科大学院の選考の結果、37名が合格、本年度第二期生については87名のうち同じく37名が合格しました。今後、法学部と法科大学院との連携協定を見直すなどして一貫教育プログラムをさらに充実させ、法科大学院所属の教員が担当する法学部の授業等を通じて学部学生が身近に教育指導を受ける機会をこれまで以上に拡充・展開していくことも可能になると期待されます。なお、多摩キャンパスで法曹・公務員養成を担ってきた「炎の塔（多摩学生研究棟）」の機能は、茗荷谷キャンパスにも専用スペースを確保して維持されます。正課授業、法職講座、そして学研連が、有機的かつ密接に相互連携を図りながら、相補的な法曹養成教育を展開することで成果を上げる、中央大学法学部ならではの三位一体の法曹教育は、変わることはありません。

次に、茗荷谷キャンパスに移転することで、正課授業・課外活動ともに、学びのフィールドが広がり、学びのかたちが変わることが想定されます。アクセス至便な茗荷谷

キャンパスでは、各界各層の第一線で活躍するOB・OGのみなさまのご協力・ご理解をいただきながら、実務家による授業をこれまで以上に充実させる可能性が広がり、また、学外での学びとしては、実務に触れる機会となるインターンシップを拡充させることができる環境も整うことになります。教室で理論を学びつつ、現場で実務の一端を知ること、理論と実務が車の両輪となって、バランスのよい視点・気付きを得させることができる授業は、まさに建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」を具現化するものとなりましょう。併せて、課外活動も、都心施設・機関を存分に活用することができるようになり、活動の場はやすやすと学外に広がっていき、学生の成長の大きな糧となることでしょう。

茗荷谷キャンパスには、全館に十分なWi-Fi環境を完備し、小・中教室から大・特大教室までのすべての教室に、双方向型オンライン授業を実施するのに必要な機材を配備します。こうした施設・設備は、コロナ禍における経験・知見を踏まえ、DXを最大限に推進し、ソサイエティ5.0時代に適切な新たな大学教育のあり方を見据えて、対面とオンラインとをより効果的に組み合わせ、時間と空間に制約されない多様な学びのかたちを提供すべく、オンライン授業を積極的に展開していくことを想定してのことです。こうした方向性は、教育・学修環境の充実につながるはずのものであり、そのための学生サービスの積極的な展開をめざそうとするものでもあります。他方で、法学部は、1学年あたりの学生数が1400人ほどと大規模な学部であるからこそ、教員と学生一人ひとりの距離に近いものとなるように、とりわけ初年次演習は少人数クラスとして編成し、1年生のうちに学びのスキルをしっかりと身に付けてもらうため、指導する教員の体制も整えました。

以上のほか、2023年度カリキュラム改革としては、文理融合の教育・研究を具体化するものとして、学際的な科目を都心三学部が共同開講することとしています。

中央大学法曹会のみなさまには、中央大学及び法学部における研究・教育活動のさらなる発展のため、引き続きご理解・ご支援を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

中央大学法曹会 令和4年度事業・活動報告



中央大学法曹会事務局長 平賀 修

●令和4年5月27日

・令和4年度定時総会（令和3年度第4回常任幹事会・拡大幹事会）（50名+39名）

於：スクワール麹町3階 錦華 ※ WEB併用のハイブリッド形式

- 1 令和3年度活動報告承認の件
- 2 令和3年度決算承認の件
- 3 令和4年度活動予定報告の件
- 4 令和4年度予算承認の件
- 5 令和3年度各種委員会報告の件
- 6 中央大学・中央大学法科大学院への提言の件
- 7 その他

・講演会

演題 「本音の民事訴訟」

講師 綿引万里子先生（元札幌・名古屋高等裁判所長官）

・令和4年度春季懇親会

◎ 裁判官が実務で実際に感じていることをわかりやすくお話いただき、大変有意義な講演となりました。綿引先生には、講演録をHPに掲載することもご快諾いただきました。是非ご覧ください。

●令和4年6月7日 不動産建設白門会との交流会準備（打合せ）

松田委員長、竹下事務局次長、平賀事務局長が出席

●令和4年6月17日 本部・支部WEB会議を開催（11名）

6支部（福岡、旭川、栃木、鹿児島、福島、大坂）の支部長と東京本部で会談。新校舎建設や寄付金の状況、近年の司法試験合格者数などで情報交換を行った。

各支部からの財政支援や講師紹介の要望等が出され、本部からも修習生情報の提供などを求め、意義ある会合となった。

◎ 各支部との交流がコロナ禍によって中断してい

ることから、まずはいくつかの支部と現状について協議することから再開するとの狙いで実施されました。各支部によって様々な事情・要望があることがわかり、今後の活動に生かすことになりました。

●令和4年6月21日 第1回執行部会 於：WEB会議（11名）

- 1 本年度の予定の件
 - 2 広報委員会の報告
 - 3 機構改革実行特別委員会の報告
 - 4 交流委員会の報告
 - 5 第1回常任幹事会・拡大幹事会の準備状況
 - 6 その他
- ・ 中大への提案書
 - ・ 大阪支部総会

●令和4年7月7日 中央大学多摩学生研究棟運営委員会（第1回移転部会）

於：WEB会議 平賀事務局長が出席。

●令和4年7月11日 中央大学と法曹会の協議会 於：WEB会議

今後、法曹会が法学部といかなる連携をとっていかにつつき、猪股孝史法学部長、佐藤文彦学部長補佐、遠藤研一郎教授、小栗忠事務担当の出席をいただいて協議した。

◎ 大学並びに法科大学院と、今後継続的に協議を行って、法曹会がいかなる協力や支援ができるのか検討する会合を始めました。

●令和4年7月19日 第2回執行部会 於：WEB会議（11名）

- 1 広報委員会の報告
- 2 交流委員会の報告
- 3 法職教育検討委員会の報告

- 4 大学への提言書に関する報告
- 5 第1回常任幹事会・拡大幹事会の準備状況
- 6 第2回常任幹事会・拡大幹事会の準備状況
- 7 その他
 - ・ 大阪支部総会

●令和4年7月19日 中央大学法科大学院と法曹会の協議会 於：WEB会議

法曹会が法科大学院に対していかなる協力体制をとるべきかについて、小林明彦法務研究科長、木村美隆教授、中村知広課長、永野努課長の出席をいただいて協議した。

●令和4年7月25日 大坂支部総会 於：大坂弁護士会館10階

鈴木会長、平賀事務局長、野中事務局次長が出席

◎ 昨年と同様、大坂支部の熱意と行動力を強く感じる総会でした。

●令和4年8月2日 不動産建設白門会との交流会 於：中央大学駿河台記念館

当会より18人、不動産建設白門会から25人の参加があり、リアルでの懇親会が盛況のうちに実施された。

◎ 具体的な他団体との交流活動は今回が2回目ですが、今後もいくつか予定されており、より広く関係団体との提携を深めていくことを考えています。

●令和4年8月10日 第1回常任幹事会・拡大幹事会 於：WEB会議

(1) 各種委員会報告

- ① 募金実行委員会
- ② 機構改革実行特別委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 交流委員会
- ⑤ 大学等への提案書の件
- ⑥ 大坂支部

(2) 講演 「AI時代の法務の在り方」

講師 GVA 法律事務所 山本 俊 先生
(二弁 62期)

◎ 企業内法務や事務所経営において、いかなるツールをどう使うかによって、より合理的かつ効率的な事務処理が可能となっており、結果として、本業に対して十分な注力ができることをお話いただきました。

●令和4年8月11日 執行部懇親ゴルフ② 於：太平洋クラブ八千代コース

五十里事務局次長が優勝。

◎ 初のゴルフ大会でした。今後も予定しています。

●令和4年8月22日 中央大学多摩学生研究棟運営委員会(第2回移転部会)

於：WEB会議 平賀事務局長が出席

●令和4年8月24日 第3回執行部会 於：WEB会議(12名)

- 1 広報委員会の報告
- 2 交流委員会の報告
- 3 法職教育検討委員会の報告(含：法廷傍聴会)
- 4 中大への提案書の件
- 5 募金実行委員会の報告
- 6 第2回常任幹事会・拡大幹事会の件
- 7 その他

(1) 第1回常任幹事会・拡大幹事会 (2) 大阪支部

●令和4年8月31日 公認会計士会との交流会打合せ 松田委員長、平賀事務局長、竹下事務局次長が出席

●令和4年9月5日 中央大学との協議会 於：WEB会議(9名)

大学側より猪股法学部長、佐藤文彦法学部教授、小栗法学部事務室課長にご出席をいただき、今後の大学と法曹会の提携につき協議。附属高校への働きかけ、大学授業への提案、リカレント教育等、今後も幅広く協議することとなった。

◎ 具体的な取り組みが徐々に形になり、まずは附属高校生に対する支援・助力について、ご担当の石井常任理事と協議をおこなうこととなりました。

●令和4年9月21日 第4回執行部会 於：WEB会議(15名)

- 1 広報委員会の報告
- 2 交流委員会の報告
- 3 中大への提案書の件
- 4 募金実行委員会の報告
- 5 第2回常任幹事会・拡大幹事会の件
- 6 その他

本年度の合格祝賀会は開催しないことが報告された。

●令和4年9月27日 南甲倶楽部との交流会打合せ 於：一橋会館4階

南甲倶楽部より、成田清治事務室長、桜井泰紀常任理事に参加いただき、今後の交流会について検討。

●令和4年9月29日 中央大学多摩学生研究棟運営

委員会(第3回移転部会)

於：WEB会議 平賀事務局長が出席

◎ 来年4月からの茗荷谷キャンパスの地下に学研連が入るにあたり、施設管理費の負担、支払方法、OB・OGの来訪方法などが問題となり、検討を進めています。

●令和4年10月7日 中央大学との協議会のための打合せ 於：WEB会議(6名)

当会より大学側に提案すべき具体的内容について詳細を検討。

●令和4年10月20日 第5回執行部会 於：WEB会議(15名)

- 1 広報委員会の報告
- 2 交流委員会の報告
- 3 法職検討委員会の報告
- 4 中大への提案書の件
- 5 募金実行委員会の報告
- 6 第2回常任幹事会・拡大幹事会の件
- 7 その他

第3回常任幹事会・拡大幹事会の講師について、青沼隆之検事長や一宮なおみ元最高裁判事の他、小林法務研究科長と猪股法学部長に依頼することが確認された。

●令和4年10月28日 執行部懇親ゴルフ③ 於：鳳琳カントリー倶楽部

8名のハンデ戦を実施。平賀事務局長が優勝

●令和4年11月1日 中央大学多摩学生研究棟運営委員会 於：WEB会議

第4回移転部会兼拡大協議会が開催され、平賀事務局長が出席

●令和4年11月2日 法廷傍聴会 於：東京地裁 小峯法職教育検討委員会委員長、山本事務局次長、小川事務局次長が参加

◎ 募集人員20名おとところ、約60名の応募があり盛況のうちに終了しました。次回からは回数を増やす等、より多くの学生が参加できる体制で実施したいと考えます。

●令和4年11月7日 中央大学との協議会 於：WEB会議

大学側より猪股法学部長、佐藤文彦法学部教授、小栗法学部事務室課長にご出席をいただいた。

●令和4年11月9日 社労士会との交流会

於：一橋会館4階

合計45名が参加して、勉強会と懇親会を実施した。当会からは山口純子弁護士が講師として講演された。

◎ 法曹会と社労士会の双方から講師を出して、相互の講演を行いました。労務問題への対応について、企業側に丁寧な姿勢が求められることがよくわかる内容でした。

●令和4年11月17日 第6回執行部会 於：WEB会議(12名)

- 1 広報委員会の報告
 - 2 交流委員会の報告
 - 3 法職教育検討委員会の報告
 - 4 大学への提言書に関する報告
 - 5 募金実行委員会の報告
 - 6 第2回常任幹事会・拡大幹事会の準備状況
 - 7 その他
- 第3回幹事会、社労士会との忘年会、新キャンパス開校式

●令和4年11月24日 第2回常任幹事会・拡大幹事会 於：アルカディア市ヶ谷

会場出席21名、WEB出席5名、来賓8名 ※ WEB併用のハイブリッド形式

- 1 委員会報告の件
林勘市募金実行委員会委員長より報告
 - 2 中央大学への提案の件
池内稚利委員より報告
- ・講演会
演題 「退職裁判官の刑事裁判よもやま話」
講師 合田悦三先生(元札幌高等裁判所長官)
- ・懇親会

◎ 合田先生の飾らないお人柄が滲み出た和やかで、それでいて濃密・高度なお話でした。裁判員裁判の制度設計から関与され、その後の運用にも携われたご経験に基づいて、刑事裁判の今の実像が学べる大変有意義な講演でした。

●令和4年11月27日 中央大学 ホームカミングデー

◎ 他の団体と同様に、法曹会も活動報告をWEBでアップしました。

●令和4年12月1日 石井靖常任理事との協議会(付属高校との提携について) 於：WEB会議(●名)

鈴木会長、矢部委員、池内委員、平賀事務局長、三浦事務局次長、山本事務局次長が出席。

◎ 付属高校生に対して、出張講義やその他で、法曹を身近に感じてもらい、自分の進路を考える一助になることも願って協議しました。付属4校ともに、実務法曹が関与することに前向きな姿勢を示していただきました。

●令和4年12月2日 中央大学多摩学生研究棟運営委員会 於：WEB会議

第5回移転部会兼拡大協議会が開催され、平賀事務局長が出席

●令和4年12月13日 南甲倶楽部との交流会打合せ 於：一ツ橋会館

松田交流委員会委員長と平賀事務局長が出席

●令和4年12月21日 第7回執行部会 於：WEB開催

- 1 広報委員会の報告
- 2 交流委員会の報告
- 3 大学への提言書に関する報告
- 4 募金実行委員会の報告
- 6 第3回常任幹事会・拡大幹事会の準備状況
- 7 その他
法科大学院合格祝賀壮行会、中大開校式、学員時報

その後、執行部による忘年会を実施した。

※ 令和4年12月時点（本稿脱稿時）までで以上の経過でした。

<以下、今後の予定>

- 令和5年1月18日 第8回執行部会
- 令和5年1月24日 第3回常任幹事会・拡大幹事会
スクワール麴町での開催を予定
- 令和5年2月17日 第9回執行部会
- 令和5年3月15日 第10回執行部会
- 令和5年3月30日 中央大学新校舎開校式
於：茗荷谷キャンパス
- 令和5年4月18日 第11回執行部会
- 令和5年5月10日 第12回執行部会
- 令和5年5月23日
令和5年度定時総会（令和4年度第4回常任幹事会・拡大幹事会）

●【各種委員会開催】

- 1 人事委員会
なし
- 2 広報委員会
令和4年6月1日、7月20日、8月29日、
9月30日、10月24日、12月19日
- 3 会則検討委員会
なし
- 4 法職教育検討委員会・大学問題委員会（共催）
なし
- 5 機構改革実行特別委員会
令和4年6月2日、7月15日、
- 6 募金実行委員会
令和4年8月1日、9月14日、10月12日、
12月20日
- 7 交流委員会
令和4年6月23日、7月22日、9月1日、
10月4日、11月14日
- 8 若手会員活動委員会
なし

以 上

法曹会だより

再び、「今 燃えなければ！」
法曹会・学研連合同の募金活動報告募金実行委員会委員長
林 勘市

全国5000人を超える中央大学法曹会員の皆さま、いつも中大法曹会の運営と母校中央大学への支援に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が世界に拡散したこの3年間、まことに不自由で仕事への影響も少なくなかったですね。今後も当分この傾向が続くと予想され、それを思うと気分が沈みますが、それにもかかわらず、私同様、新春から大変気分よく過ごされていることと存じます。

今年のスタートとなった正月の箱根駅伝では、ナショナルフラッグを想起させる伝統の白地に赤のC文字のユニフォームに栄光の真紅の襷をまとった各選手が爆走し、始終テレビ画面に映るトップ付近に位置して駅伝ファンを楽しませ、往路、復路とも2位の総合準優勝を達成しました。

若き10人の駅伝選手の大活躍に、全国のOBOGは歓喜で心を躍らせ、沿道やテレビ応援の駅伝ファンを魅了しました。箱根優勝の美酒に酔いしれたい願望もすぐ手の届くところまで来ましたね。

今年の正月も大学から届いた年賀状形式の駅伝応援募金に気分良く応じ1万円の寄付をされた先生方も多いことでしょう。昨年正月に届いた駅伝応援年賀状募金には4000人近くの全国学员から約4000万円の寄付が集まったと聞いていますが、今年はそれ以上が期待できます。

思い返せば、私が中央大学の常任理事に就任した2014年当時、法学部入学生の学力レベルが徐々に低下しつつありました。その原因は、都心のライバル校がいち早く時代の流れに乗り10年くらいかけて魅力あるキャンパス作りと時代に合った新学部増設に成功したのに比べ、中央大学は郊外の多摩に移転して35年以上のんびりと過ごし、時代の変化について行けなかったため、首都圏と全国の高校生から立地の悪さと変化（改革）のなさが敬遠され魅力が薄れたことにあります。

東大、京大等の旧帝大や一橋等の国立を第一志望と

する首都圏及び全国の有名進学校からの優秀層（司法試験突破によるリベンジに燃える地頭のよい優秀層）の入学が減り、偏差値が低下し身の丈に届くようになった中央大学法学部に入学できて大満足の準進学校からの入学が増えているとのデータがこれを裏付けていました。

この現状を知るにつけ、私は、往事の輝きを失いつつあった「法科の中央」ブランドを何とか再興し、再び日本を代表する法学部にしたいとの一心でした。それが常任理事に就任した動機です。また、箱根駅伝もシードがはるか彼方で低迷しており、これもすぐに強化に向けて動き出さないと本戦出場をも危ぶまれる状態でした。

私を含む4名の常任理事は、このままでは10年後は取り返しのないことになるとの危機感を共有していました。そのリーダーとなったのは当時筆頭常任理事であった大村雅彦現理事長です。現状を打破するための抜本的改革をめざし、連日協議を重ねました。その結果が、2015年10月に、①法学部の都心移転によるロー＆ローの一貫教育の実現と、②箱根駅伝優勝をめざす抜本的強化策の実施を中核とする、中長期事業計画「CHUO VISION 2025」として結実しました。

あれから7年半が過ぎました。私は、キャンパス整備担当の常任理事として、都心の環境良好で利便性の高い敷地の確保と魅力あふれる建物設計となるよう全精力を注ぎ、学内の一部に強い反対がありましたが、そのための十分な予算措置の承認も取り付けました。

設計がほぼ完了した2020年6月に二期6年の任期満了により退任しましたが、中央大学法学部の茗荷谷移転とロースクールの駿河台移転のための建設工事がその後も順調に進み、とうとう念願の茗荷谷法学部新キャンパスと駿河台ロースクール等キャンパスが本年3月に開校しました。多摩に全面移転してちょうど45年後に、待望していた法学部が都心（しかも絶好

地の茗荷谷)に回帰し、中央大学が誇る栄光の聖地駿河台にロースクールが回帰した瞬間を、確かにこの目で確認してきました。

両建物とも、設計は日建設計の優秀な設計チームが担当し、茗荷谷は清水建設が、駿河台は大成建設が施工しました。特に茗荷谷の建物は、女性の設計主任がロンドンのミドルテンブル（中央法曹院）まで実際に視察に行き肌で感じた伝統を設計に取り入れてくれました。そのミドルテンブルに由来する赤煉瓦造りの英吉利法律学校を起源とし、駿河台で隆盛を極めた中央大学法学部の伝統を白色の尖頭型アーチのコリドーに継承する立派な建物となりました。

ネット上にアップされたその姿は、格調高くとても魅力的で、社会からすごく注目され、受験生の関心を惹きつけました。

内部も写真が公開されているとおり、建物の真ん中は明るい吹き抜け、奥行きが約100メートルもある広いフロア（低層階はワンフロア約4300平米の広さ）、ミドルテンブルのイメージをモダンにアレンジした図書館とレストラン、安らぎの屋上庭園、随所にある友との談笑や自習に使える憩いのフリースペース、落ち着いて勉強に集中できる地下2階の法職・学研連フロア、アーチをくぐった側壁にはめ込まれたシルバーの「C中央大学」のプレートとレンガ色のエンブレム、尖頭型アーチを浮かび上がらせる夜間照明などの洗練されたデザインが学生に人気です。

建物正面の春日通り側はスターバックスと郵便局、文京区の地域活動センターがあり、茗荷谷駅前の賑わいゾーンとして付近の他大生や文京区民にも親しまれることでしょう。

茗荷谷法学部は、これから年月を経るごとにその魅力が広く知れ渡り、それに伴って志願者数、偏差値、社会の評価が向上し、その実績により一層輝きを増し、法曹を志す首都圏及び全国の法学部志願者憧れのキャンパスとなることは間違いありません。

また、駿河台の建物は、中央大学の聖地である駿河台に、かつて存在した堂々たる旧講堂の縦に伸びるスリット壁を清新な白色のスリット壁で模し、天高く未来に向かって飛躍する中央大学をイメージした20階建て（屋上塔屋を含む）の超高層建物で、その洗練されたデザインにより周囲を圧倒する存在感を示しています。最上階の展望カフェテリアからは都心が一望でき、また免震構造を採用し安全性にも十分配慮しており、ロースクール生だけでなく全国学員の拠点として誇れるキャンパスとなりました。

何事も中途半端な改革、中途半端な予算付けでは成果が上がりません。この両建物を中核とする都心キャンパス整備に思い切って資金を投入しました。そして、

確実に目的（魅力あふれる都心キャンパスの実現、箱根駅伝優勝を成し遂げるための人的物的体制の整備と選手の勧誘・育成）を達成するために、学校法人と教学が力を合わせて一生懸命に取り組んだ成果がようやく形となって表れました。社会の中央大学に対する評価も目に見えて向上しつつあります。

こうした法学部とロースクールの都心移転を実現するまでの7年半の間にも、法学部ブランドの低下傾向が徐々に進み、炎の塔で学ぶ優秀層を中心として毎年100人ほどが中央ロースクール以外の司法試験合格率のよい東大、一橋、慶應等のロースクールへ転出する傾向に拍車がかかり、その結果、中央ロースクールは入学者の質の低下に歯止めがかからず、司法試験合格者数、合格率とも崖っぷちに追いやられました。

しかし、ここに来て、ようやく両建物の完成移転が完了し、茗荷谷法学部と駿河台ロースクールの連携による一貫教育を今年から本格的に開始することができるようになりましたので、法学部の茗荷谷移転とロースクールの駿河台移転を機に、何としてでも成績低迷に歯止めをかけ、V字回復を果たして、「法科の中央」の名声を取り戻さなければなりません。

そのために、中央大学法曹会と学研連は、中央大学に対し資金面の支援を通じ「法科の中央」の名声回復を図ることとし、一昨年秋から、中大法曹会と学研連合同で募金実行本部体制を構築し、両団体合計で2016年から2025年までの10年間の累積寄付額10億円（①の施設整備8億円、②の進学奨励奨学金2億円）を目標額として、「白門飛躍募金」活動を本格的に開始しました。

上記目的を達成するための募金活動ですので、寄付の用途は、①法学部とロースクールの施設整備、②法学部から中大ロースクールへの進学を奨励するための奨学金に限定しました。②については奨学金支給によるロースクールの成績向上が顕著に表れるまでの5年間にわたり奨学金の支給を継続したいため合計2億円の資金が必要と判断しています。

一昨年秋の募金活動開始時の募金実行本部体制は、募金実行本部長に元最高裁判事で元中央大学理事長の深澤武久先生、本部長代行に元日弁連会長の山岸憲司先生、最高顧問に元最高裁判事の才口千晴先生、甲斐中辰夫先生、横田尤孝先生はじめ高裁長官、高検検事長、東京三会会長経験者等を中心とした38人の先生方に就任していただき、実働部隊である募金実行委員会は元中央大学理事及び現理事の8人の先生方で構成しました。

そして、募金活動を展開する上での会員への直接の呼びかけ活動を全国に広めるため、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、大阪弁護士会を

はじめ、全国の単位会を中心に137人に上る先生方に「呼びかけ人」として募金活動にご協力いただくことになりました。これに加えて、中央大学法曹会の令和3・4年度執行部（現執行部）と令和元・2年度執行部の各先生方も活動を担ってもらうことにしました。

学研連側は、学研連委員長及びその経験者、学研連等11団体の会長、理事長、支部長、OB会長、OB代表等の先生方及び学研連委員の合計37人の先生方が中心となって、それぞれの研究団体ごとに募金活動を担っていただいています。

また、皆さまにご寄付をお願いするにあたり、どのくらい寄付したらよいかという問い合わせもあることから、「炎の塔」建設のために法曹会と学研連が取り組んだ中央大学創立125周年記念募金活動時に作成した募金基準表（会報「中大法曹」20号153ページに掲載）にならない、募金基準表（目安表）を作成し募金活動を担う先生方に配布しています。

寄付金額のおおよその目安を申しますと、一口5万円以上を基本としていますが、各種役職経験者の先生方には、白門飛躍募金期間（2016年～2025年）の累積寄付額で、商議員、協議員、単位会監事、法曹会・学研連事務局長及びその経験者は50万円以上、評議員、学員会常任幹事・支部長、単位会副会長、司法研修所教官、日弁連理事、各弁連副理事長、法曹会副会長、学研連所属会理事長及びその経験者は100万円以上、単位会会長、学研連委員長及びその経験者は200万円以上、中央大学理事・監事、学員会副会長、日弁連副会長、各弁連理事長、法曹会会長（旧幹事長）及びその経験者は300万円以上、中央大学理事長、評議員会議長、学員会会長、日弁連会長及びその経験者は500万円以上（重複資格の場合は上位の資格による）という格別のご寄付をお願いしていますので、この目安を参考にしてご検討ください。ただし、この基準表はあくまで目安にすぎず、金額を問わず皆さまからの任意のご意思によるご寄付をお願いしています。

皆さまのご支援、ご協力により、令和5年1月17日時点で大学からの報告によれば、①上記建物の建設費への寄付指定と②中大法学部から中央ロースクールへの進学奨励奨学金への寄付指定の合計で2億4546万円に上る募金実績をあげています（法曹会、学研連等11団体、行政研、外交研、商法研を含む合計額）。内訳は、法曹会4987万円、学研連等11団体1億8409万円、行政研等3団体1150万円です。皆さまからの多大なご協力に対し、あらためて厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、中央ロースクールは昨年9月の司法試験合格者数50人、合格率26.18%と一層低迷し、皆さまから大変お叱りを受けました。成績低

迷の原因は明白です。中大法学部卒の司法試験合格者数はここ数年まで平均して140人前後に上っていますが、上記のとおり学研連所属の優秀な学生を中心として100人近くが東大、一橋、慶應等ロースクールに進学しているためです。

この学生の流出をせき止め、優秀な法学部生の多くが中央ロースクールに進学してもらうようにすることは、待ったなしの不可欠な対策です。法学部の優秀層の大半がそのまま中央ロースクールに内部進学してくれば、ロースクール別の司法試験成績を一気にV字回復させることが可能です。

既に昨夏の入試から「中大法学部3年+中大ロースクール2年」の法曹養成コースに乗って内部進学して来る優秀層が顕著に増加し始めました。この新たな法曹養成制度のスタートに伴う新潮流を一層加速させる必要があります。

中央ロースクールに優秀層が競って進学したくなるほどのブランドを確立するまでの間は、教授陣の一層の奮闘を期待して待つだけでなく、法曹志願の法学部生にとって魅力ある奨学金制度を構築し、人為的な仕掛けにより上記の新潮流を一定期間は力強く後押しする必要があります。

②の進学奨励奨学金の寄付額は本年1月の時点で4540万円ですが、目標の2億円にはまだ遠く及びません。今夏の入試時期から上記奨学金制度をスタートできるようにするため、②の進学奨励奨学金の寄付額の大幅増加を、令和4年度及び5年度の募金活動の重点目標とすることにしました。

皆様におかれては、振込用紙の記載欄に寄付額のうち②の寄付指定割合をできるだけ多くしていただくようお願いいたします。大学への振込用紙に寄付指定割合の記載がない場合は、①の施設整備への寄付割合を7割、②の奨学金への寄付割合を3割とさせていただきます。

振込用紙は、法曹会用の振込用紙でも学研連用の振込用紙でも、どちらでも使用可能です。学研連の皆様は、法曹会と所属研究室のどちらからご寄付をされても結構です。所属研究室からの寄付を希望される場合は、学研連用の振込用紙を使用するか、手元にある法曹会用の振込用紙の「法曹会」に斜線を引き、「所属研究室名」を書き加えていただければ結構です。

寄付による節税効果ですが、寄付金控除には所得控除と税額控除の2種類ありますが、学校法人中央大学は文科大臣から特定公益増進法人として税額控除の指定を受けていますので、税額控除を選択して所得税申告をすると、寄付額に対し4割の節税効果があります。例えば、100万円を大学に寄付しても、実質の負担が60万円で済みます。つまり、60万円の実質負担で中央大学という私たちの「ふるさと」に100万円

分の大きい貢献ができるため、皆さまには令和5年以降の所得状況に応じて2025年まで引き続きのご寄付をぜひともお願いします。

私たちは、長期間低迷していた箱根駅伝に危機感を持ち、大学が本腰を入れて指導体制を強化し、全国の多くの学員が寄付をして活動費を支えた結果、優秀な高校生を獲得でき、今では高校生のほうから中大を志願するようになり、選手も目の色が変わって切磋琢磨し準優勝という成果を上げ、V字回復できた成功体験を有しています。

司法試験分野でも、大学と私たち法曹会員が本腰を入れれば、茗荷谷の中大法学部、駿河台の中央ロースクールの両方とも、再び日本を代表する「法科の中央」の名声を取り戻すことは決して不可能ではありません！

元法曹会幹事長・元中央大学理事で「炎の塔」の建設に多大な貢献をされ「炎の塔」名称提唱者であられた故松家里明先生が、司法試験合格者数が5位に低迷し危機的状況に直面していた当時の中央大学の現状を一挙打開するため、大学を説得し、全国の法曹会員に寄付を呼びかけ、2002年(平成14年)に「炎の塔」の建設を実現されましたが、難関国家試験突破をめざし燃えるような情熱で切磋琢磨する勉学環境を整えられた際に、2年後に迫る法科大学院の開校とそれに続く新司法試験制度の実施という国家試験の大変革期を迎えるに当たり、全国の中大法曹会員に向け、「学生に燃えるような情熱を持つという前に、我々OBが燃えなければいけないのではないのでしょうか」と、決起を促されました。

会報「中大法曹」20号5ページに、「今 燃えなければ」と題し、「我々は、大学と力を合わせてこの大変革期を乗り越え、かつての国家試験に強い本学の名声を回復しようではありませんか。今、燃えなければ！」と、檄文を寄せられています。

今、時代は正に当時と同じく「法科の中央」の危機に直面しており、当時の松家先生の母校を愛する強い想いと情熱がここに蘇りました。松家先生のこの檄文が再び全国の法曹会員の心に響くことを願っています。

募金実行本部の皆さま、募金実行委員会の皆さま、法曹会執行部の皆さま、全国の呼びかけ人の皆さま、学研連等11団体の皆さま、今年も募金活動への今一度のご協力をお願いします。

全国の法曹会員の皆さま、昨年に続いて寄付のお願いで誠に恐縮ですが、何卒母校中央大学の発展のため、できる限りのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法 曹 会 だ よ り

中央大学と中央大学法曹会の
新しい協力関係の提言
 弁護士
池内 稚利

1. はじめに

中央大学法曹会は、令和4年5月27日に、中央大学に対し、法学部・法科大学院都心回帰を機縁とした新しい協力関係の構築を提言し（以下「本提言書」といいます。その原文は、中大法曹会のHPに掲載されています http://www.chuo-u-hoso.org/pdf/doc_20221027_02.pdf）、これに対して、大村雅彦理事長より前向きなご回答をいただき、これまでに、中央大学法学部及び法科大学院との間で、それぞれ数回に渡り、今後の協力関係について鋭意協議がなされ、これからも協議を重ねて新しい協力関係を具体化する予定です。筆者は、今期の鈴木雅芳会長の下、矢部耕三弁護士をはじめとする諸先生方とともに、この提言書の作成及び法学部及び法科大学院との協議に関与してきたので、ここで、本提言書の背景及び法学部・法科大学院との協議について、以下ご報告いたします。

2. 本提言書の背景

本提言書の背景の基礎は、最近の中央大学の司法試験合格者の成績の低迷があります。かつて「法科の中央」と呼ばれ、法律家になるならば、中大か東大と言われてきた時代を知っているロートル世代は、最近の中大の司法試験における低迷は非常に心を痛めるものであり、これを何とかしたいという気持ちが中大法曹会全員の気持ちの背景にあったと思います。

この漠然とした懸念を具体的な提言に導いたのは、ここ3年間で行った中大法曹会による司法試験受験者である法科大学院卒業生・学生に対する就職支援活動です。中大法曹会は、3年前に就職支援活動を開始し、その後、その内容を拡大し、現在、①自己アピール・セミナー（法律事務所就職を目指す卒業生・学生に対する採用弁護士の目から見た履歴書及び自己アピールの記載内容の指導）、②進路相談セミナー（法律事務所

とインハウスのそれぞれの魅力と特徴の解説）、③模擬法律事務所面談（中大法曹会のメンバーが模擬法律事務所就職面談を行い、実際に参加した学生に対し、面接の心構え・アピールの仕方等を個別具体的に指導）といったワンセットの支援をしています。現職の弁護士によるこういった指導は、他の法科大学院にはない、中央大学法科大学院独自のものですが、この3年間の実施を通じて、非常に大きな疑問が生じました。それは、学生が積極的に参加してこないことです。セミナーについては一定数の参加者がいるのですが、模擬就職面談では毎年数人程度の参加申込しかありません。我々としては、かなり中味のあるものであり、多分人生で最初の就職面談に臨むであろう学生にとっては非常に有意義であると自負しておりますし、実際に参加した学生からは大変好評なのですが、何よりも参加者が少ないのです。その理由を参加した学生に尋ねたところ、中大法科大学院の学生は自分に自信がなく、積極性が足りないのではないかという声を聞きました。また、法科大学院の教授からも、同様な声を聞きました。「法科の中央」の伝統を持つ中央大学法学部・法科大学院としては、これは由々しき問題であり、この現状を何とかして打破するために、都心回帰を契機として大学側と協力できないかと考え、本提言書を作成することを中大法曹会の幹事会で決定しました。

3. 本提言書の内容

本提言書の内容は、直接原文を見ていただくとお分かりだと思いますが、大きく分けて二つの柱があります。

(1) 学生への動機付け

まず何よりも学生の消極性を打破するためには、法曹となる強い動機を持ってもらうことが重要であると考えました。「法科の中央」と呼ばれていたころは、中大法学部に入る学生の多くは、強い意志を持って法曹を目指していました。あれほど狭い門であった司法

試験に一定年数浪人しながらも受験を続けて合格を勝ち取った人たちがいたのはそういう強い意志があったからだと思います。しかしながら、現時点では法学部進学者の減少や法曹の魅力の低下が巷で話題となり、その波に中大法学部・法科大学院の学生が呑み込まれているのではないのでしょうか。その対策として、我々実務家法曹として法律実務の最前線で活躍しているOB・OGが、法曹の社会的意義や魅力を学生に伝える活動ができないかと提案しました。また、この際、大学生のみならず、中大の附属四校の高校生にも支援をすることを提案しており、附属高校に対しては、昨年末に支援の申入書を作成し、現在、中大附属高校、中大杉並高校、中央大学高校で検討してもらっています。

日本最大の法曹OB・OGを有する中大法曹会の雄厚な人脈を利用し、「法科の中央」独自の学生支援システムの構築を目指しております。

(2) ポスト司法制度改革を意識した「法曹教育」

かつては、実務家法曹の仕事の中心は紛争解決（訴訟）であり、国家としては「法曹養成」制度として、具体的に裁判ができる実務家の養成を行ってきました。具体的には、大学では六法を中心とする法律の解釈を集中的に学び、司法試験により一定の法律解釈知識を有していることを認定し、司法研修所では要件事実論その他法律を実際に裁判に適用する技術を学び、そして司法研修所を卒業して実務家法曹となっていました。

しかし、司法制度改革後、弁護士人口が増えたが裁判事件数が減っている現状において、新しい弁護士たちはこれまでのような裁判中心の実務から、インハウス弁護士が典型ですが、多角的に活動範囲が広がってきております。もちろん、弁護士の最も中心的な職務（アイデンティティ）として紛争解決があることは厳然とした事実ですが、ポスト司法制度改革の時代の弁護士の業務は、①紛争解決及び②その経験と知識をベースとしたリーガル・リスク・マネージメント等の予防法務が両輪になると予想しております。実際に、70年代の若い弁護士の中には、法律事務所に入っていないながらも、訴訟が業務の中心でないという人が増えてきています。現在でも「法曹養成」は、法学部、法科大学院、司法試験、司法研修所で紛争解決を中心とした教育となっており、若い弁護士は、それ以外の分野について、十分に学ぶことなく実務についています。顕著な例が、契約書のチェックであり、殆どの修習生が十分に学んできておりません。ここに法曹に対する教育である「法曹教育」の必要性があると考えております。

こういった分野は、実務が学問に先んじて進行していますが、逆に、それがためにこういった分野に対する学問的追及が十分になされていないという実情があ

ると思います。こういった分野は、実務家と研究者が協力して分析することにより、新しい法学が生まれるでしょう。

中大法曹会は、こういった新しい法分野について、一方で法科大学院生に対し、実務法務の現状を伝えてモチベーションを挙げてもらうとともに（但し、司法試験を控えているので、法科大学院で深く掘り下げることは考えていません）、都心回帰した法科大学院で、リカレント教育として法律実務家に対して研究要素も盛り込んだ教育（「法曹教育」）を行い、中大が法曹の養成とともに、法曹の成長も支援する、一貫した法曹の教育機関となることを提案しています。

4. 協議の現状

既に、法学部及び法科大学院とはそれぞれ数回協議を行い、今後も具体的な支援構築に向けて協議を進めていく予定です。この間、中大法曹会としても、中大法学部学生は相変わらず優秀であること、一方、中大法科大学院では優秀な中大学部生が他大学法科大学院に入学してしまっているため、優秀な中大法学部学生がそのまま中大法科大学院に入学する制度を作る等の法科大学院の改革に取り組んでいることなどを知ることができ、大学との共通認識を高めることができました。

中央大学と中央大学法曹会がこれまで以上に協力関係を深めて、往年の「法科の中央」の栄誉を取り戻すことを目指して、中央大学法曹会は活動しています。

特 集 法 曹 の 将 来 と 課 題

企業内弁護士の伸長と将来への課題

日清食品ホールディングス(株) 執行役員・CLO
本間 正浩

一、企業内弁護士¹の現状と基本的視点

2007年、ロースクール制度下の第1期生が弁護士登録をした年において、企業内弁護士の人口は188人であったが、その数は急激に増え続け、2022年6月の時点において2,965人となった²。この数をしのぐ単位弁護士会は、もはや東京三会と大阪弁護士会というメガ弁護士会のみである。その弁護士全体に占める割合は6.6%に当たる³。今や、企業内弁護士の問題は、弁護士業務の一部門として、弁護士業務そのものの問題という性質を持つと理解するべきである。一部の特殊な問題—例えば、就職対策—であるとして、一般の弁護士には関係のない問題であるかのように考えることはできない。

ここで、現状につき、企業内弁護士の問題を考えるにあたり重要と考えるべき視点をいくつか指摘したい。

第1は、定量的な視点である。各年毎に新しく企業内弁護士となった人口中、その時点での経験年数を見ても、2009年に80%に達した研修所新卒者はその後減減を続け、2022年(令和4年)では37.0%となっている。全体数で見ると、2022年においては、企業内弁護士総人口のうち、経験7年以上10年未満の層が22%、10年以上15年未満の者が31.4%と、その過半数が中堅弁護士で占められている。

第2は、定性面から見たとき、企業内弁護士が極めて多様な様相を呈していることである。一方で、10年、20年といった期間にわたり、法律事務所において経験を積んだ後に企業に迎えられ、法務部門の長として全社的な法務リスクの管理を行うとともに、あわせて経営の中核に位置する「ジェネラル・カウンセル」あるいは「チーフ・リーガル・オフィサー(CLO)」と呼ばれる一握りの弁護士がいる。他方において、新卒ないしそれに準じた段階で企業に入社した者には非資格者である法務部員と職務内容が同一である場合が多い。両者は同じ企業内弁護士といっても、権限・責任、期待される機能や業務態様において、全く異質のものとい

ても過言ではない。そして、その間には無数の中間項が存在する。この状況下において、企業内弁護士を一括りにして論じることを試みることは、非現実的といわざるを得ない。

1 わが国では、企業内弁護士、すなわち民間企業において執務する弁護士に加えて、行政機関等の政府機関等に勤務する弁護士を合わせて「組織内弁護士」として議論することが多いが、本稿では前者のみを取り扱う。行政機関等の弁護士は、所属企業に対して法務サポートを提供する企業内弁護士とは異なり、それ自体権力作用を営むなど、その業務を検討するにあたり、別に考えるべき要素があるためである。

2 日本組織内弁護士協会ウェブ・サイト transition.pdf (jila.jp)

3 日弁連ウェブ・サイト members.pdf (nichibenren.or.jp)

二、企業の法務機能の強化の必要性和企業内弁護士の意義の本質

近年、ビジネスのグローバル化、イノベーションの加速による新たなビジネスの展開とこれに対する法的対応の必要性、コンプライアンスの強化の要請の高まりにより、企業が直面するリーガル・リスクが複雑化・多様化し、企業における法務機能の強化の必要性がこれまでになく高まっているとされる⁴。

そこで議論される法務部門の機能は時に「パートナー」と「ガーディアン」と表現される。前者は、ビジネスの「チームの一員」として、法を利用してビジネスを推進する機能であるとされ、後者は企業が違法行為に手を染めることを抑止し、もって企業を守る機能である⁵。

ここで認識する必要があるのは、企業の法務機能においては、それが「パートナー」であれ、「ガーディアン」であれ、ことを「実現する」こと、すなわち、「結果」を出し得たかが問われていることである。法務部門が企業組織の一翼を担う以上、これは当然のことである。そして、かかる「結果」を出すことを責務として期待・要求する鏡の他面として、組織上の権限と権威が結び付けられている。

法務部門が「結果を出すこと」を責務とするのであれば、その一翼を担う企業内弁護士の責務がこれと軌を一にするのは必然である。

ここに、企業内弁護士業務の法律事務所の業務に対する根本的な相違があり、また、その意義と価値がある。企業内弁護士は単なる外部の「アドバイザー」ではない。それは企業組織にあって、その意思決定および執行機能過程に組み込まれている存在、企業を現実に関与していき存在である。この点において、企業に対する寄与の性質が、法律事務所のそれに比して質的に相違する。「法的意見はこうです。あとは依頼者がお決めになること」と言ってしまうことはできない。それを超え、その意見の通りに実際に企業を動かすところまでやっていくことができるし、またもっていかなければならない。その影響力は企業の行動に対して直接的なのである。ことを「実現」しなければならない、また実現することが可能であるという意味において、企業内弁護士の意義および価値は、法律事務所の弁護士に匹敵、一面においてはむしろこれを超えるというべきである。

4 経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業のあり方研究会報告書」<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180418002/20180418002-2.pdf>

5 ベン・W・ハイネマンJr.、企業法務革命翻訳プロジェクト訳「企業法務革命」63頁以下(商事法務、2018年)

三、企業内弁護士の業務の困難さ

そのように、企業内弁護士に高い意義と価値があるとしても、弁護士がその期待される機能を発揮するのは決して容易なことではない。

企業内弁護士の機能が「パートナー」と、法的リスクから組織を守る「ガーディアン」の役割があると述べた。これらは一面において相反するものであるが、それだけにとどまるものではなく、そこには一種の循環関係がある。これまた、「結果」を追求する企業内弁護士の本質から導かれるものである。

一方において、「ガーディアン」であることは「パートナー」たる前提である。ビジネス目的の実現のため積極的に法の限界を追求したことが、違法行為と指弾され、大損害を被ることがありうる。むしろ、ぎりぎりを狙えば狙うほど、一線を踏み越えないためにより確かな判断とコントロールが求められる。

他方、実効性のある「ガーディアン」足るためには、信頼される「パートナー」でなければならない。信頼があつてこそ、企業は弁護士の言に従うのである。常に「NO」を言うだけの者は、重要な議論や意思決定その他主要な企業活動から排除されてしまう⁶。それでは企業の行動に影響を与えることはできない。「正しいこと」を言ったとしてもそれだけでは責務を果たしたとは言えない。ここに、両者のバランスを取るといふ、困難な責務がある。

しかも、企業内弁護士の業務においては、きわめてしばしば客観的・一義的な「正解」が存在しない。そ

こにあるのは種々のリスクと機会の程度問題でしかない。一方において、厳しい競争環境の中で、企業が生き残り、さらに成功するために、ビジネスを前に進ませなければならない。他方において、企業が違法行為に関与することを防ぎ、企業を守らなければならない。それは自動車レースにおいて、山腹に穿たれた崖道を深夜ヘッドライトだけを頼り切り抜けようとするようなものである。どこまでが道路で、どこから崖で、それを踏み越えると谷底にまっさかさまとなるのか、明確に認識することはできない。崖を避けようとして、反対側にハンドルを切れば、今度は絶壁に激突するかもしれない。「安全」をとってブレーキを踏めば、後続車に追い越されるか、下手をするとこれに弾き飛ばされるかもしれない。これは企業内弁護士として「結果」にコミットしている限り、必然的に付きまとうジレンマである。

そのような困難な中にあつても、企業内弁護士は一つの結論を出さなければならない。「Aは広きに失し、Cは狭きに失し」といった「分析」を示されただけでは企業は行動できない。具体的な行動に落とす「判断」をする必要がある。必然的に、企業内弁護士は「リスクをとる」という判断をせざるを得ないことになる。

さらに悪いことに、そこで検討しなければならないリスクは法的リスクに限られない。財務リスク、オペレーション・リスク、人事リスク、システムリスク等、その行動を決定するにあたって企業が直面するリスクは多岐にわたる。そして、企業の行動に関する意思決定に関与する以上は、企業内弁護士もまた、これら非法的要素を度外視することは許されないのである。

しかも、一般的に、弁護士、特に法律事務所において業務している弁護士は、組織を動かすという観点からの教育を受けておらず、その訓練や経験に乏しい。そのような者が、上記のような複雑かつ困難な状況の中でいかに組織を動かして「結果」を出していくか、それは経験を積んだ熟練した弁護士であつてさえ、困難な課題である⁷。

「企業内弁護士の役割は、法律家によって営まれる機能のうち、最も複雑で、かつ困難な部類に属する⁸」と言われるゆえんである。

6 ハイネマン前掲書66頁

7 池永朝昭「コンプライアンスと内部統制」日弁連業務改革委員会編「企業内弁護士」64頁(商事法務、2009年)参照

8 ジェフリー・C・ハザード・ジュニア、筆者監訳「企業内弁護士の倫理的ジレンマ」中央ロー・ジャーナル第18巻4号184頁

四、企業内弁護士の課題

以上を背景として、企業内弁護士として考えるべき課題のいくつかについて検討する。

1、企業内弁護士としての成長のための能力開発

以上、企業内弁護士の意義、価値、困難さとして述べたことは、150年に喩々とする歴史を持つ米国はじめ欧州等でも現に共有され、あるいは共有が図られている認識である。

しかしながら、その歴史の蓄積の浅さからして、我が国においてはかかる認識は未だ浸透していない。これは我が国における企業内弁護士の歴史が、弁護士の就職難という状況下における対策から出発したという、ある意味不幸な事情に起因するところが大きいと思われる。就職対策である以上、焦点は研修所新卒弁護士、せいぜい登録後数年の若手弁護士に当てられ、企業内弁護士の本質的な意義・価値に意識が当てられなかった。前述の通り、企業内弁護士が価値を発揮するのは、経験を積んだ弁護士にしてなお困難であるところ、いわんや法律家としてまだ発展途上の若手弁護士の期待値として議論することには無理があった。

しかし、企業内弁護士の多くが弁護士としての中堅層に達した今日、企業内弁護士の本質について認識を新たにし、その成長のための能力開発を行うことは喫緊の課題というべきである。さもなければ、我が国の企業内弁護士は、世界的に認識されている水準に到達することができず、したがって、強化を必要とされている企業の法務機能のニーズに応えるべくもなく、これ以上の発展を見込めないということになる。その結果として、我が国の企業内弁護士は、企業法務社会の中で、法曹として本来占めてしかるべき地位を失い、その他の者の後塵を拝することになりかねない。企業内弁護士に弁護士としての業務独占はない。すなわち、外国資格者や弁護士資格のない法務部門員が、むき出しの競争者として立ちはだかっているのである⁹。

2、若手弁護士のキャリア開発の研究と支援

冒頭に述べたように、企業内弁護士の多くは今や中堅として活躍している。さらに、企業の採用行動において経験弁護士へのシフトの兆しがある。

これは一面において積極的に評価すべきことである。企業が単に「バッチをつけた一般社員」でなく、法律専門家としての実質的な能力・資質に目を向けているということだからである。

しかし、鏡の裏面として、これは、かつては絶対多数であり、現在においても多数存在する司法研修所新卒弁護士や若手弁護士の将来のキャリアについて深刻な問題を生じさせる。採用された新卒弁護士が当該企業にとっての最初の弁護士であることも珍しくなく、そこまで極端でなくとも、先輩に専門家がおらず、採用した弁護士に対する指導・教育体制が成立していな

い企業は少なくない。そして、企業内で年季を積み重ねるほど、ポストの数が少なくなる。つまりは、一方で、法律家の基礎を作るのに極めて重要な最初の時期を適切な指導を受けることなく過ごし、他方で、法律事務所等で経験を積んだうえ、採用時に選別を受けた者がただでさえ数少なくなっていく上級ポジションに就くという事態が生じ得ることになる。したがって、彼ら若手組織内弁護士たちのキャリアをどのように形成していくのか、これをどのように支援すべきか、弁護士社会としての深刻な問題となる。

3、組織内弁護士の論理的・理論的整理

企業内弁護士の意義・価値に対する理解が未だ不十分であることの結果として、その論理的・理論的な課題に関する議論がほとんど進展していないのが我が国の現実である。

しかし、課題は山積している。法的課題であれば、職務基本規程50条および51条をはじめとして、弁護士法3条、30条そして72条等との関係の整理が必要である。

特に重要なのは企業内弁護士を巡る倫理・職業規範である。弁護士が「プロフェッション」であると唱えられるのは、それが独自の職業倫理・規律の下にあるからである。この本質的に重要な点においても研究・分析は極めて初歩的な段階にとどまっている。ともすれば、企業の中では企業の指揮命令に「従属」するとして、企業内弁護士は「独立性」が脆弱性であるといった単線的な議論になってしまっているきらいがある。

しかしながら、ことはそのように単純なものではない。企業内弁護士の意義は、企業内にあってその意思決定と執行過程に参加し、企業を動かすという「結果」を実現することにある。しかし、それは、言い換えれば企業との「一体化」である。それでは、これを究極の「非独立」であるとして問題ありとし、企業の意思決定から離れることをより良しとするべきなのであろうか。

しかし、「弁護士が独立であるということが、依頼者の行動から距離を置くことを意味するのであれば、しかし、それは、依頼者のやりすぎを抑制することについて、なんの意義もない」¹⁰。さらには、「完全に独立した弁護士はその行動について『無責任』ということになるかもしれない。(強調引用者)」¹¹そして、かかる「無責任」と、「自己満足」さらに「独善」そして「孤立」との距離はそう遠くはないであろう¹²。

「独立とはその望む結果を実現することのできる『力』であると定義することができる」とし、「その選択(中略)を現実に実行できない力を持たない独立には価値がない」と、むしろ「力」を有することが「独立性」の一要素であるとする論者もある¹³。

ただし、ことを複雑にするのは、ことは単に「正しいことを言えばよい」というものではないことである。

一方で、客観的な法的分析がある。他方において、企業の具体的な行動を判断し、現実これを動かさなければならない。それは先に「パートナー」と「ガーディアン」との関係性として論じたように、一面において矛盾し、同時に循環する関係である。このような複雑な関係と職業倫理との関係でどのように考えるか、理論的に分析し、行動指針を示さなければならない。

4、 ジェネラル・カウンセル

企業においてことを実現するというのであれば、企業組織においてその意思を実現する影響力を有することが最も重要であり、本質的な要素である。

企業内における影響力は、最終的には地位の高低や権限の大小にとどまるものではない。むしろ逆に、企業において地位や権限を与えられるということは、影響力を評価されたことの結果であると考えべきである。

さはさりながら、地位の高低が、その影響力の源泉の一つであることを否定することはできない。この点、米国において150年を超える歴史を有し、ここ10年ほどの間に欧州諸国企業においても伝播しつつある「ジェネラル・カウンセル」の設置およびここに弁護士が就任することが検討すべき課題の一つといえることができる。

ジェネラル・カウンセルは企業の最高幹部である。その権限・権威は極めて高く、ジェネラル・カウンセルが「ノー」と言う場合に、社長を含むビジネス側がこれを無視してことを行うには、「相当の覚悟と勇気」が必要になるとされる¹⁴のである。

5、 法律事務所との弁護士業務との関係

企業内弁護士は企業内弁護士だけの問題ではない、ということは、それが法律事務所の業務に直接的に影響をもたらすことで端的に表れている。

欧米で起きている現象は、力関係が法律事務所からジェネラル・カウンセルを頂点とした企業法務部門へとシフトしていることである。ジェネラル・カウンセルは自身シニアで有力な法律家であり、「自らがプロフェッショナルとしての能力を有しており、外部弁護士が注力していたまさにその分野に対して同様の検討をおこなう。かくして、戦略的な意思決定の場面、時には戦術面においても、自ら判断を行う」のである¹⁵。

ここに、法律事務所の弁護士はジェネラル・カウンセルによって選択され、監督される立場となる。

これには法律事務所の弁護士がその真の法律家とし

ての力で評価されるという積極的な面を有する。また、企業に弁護士が(特にシニアな地位に)参加することで、企業内においてより多くの問題を発見し、その結果、外部弁護士に対する依頼が増加する傾向が生じるのは確かな実務感覚である。しかし、他方において、まさに専門家としての真の実力が厳しく評価されるということにもなる。これに対して、専門性のさらなる洞爺を始めとして、法律事務所としてもその業務のあり方を再検討して向上する必要があるが生じる。

9 弁護士資格を持たない部員で占められていたことが、むしろ、日本企業法務部の優れた特徴を生んだという見解すらある。稲垣泰弘「価値観・倫理観を大切にする日本企業らしい法務部門であれ」ビジネス法務2016年5月号22頁、22頁。筆者はかかる見解は事実的根拠が欠如していると考えるが。

10 Richard W. Painter, "The Moral Interdependence of Corporate Lawyers and Their Clients", 67 Southern California Law Review 507, 516 (1993)

11 Suzanne Le Mire, "Testing Times: In-House Counsel and Independence" 14.1 Legal Ethics 21, 32 (2011)

12 荻野定一郎ほか「企業内弁護士、シリーズ・これからの弁護士(4)自由と正義23巻6号84頁、84頁(1972年)における荻野発言は、かかる懸念が現実のものでありうることを示している。

13 La Mire (2011) op. cit at 34

14 サラ・ヘレン・ダギン、本間正浩監訳「企業のインテグリティ(Integrity)と専門家としての責任の推進の中核となるゼネラル・カウンセルの役割」中央ロー・ジャーナル17巻2号47頁および3号95頁、(1)55-56頁(2021年)

15 Abram Chayes and Antonia H. Chayes, "Corporate Counsel and the Elite Law Firm", 37 Stan. L. Rev. 27 277, 298 (1984)

五、結語 弁護士社会としての主体性

以上、企業内弁護士を巡る諸課題のうち、根本的と思われるもののいくつかについて論じた。ここで、忘れてはならないことは、これらに対応するにあたり、弁護士社会そして弁護士会は主体的・能動的な役割を果たさなければならないということである。

日本組織内弁護士協会(JILA)をはじめとして、企業内弁護士、ひいては企業法務部門についてさまざまな団体が存在し、活動を行っているが、弁護士会は自ら主体として取り組まなければならない。各団体は独自の目的と優先順位を持ち、それらが必ずしも弁護士会のそれと一致するとは限らない。最も本質的なことは、弁護士が「プロフェッション」として、基本的人権の擁護と社会的正義の実現をその職業的使命としていることである。

これに対して、弁護士社会がこの問題について主体的な対応をするのに最も基礎的な問題は、まさに、弁護士会内においては未だに組織内弁護士が弁護士全体の問題であると認識、したがって、その意義・価値およびリスク・陥穽に対する関心が希薄なことである。何を置いても、まずは弁護士社会内において、認識を浸透させることが必要である。

特 集 法 曹 の 将 来 と 課 題

私が独禁法ローヤーになった理由

弁護士
雨宮 慶



1.はじめに

「中大法曹」の読者の皆様こんにちは。東京弁護士会（東弁）所属の弁護士の雨宮慶です。1993年登録、修習45期でちょうど30年目です。未だ「洩垂れ」ですが、編集担当の先輩から、お前は少し変わったことをしているから、これから弁護士（法曹）になろうとする方や、なってまだ日が浅い方に対して来し方と自慢話を書けと依頼されました。変わり者の自慢話と言われて躊躇していたら丸め込まれてしまったので、僣越ながら経験をご披露します。

2.私の業務の特徴

私の業務の変わっているところを一言で言えば、競争法（日本では独占禁止法、略して独禁法）に特化しているということです。競争法は今でこそ司法試験の選択科目（科目名は経済法）になっていますが、30年前には事件も多くなく、標榜する人もごく僅かだったと思います。

競争法は企業の競争行動を対象とするビジネスローで、個人の依頼を受けることはまずありません。また、基本的なコンセプトが主要国で共通すること、国境を越える事案でよく問題になること、制度や理論が世界レベルで発展することなどから、諸外国の議論がある程度知っておく必要があるという特徴があります。

以下では、私がそのような競争法に特化するようになった経緯と業務内容、感じたことについて述べていきます。なお、「競争法」は広い意味での分野名、「独禁法」は日本の法律名の意味で一応使い分けますが、厳密でないことをご了承ください。

3.独禁法ローヤーになるまでの経緯

私は、弁護士登録してから約4年間、日本で会社法、金融、知的財産権（知財）、倒産や個人破産、家事事

件から刑事事件までいろいろなことをしていました。その後のキャリアが留学、米国勤務と進む中で関心も業務も徐々に絞り込まれ、公正取引委員会（公取委）に勤務することで競争法を専門とすることが決定的になりました。

(1)競争法との邂逅

弁護士になったころは競争法が専門になるとは全く予想していませんでした。

最初に在籍した事務所は弁護士8名の中規模事務所（当時日本最大の事務所は約50名）でしたが、フランスの事務所と協力関係があり、金融、保険などのほかブランド会社の代理など取引から紛争まで種々の業務を行っていました。ブランドに関する商標法や不正競争防止法に多少関心はあったものの、所長から独禁法も勉強せよと言われた時には、全く興味もない分野で戸惑ったものです。

その事務所で、海外の高級化粧品会社を代理して、日本のディスカウンターとの取引上のトラブルの事案に関与することになりました。独禁法の世界では、商品の供給拒絶の適法性が最高裁まで争われた「資生堂事件」という著名な事件があるのですが、私の事案は訴訟にこそなっていないものの争点はそれとほぼ同じです。これが私の記憶に残る最初の競争法の事案です。

当時は資生堂事件の一審判決が出た直後で、資生堂の供給拒絶が独禁法違反（再販売価格の拘束）とされたので、その論理に従うと私の依頼者も不利です。頭を抱えて判例評釈など各種文献を熟読し、執筆した先生の講演会で質問するなどして判決の問題点を整理し、依頼者と作戦を練り、相手方と丁寧交渉を続けました。そうするうちに二審判決が出て資生堂が逆転勝訴しましたので、判決の論理に沿って助言したところ、依頼者の満足する形でトラブルを解決することができました。

この件でいろいろ調べたことで、私は独禁法やビジネスの実際の現象に関心を持ち始めたのです。ただ、

入所の条件であった留学が見込めなさそうだったので、この事務所を2年で退職し、別の事務所に移籍しました。

(2) 留学準備 (お金を貯める期)

自費で留学する決意をして移籍した事務所は、さらに幅広い事案を取り扱う開設直後の小さな事務所です。個人事件も受任可能でしたので、僅かですが私自身にきた依頼を受け、4年目の留学を目指しました。国選弁護事件も積極的に受任し、(今では考えられませんが)受け手がいないと弁護士会から電話がかかってくるほどになりましたが、それでもまる3年では十分な資金をつくれず留学は1年先送りしました。

その事務所の創立メンバーが倒産事件を多く扱っており、それを何件も補助したことや、個人破産の激増など時代背景もあって、4年目にいわゆる和議くずれの破産事件の管財人をして報酬も得ました。ただ、出願したその年の秋に1ドル110円前後だった為替相場が、留学中に147円くらいまで急落し、出願を1年延ばして貯めた資金が雲散霧消したので(涙)、家族に借金するはめになりました。

留学のテーマは国際訴訟、国際倒産、競争法の三つで迷いましたが、とりあえず競争法にしておこうという程度の感覚で競争法に決めました。

(3) 留学期

留学先は米国ミシガン大学ロースクール(LLMプログラム)です。ペーパー(卒論)の要件があり、化粧品 の対面販売と独禁法という資生堂事件の争点の日米比較について論文を書きました。

コネクションも大事務所の後ろ盾もなく、修了後に米国に残れる保証がない私は、プログラム開始直後から米国中の事務所に履歴書を送って職を探しました。電子版のデータベースなどない時代ですから、百科事典のように分厚いディレクトリをめくって事務所を調べるといふアナログな方法で行います。約500通送って返事が来たのが20通くらい、面接にこぎつけたのが3事務所程度です。それでも何とかロサンゼルス(LA)の事務所に採用されました。

英語力不足なのに就職活動で予習復習ができず、朝から深夜まで図書館、節約のため学期中家族と外食は一切せず、11月後半からは延々と豪雪という状況で、精神的にかなり追い込まれました。ただ、異国の地で用意されたものは何もなく、すべて自分で行うサバイバルでしたので、この時に随分鍛えられたように思います。

(4) 米国事務所勤務期

1998年秋から働き始めたLAの事務所は、米国進出した多くの日本企業を代理しており、日本人のパートナーもいました。ですからよく言われる「研修」ではなく、完全に働き手として使われました。業務は「よろずお世話係」という感じで、不動産投資や商品の米国展開、現地採用従業員の労働問題から駐在員のビザ取得まで何でもありです。そうした中、複数の日本企業の米国子会社どうしがカルテルを行った疑いで、司法省から強制捜査を受け、私のいた事務所も1社を代理することになりました。担当チームのリーダーは米国人の反トラスト法(米国の競争法)の専門家ですが、私は自ら手を挙げてそのチームに入れてもらいました。この事件が終わらないうちに私は帰国することになるのですが、貴重な経験でしたし、依頼者の一部の方とは今でも交流が続いています。

LAの事務所に勤務したのは登録後6年目から8年目の間ですが、その間私は常に、その後も米国で活動が続けるか、帰国するか、帰国するなら生きる道は競争法の専門家か、企業法務全般か、それこそ公取委に研修という制度はないのかと思案していました。伝手を辿って聞いてみると公取委も関心を持ってくれたので、一時帰国して公取委の方に会いに行きました。そして提案されたのは一般の公務員としての採用で給与も公務員と同じ、弁護士登録は抹消というものでした。

自費留学に加え、借金もあって苦しかった私は相当迷いましたが、2000年末ころ、次の国会で成立が見込まれる任期付き任用制度に乗せられそうだという連絡を受けました。そうであれば登録は維持できますし、給与も多少上乘せされます。そこで私は帰国を決断し、任期付き公務員の一期生として2001年4月から公取委で勤務することになりました。

(5) 公取委勤務期

公取委での本籍地は審査局の審判担当でしたが、かなり以前の特例を除けば公取委にとって弁護士の本格採用は初めて、私もそれなりの年次で海外経験もあるということで、審判に限らず、企業結合や外国当局との意見交換、立法のための有識者会議、委員長(当時は検察出身の根来泰周さんで、私の受験時の司法試験管理委員長)をはじめ法曹出身者との交流や勉強会、職員に対する研修など、様々な業務や行事に関与する機会を得ました。

一方、敵(弁護士)に戻る者には手の内を見せないと現場の職員から言われたり、弁護士にとって当然の主張・立証の考え方や訴訟技術、倫理などで意見の相違から衝突したことも多くあります。ただ、それが外

部の知見の提供を期待された者の役割と認識し、熱意をもって伝えるべきは伝え、丁寧に仕事をすることで信頼関係を築くよう努めました。

公取委で得た独禁法の知識や実務経験もちろんですが、それ以上に役所としての公取委と、そこで働く職員の価値観や行動原理を知ることができたことは、弁護士に戻って独禁法を扱う上で貴重な財産となりました。また、法の解釈・適用では目的を実現できない場合には法を作ることが必要で、そのための知見やリソースが必須であることも、弁護士をしているだけでは知りえなかったことです。

さらに、多くの部署と世代が多階層のピラミッドを構成する大きな組織で、地位も能力も異なる人々を動かし、動かされる時の法則や留意点も今さらながら再認識しています。

公取委で多くのことを吸収し、また提供することもできたのは、その前に留学を含め8年くらい広範囲の業務を行い、物事を批判的に見たり、提言ができる経験を積んでいたことによるものと思います。

(6) 弁護士復帰

2004年に公取委の3年の任期を終了し、米国事務所の東京オフィスで弁護士としての活動を再開しました。この時採用の話をした日本の事務所は独禁法を有望な分野と見ていませんでしたが、米系の事務所ではすでに競争法が主要分野であるため、日本法の専門家を必要としていました。この事務所には16年ほど在籍しましたが、今は修習時代の同級生が中心メンバーの事務所にあります。次項でこれらの事務所での競争法実務をご紹介します。

4. 独禁法ローヤーの仕事

(1) 依頼者に対する業務

弁護士復帰直後は、大企業でさえ、欧米の競争法を警戒するものの日本の競争法に対する感度はあまり高くありませんでした。ですから、欧米の弁護士がリードする電子機器の技術標準における必須特許とか、クロスボーダーM&Aに関する競争法上の分析や戦略立案の日本法部分を担当したり、それを基にセミナーで講演したり、論文を執筆したりして、まずは競争法の認知度と私自身の知名度を上げることに注力しました。

そのうちに日本でもマイクロソフトやインテルの取引条件に関する調査、橋梁談合の刑事告発など、公取委が次々と重大事件を手掛け、2006年初頭にはリニエーション制度（違反行為を自主申告してペナルティを軽減する制度）が導入されたことで、日本の独禁法も日

常のビジネスで当然に留意すべきものとなり、競争法は弁護士の業務分野として確立したものとなりました。私もこのころから「東京発」のクロスボーダー案件を多く手がけました。新聞の一面で報道されたものもいくつかあります。

競争法に関する弁護士の業務は大きく調査系(investigations)と取引系(transactions)に分かれます。調査系は当局の調査に対するディフェンスで、国によって刑事捜査もあれば、行政調査(強制・任意)もあります。これに対して取引系はさらに企業結合とそれ以外の取引に分けられます。前者は企業結合審査の対応で相手は主に当局です。多くの場合、M&A取引に競争上の懸念がないことを当局に説明して承認を得ることが目標ですが、第三者を代理して当局の承認を阻止する活動もあります。後者はバラエティに富みますが、総じて言えばビジネスモデルや取引条件の適法性に関する助言が多いです。例えば資生堂事件のようにブランド品のメーカーが販売店に対して要求する店舗や商品陳列のデザイン、販売員の研修受講義務等の条件設定とか、POSシステムの機械=物=だけでは販売せず、全国の店舗の売上管理システムの設計と施工、保守を一括して請け負い、料金はサブスク方式にするとか、食品メーカーが、味覚を数値化してAIに学習させて新商品を開発する技術を同業他社と共同研究することなどについての助言です。

(2) 依頼者に対する業務以外の業務

依頼者に対する業務以外では、各種の研究会に参加して勉強したり報告したりすることがあります。私が役員をしている競争法フォーラムや東弁の独禁法部は実務的な研究会、経済法学会は学術的な研究会の代表です。

国際的なものではInternational Competition Network (ICN) という競争当局間の組織の非政府アドバイザー(NGA)を弁護士復帰直後から務めています。年次大会やワークショップが各国で行われ、そこで報告したり、議論を聞いたりします。このほかに米国法曹協会(ABA)の大会などにも時々参加します。知識のアップデートだけでなく、諸外国の当局関係者や弁護士との交流にも有益です。

また、前述したように執筆も機会があれば積極的に行います。ジュリストやNBLのような法律雑誌のほか、業界紙や英文雑誌に寄稿することもあります。このような活動をしていると司法試験考査委員や大学院の教員といった依頼を頂くことがあります。可能な範囲でお引き受けしています。

これらの活動は大変ですが、依頼者に対する業務にも大いに役立ちます。

余談ですが、私が司法試験受験生のときに座右の書であった判例百選の解説を自分が書いたり、根拠委員の下で仕事をし、後に審査委員になったことにある種の感慨を感じます（さらに余談ですが、私が審査委員の時にあの「大事件」が起きました）。

5. 専門化することの長所・短所

(1) 独禁法ローヤーの魅力

独禁法ローヤーの一番の魅力は、国内外の多様な分野の最先端のビジネスに接して、知見を深められることだと思います。未だ公表されていない新規事業のフレームワークを知り、商品やサービスのコストと価格、得られる利益、投資回収に要する時間をベースに、ライバル企業との差別化や取引相手に対する影響を考えつつ、いかに利益を確保するか。適法・違法が明白な事案はむしろ稀なので、リスクはどの程度か、それを減らす代替策は何か、それをいかに契約書やビジネス文書に表現していくか、どのように消費者の誤解なく魅力的に伝えるのか。これらを考えるのは、法的な分析でありながらビジネス感覚と想像力が求められるやりがいのある作業です。競争法に特化することで得られる多様な産業分野の業歴的な経験の積み重ねが、他の分野に応用する際の土台になり、発想に厚みが増していきます。

こうして一つの分野を究めていくと、研究発表や教育、立法に関与する機会を得ることもあり、それによる相乗効果も生じます。

(2) 専門化することのマイナス面

まず、ビジネスは営利を追求しますから、コストのかかる紛争を避け、いかにウィン・ウィンにするかを考えます。ですからビジネスローではどうしても紛争になる前の作業が多く、訴訟活動の割合は相対的に低くなります。これは見方によっては短所でしょう。もちろん競争法の分野でも資生堂事件のような紛争事案もありますし、調査系の事案では各国の当局と対峙したり、集団訴訟もありますので、訴訟と無縁というわけではありません。ただ、やはり紛争・訴訟以外の業務が大半ですし、基本的な人権を強く意識するような事案もありません。

次に、競争法に限らず、何かに特化して深く追求すれば、他のことに割く時間が減るのは必定です。その意味では、特化していない多くの分野の最新の知識について手薄になることは否めません。

また、専門分野の需要がなくなれば途端に「食い扶持がなくなる」ので、第二、第三の得意分野を持って

いるに越したことはありません。弁護士も職業である以上、収入の確保は無視できない現実の問題です。私の場合、競争法以外では、現在はデータ・情報関連や製薬会社の仕事が割と多い気がしますが、波もありますので、常に悩み、もがいていることも事実です。専門化したからと言って、自慢できるほど華やかでもありません。

6. 将来の方向性に悩む後輩の方へ

弁護士の経済環境が悪化し、法曹志望者も減少している中で、志を持って法曹の道に進まれる後輩の方に心からエールを送りたいと思います。そのような方のお役に立つかどうか分かりませんが、ここで変わり者の経験上感じたことを少し書いてみようと思います。

(1) 突拍子もない選択肢を

折に触れて助言を頂く大先輩の弁護士の方から、依頼者の苦境を打開する優れた方策に思い至るためには、普通なら考えもしない極端な案も検討せよと言われました。私はこれがキャリア選択にも妥当だと思っています。どの分野でも、先人がいればルールは引かれていてあまり怪我はしませんが、後塵を拝します。天邪鬼な私は、前例も先人もない極端なことに惹かれます。普通なら独立やパートナーを意識する時期に公取委に行くのも、競争法をやるために米国の事務所に入るのもその例です。苦悩も失敗も多かったですが、得られたものも多かった気がします。

(2) 専門分野は狙ったところにならず

私の実感です。修習時代から目を付けていた分野もあったのですが、登録前後にそれがブームになり、諸先輩が活躍し始めたので、1年生の私に出番はありませんでした。私の今の専門分野は、当初考えもせず、むしろ敬遠していた競争法です。偶然頂いた仕事からそうになりました。結果論ですが、私はモノ作りとか商品開発、マーケティングが好きだった（好きになった）ので、競争法に惹かれ、徐々に傾倒していきました。

(3) 先輩を頼るべし

司法試験合格直後に知り合った中大卒の先輩弁護士には、ことあるごとにキャリアについて相談しています。その都度丁寧に助言し、激励してくれます（その代わり時々無茶な手伝いをさせられます）。

LAの事務所時代、伝手がなかった私を公取委に紹介して下さったのは、独禁法の大家で中大出身の弁護士の方です（その方には後に東弁の独禁法部でご指導いただくこととなります）。そして、その大家の先生

に引き合わせて下さったのは、前述の中大卒の先輩弁護士とその恩師の教授の先生です。

司法試験審査委員をしていた時は、経済法がご専門の金井貴嗣中大教授とご一緒に議論し、多くのご示唆を頂きました。金井先生には今でも学会でお世話になっています。

この他にも多くの中大出身の先輩方の懐に飛び込み、時には無礼に教えを請い、助言を頂きました。そのすべてが私のキャリア形成に役立っています。

これから法曹界の中心を担っていく世代の方にも、ぜひ中大法曹のネットワークを上手に使うって、助言や気づき、ご縁を得て頂きたいと思います。

7. おわりに

ここまで変わり者のキャリアについて、回顧録とも経験談ともつかないダイジェストで書き連ねてきました。年配者の自慢話は鬱陶しいのが常ですが、私の経験や所感が、後輩の方の進路の決定に少しでも参考になるか、せめて一利もないが百害もない程度にとどまっていれば嬉しく思います。

文字にできない話もありますが、もしお聞きになりたい方があれば、年配者の必須アイテムである米か葡萄の果汁を飲みつつ語り合しましょう。



特 集 法 曹 の 将 来 と 課 題

新潮流「web3」の分野横断的
ルールメイキングの現場

～ある弁護士の分野横断的なキャリア形成～

弁護士

増田 雅史



岸田政権は2022年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる骨太方針）において、「web3」の推進と環境整備をわが国の成長戦略に盛り込むに至った。

web3（ウェブスリー）とは、特定の管理者がいない、ブロックチェーン技術によって実現した分散型インターネット、あるいはその利用法を指す概念だ。いわゆるGAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）をはじめとするビッグテックによる個人情報管理への懸念、ブロックチェーン技術の発達、仮想通貨の普及などを背景として台頭したアイデアであり、後述する「NFT」分野の勃興をきっかけとして、2021年後半から全世界的に注目されるようになった。

小職はこの政策決定に至る過程に深く関与する機会を得た。そこには小職自身の分野横断的なキャリア形成が深くかかっているの、いただいたテーマである「法曹の将来と課題」という観点からも示唆的な内容をお示しできるものと考え、この場を借りて紹介させていただく。

法科大学院制度の当初理念

小職は、中央ロースクールの誕生と同時に白門を叩いた、いわゆる「一期未修」である。

ご存じのとおり、わが国の法科大学院制度のモデルとなった米国の大学システムは、基本的に「法学部」を持たない。法律は他の学問領域を修めたのち、大学院であるロースクールで学ぶ仕組みである。したがって米国の法律家たちは、必然的に法律以外の学問的バックグラウンドを有しており、元来学際的だ。いわゆるSTEM¹教育を受けた者も多数存在する。

小泉政権下での司法制度改革は、既に非法曹の領域においても一定の役割を果たしていた法学部の在り方にまでは及ばず、各大学に法学部が存置されたまま法科大学院制度がスタートした。しかし、各法科大学院には未修者コースが設けられ、米国同様、3年の課程

を修めた者にJ.D.（Juris Doctor：法務博士）の学位を与え、それを司法試験の受験資格とした。

このようなプロセス重視の法曹養成の仕組みは、多様な人材を法曹として育成するという法科大学院制度の当初の理念を体現するものであった。

¹ Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の頭文字をとった語。

分野横断的なキャリア形成

小職は大学生生活の4年間を理系学生として過ごしたのち、その卒業のタイミングで開学した中央ロースクール（CLS）の門を叩いた。2004年のことである。

わが国ではこうした選択を「文転」（文系への転向）と評する向きがあるが（実際よく言われた）、小職はむしろ、理系学生としてのバックグラウンドに法律を「掛け算」したつもりであったし、実際、今の弁護士業務においても両方のセンスが求められる場面が多い。元来、社会で生起するさまざまな事象は文系や理系といった色分けをもっているわけではなく、よって両者を区別したり、まして出身の大学・学部によって将来を規定したりすること自体が、本来的にはおかしなことなのだ。

このように、旧来的なキャリア観に疑問を抱いて来た小職は、2008年に弁護士登録（修習61期）し、森・濱田松本法律事務所に入所した後も、大手ローファームにありがちな特定の法分野に特化した専門性の獲得ではなく、IT・デジタル分野を横断的に取り扱うことを一貫して志向してきた。米国留学前はとりわけデジタルコンテンツ分野に深く関与し、例えば、経済産業省メディア・コンテンツ課（現・コンテンツ産業課）初代弁護士出向者としての経験を起点として²、スマホの普及とともに急速に規模を拡大したオンラインゲーム業界における諸問題に取り組んだ。中でも、2012年のいわゆる「コンプガチャ」騒動に前後して、業界団体における複数の自主規制ルール策定に関与し、「ソフトロー」（法令に基づく拘束力を前提とする「ハード

ロー」に對置される、緩やかな社会規範)的アプローチによる問題解決の最前線に立つ経験を得た。

弁護士生活7年目の2015年には、スタンフォード大学ロースクールに留学した。スタンフォード自体、シリコンバレーの誕生に深くかかわり、現在もシリコンバレー・エコシステムの枢要部を担うという特質からテック全般と非常に親和的であったが、とりわけ小職が修めたLL.M. in Law, Science & Technology (LST) プログラムは、「科学技術の交錯する法律実務を最高のレベルで実践」することを掲げ、法律実務家のみならず企業・政府その他の公共部門を巻き込む形で、科学技術の発展が生起するさまざまな社会問題に対してイノベティブな答えを発見することを志向するという、極めて分野横断的な発想で設置されていた。現に所属したLL.M.課程には、既にこうした経験を積んだ世界各国の法律家や学者が集結し、法分野・社会分野それぞれの視点でさまざまな情報や考え方に触れることとなった。怒涛の速さで変化する社会に対して、法制度や政策を動員してどう問題を解決するかという、ルールメイカーとしての思考を磨くに適した場であった。

その後の米国ローファームでの研修やシンガポール駐在という3年の海外生活後は一転、金融庁の常勤専門官として2年にわたり、急速に発展し種々の問題を抱えるブロックチェーン分野に関わる金融関連法制の改正を担当した。企業法務弁護士一般的なキャリア観からすると、これは専門分野の「転向」である。現に小職は、改正作業の主担当となった金融商品取引法について、そもそも弁護士として取り扱った経験すらなく、この出向は一見する限り異例なものであった。しかし、小職は弁護士となることを決意した時と同様、これは転向ではなく「掛け算」と考えた。あらゆるもののIT化が進行する現代において、ブロックチェーン技術が最も先鋭的に法制度と衝突する金融規制の領域は、むしろ「本丸」に思えたのだ。

2020年、無事に改正作業を完遂し事務所に復帰した小職は、理系のバックグラウンドをもち、デジタルコンテンツ分野に加え金融分野という専門性を獲得しつつ、ソフトロー的アプローチに加えてハードローによる問題解決の経験も有するという、特異なキャリアを有するに至った。

2 弁護士1年目での部分出向(週2日のフルタイム)という異例な形であったが、急に必要性が高まり決まった話であったため、学生アルバイトと同じ扱いでの勤務であった。小職の任期満了後は出向弁護士のための課長補佐ポジションが設けられ、現在も存続している。

社会課題の複雑さ： 「Web2.0」から「web3」へ

前記のとおり、社会で生起する新たな事象は文系や理系といった色分けをもっていないし、従前の思考様式・

方法で簡単に整理・解決できるものとは限らない。ましてIT社会の在り方が変革を迫られるとすれば、発生する問題は極めて複雑である。

ネットの利用が情報の取得に限定され、情報の送り手と受け手の関係が固定化されていた時代と異なり、特にスマホの普及が本格的にはじまった2010年前後から、一般大衆が情報の送り手として振る舞うようになった。この変化が、いわゆる「Web2.0」である。もっとも、Web2.0は消費者の情報の大規模な集積と、それを利活用する事業者の「勝者総取り」を招くに至り、GAFA等のビッグテックによるネット空間の支配が強まるに至った。わが国はこの大きなトレンドの中で主役としての地位を占めることができず、「デジタル敗戦」を迎えたとも評される。

ここで登場するのが、新たな概念「web3」である。冒頭で述べたとおり、これはビッグテックによる個人情報管理への懸念、ブロックチェーン技術の発達、仮想通貨の普及などを背景として台頭した、ブロックチェーン技術によって実現される分散型インターネットのアイデアだ。web3はWeb2.0を置き換えるものではなく、棲み分けつつ共存するという考え方が主流であるが、いずれにせよ、大衆のネットへの接し方を大きく変化させる点で、社会に変革を迫るものである。

web3が全世界的に注目されるようになったのは2021年後半になってからであるが、そのきっかけとなったのが、2020年末頃から急速に台頭した「NFT」だ。NFT(Non-Fungible Token)とは、ブロックチェーン上で発行・取引されるデジタルトークン(トークン=お金の代わりになる印のようなもの、のデジタル形態)のうち、ビットコイン等の仮想通貨のように1つひとつが無個性なものとは異なり、それぞれ個性的なトークンのことである。当初はデジタルアート分野での活用が注目されたが、その後、デジタル資産の取引インフラとしてブロックチェーンを用いる際のツールとしての利用可能性を見据え、多種多様なチャレンジが行われている³。

NFT分野においては、デジタルコンテンツ領域とブロックチェーン領域が必然的に交錯することとなるが、コンテンツビジネスの分野と、主なブロックチェーン規制である金融分野とでは、求められる専門性が大きく異なる。その両面を同時に扱える法律実務家はほぼ絶無であり、必然、両分野に深く関与してきた小職には、様々なご依頼をいただくこととなった。

遡れば、世界にNFTという概念自体が生まれたのが2017年後半のことであったが、小職はシンガポール駐在中であった同年末にはすでに、国内第一号と思われるNFT活用サービスへのアドバイスを行っていたこともあり、その後の金融庁でのキャリアとあわせ、

故スティーブ・ジョブズ氏が説いた“Connecting the Dots”を感じずにはいられなかった⁴。

3 ご関心ある諸先生方には、拙著で恐縮だが『NFTの教科書』（共編著、2021年、朝日新聞出版）、『NFTビジネス見ただけノート』（監修、2022年、宝島社）をお薦めしたい。

4 2005年のスタンフォード大学卒業式に招かれたジョブズ氏が、スピーチの中で話した3つのテーマの1つ。将来を見据えて点と点を繋ぐことはできず、後になって振り返ることしかできないから、いつか点と点が繋がると信じよ、と説いた。

新たなルールメイキング手法の萌芽

急速に台頭したNFTは、既存の法規制・税制との衝突や消費者保護をはじめとするさまざまな課題を浮き彫りにした。政・官はその対応を迫られたが、のちのweb3につながるように、関連する領域は極めて多岐にわたるため関係省庁の特定が難しく、また、その新規性のため、具体的な課題の抽出や解決策の提示自体が簡単なことではなかった。他方で、政府の一部には、Web2.0時代におけるデジタル敗戦をweb3時代にもふたたび繰り返すのではないかとの危機感から、このトレンドを機動的・積極的に政策立案に活かすべきだという動きが生じていた。

そこで自由民主党デジタル社会推進本部は一計を案じ、平将明議員を座長とする「NFT政策検討プロジェクトチーム（PT）」を組成した上で、政策提言の策定のため、複数の外部弁護士で構成されるワーキンググループを設置した⁵。小職はその一員として、とりわけNFTに関する諸問題をもっとも横断的に把握する者として政策集の目次づくりから関与することとなり、その成果は2022年4月公表の「NFTホワイトペーパー」⁶に結実した。その作成過程では、課題ごとに特定された省庁関係部局とのすり合わせを実施し、ペーパー公表後も進捗状況をヒアリングする場が設けられるなど、政策の実行に向けたフォローアップにも余念がない（現に、各省庁での検討は着実に進行しており、小職も多くの会議体で構成員を務めている）。さらに、名称変更を経た「web3PT」は同年12月、「web3政策に関する中間提言」を公表⁷。2023年春には再度のホワイトペーパー公表を計画している。

政権与党の政策提言といえ、関係省庁が事実上関与する形で策定するのが一般的なやり方であり、少なくとも、外部弁護士をドラフターとして積極的に起用する進め方は先例がなかったようである。しかし結果として、分野横断的な社会課題をスピーディーに整理し提言化することに成功したため、政治主導の新たなルールメイキングの手法として定着するかもしれない⁸。

5 弁護士チームの結成にあたっては、長島・大野・常松法律事務所パートナーから転じて2021年に衆院議員となった塩崎彰久議員（修習55期）が大きな役割を果たされた。

6 2022年4月26日『デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～』（<https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>）別添1。

7 <https://www.taira-m.jp/2022/12/web3-1.html>

8 敢えて注文をつけるならば、きちんと報酬を支払うほうが仕組みとしての永続性があるだろう…。現在は完全な手弁当だ。

まとめ

小職はこうして、分野横断的なキャリア形成を志向してきたことにより、様々な立場から、また従来にはなかった形も含め、ルールメイキングに関与する機会を多く得ることとなった。日々の弁護士業務の中でも、先端領域において次々と生起する問題について、そうした新規な情報を常に追いかけて、場合によってはソフトロー・ハードロー両面でのルール形成をも視野に入れ、どうすればクライアントの希望を実現できるか（または何が望ましい事業判断か）という問題解決型アドバイスを行うこととなる。

これは伝統的な弁護士業務を超え、多分にコンサルタント的であるが、いわゆる職域拡大に寄与していること自体は確かだろう。2004年に始まった法科大学院制度は、その後明らかに踊り場を迎え、多様な人材の育成という当初理念の達成は覚束ない状況にある。しかし、社会における法曹の役割を拡大していくためには、法曹となる前後いずれの段階においても、分野横断的なアプローチは重要なはずである。小職の経験はあくまで一例であるが、将来における中央ロースクールの教育・運営や若き法曹のキャリア形成にとって、何らかの参考となれば幸いである。

特 集 法 曹 の 将 来 と 課 題

テクノロジー時代の法曹の在り方

～法務機能についての再考と法務案件の課題解決方法から～

弁護士
山本 俊

はじめに

AIをはじめとするテクノロジーが法曹業界にも登場してから早くも数年が経過して、いよいよテクノロジー時代の法曹の在り方を意識せざるを得ない状況になってきました。筆者が経営するGVA TECH株式会社においてもAIによる契約書レビュー支援ツールや法人の変更登記作成支援ツールを提供しています。少なくとも现阶段ではテクノロジーは万能ではなく訓練された法曹に劣る部分が多いものの形式面の文書のチェックであったりリサーチのスピード等は法曹を上回る場面も出てきています。

本稿においては筆者がテクノロジー時代においても変わらない法務の価値を探求するために、研究を重ねていた法務機能についての再考、法務機能のポテンシャルを発揮するために最も重要なことは何かについての考察を加えた上で、テクノロジー時代における法曹の在り方について述べることにします。

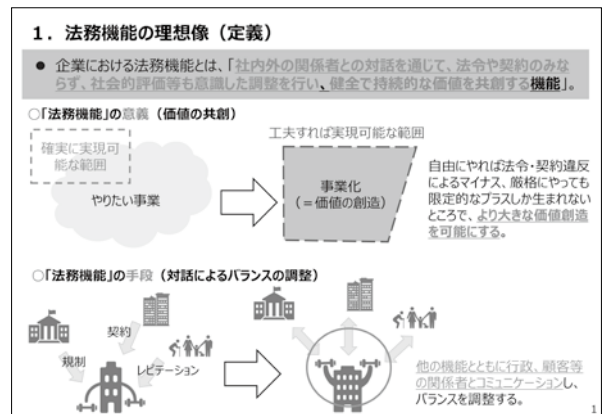
なお、法務機能についての考察等は、企業内の法務部門と事業部門を想定していますが、本質的には企業と外部の弁護士との関係も同様であると考えています。

法務機能についての再考

2018年から経済産業省が有識者と共に議論してまとめた報告書があります。非常に有益な議論がなされており、改めて読み直しつつ、法務機能について再考察を加えようと思います。

経産省が考える法務機能の定義

まずは議論の出発点として経産省が考える法務機能の定義を確認したいと思います。



法務機能実装の方向性のストーリー（案）から

このスライドでは法務機能を「社内外の関係者との対話を通じて、法令や契約のみならず、社会的評価等も意識した調整を行い、健全で持続的な価値を共創する機能」と定義しています。

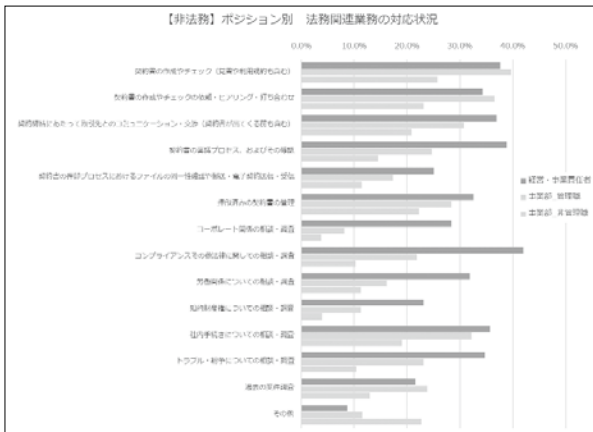
経産省は法務機能を法務部門に限らず様々な関係者を巻き込んで実行していくニュアンスを取り込んでいます。法務機能は法務部門だけではないのはもちろん事業部門を含む社内にもとどまらずに関係者を広く巻き込んでいく機能であると言えます。

データからみる法務機能の分散

GVA TECH株式会社で2022年12月に行ったアンケート結果があります。

3476人の法務部門外のポジションの方々に法務関連業務の対応状況についてアンケートをとりました。

法務部門外のポジションの方々も様々な法務関連業務を行っていることがアンケート結果からみてとれます。



ポジション別 法務関連業務の対応状況

ソニー創業者の盛田昭夫氏

30年以上前のジュリストに以下のような文章があります。

「ビジネスのリスクを的確に分析し、説明し、トップに決断を求めるこの機能こそが企業法務の基本だと思う。だから私は最後の決断は必ず自分で下すが、法務の人のいうことをいつもよく聴くようにしている。」

経営者のみた法務戦略……盛田 昭夫 (ジュリスト 857号,1986年)より

日本を代表する企業ソニー (現ソニーグループ株式会社) の創業者である盛田昭夫氏の言葉から、専門的な部分については法務部門があくまでもスタート地点であるが、専門的な知識を噛み砕いて説明してもらい経営者である氏が法務機能を経営に吸収している様子が伺えます。

法務機能のあるべき姿

法務機能は法務部門だけが保有するものではなく、経営や事業部門をはじめとする全部門に分散して、各機能と不可分一体になって存在しています。経営や事業部門も法務に業務時間を割いていますし、法務のことを理解していないと自らの機能も本質的には果たすことができません。裏を返せば、法務部門も経営や事業部門をはじめとする他部門についての理解がないと法務機能を本質的に果たしていないこととなります。

法務機能のあるべき姿は「法務と事業が一体となる」ことではないかと考えています。

そうすることにより、法務機能のポテンシャルを最大限に発揮することにより、他部門の機能のポテンシャルも最大限に引き出されることになると考えます。

「法務と事業が一体となる」状態やその有益性は企業の業種業態・フェーズや企業戦略によっても異なりますが、法務機能が法務と事業での区別なく企業価値や企業の競争力の向上に貢献している状態であると言えるでしょう。

法務の案件の特徴と課題

あるべき姿に向かうため、現状とのギャップである課題を法務案件の特徴とデータによって整理していきます。

法務案件の特徴

法務案件の特徴は大まかに3つあります。

- 複数関係者を巻き込んで処理に向かうこと
- 案件の単位が一つのドキュメントに固定化されないこと
- 別の業務プロセスの一部として法務案件化されること

法務案件の課題

こちらアンケート結果から確認します。(2022年12月に法務部門771名、非法務部門2476名の合計3247名から集計)

まずは契約書関連の課題について確認します。

法務部門の課題TOP5はこちらとなります。

1. 過去の案件を調査するのが手間
2. 依頼を受ける時の情報が少ない
3. 事業部等からの背景をヒアリングするのが手間
4. 締結済みの契約管理が手間
5. 電子契約と紙が併存していることが手間

次に非法務部門の契約書関連の課題意識について確認します。

非法務部門の課題 TOP3はこちらとなります。

1. 過去の案件を調査するのが手間
2. 電子契約と紙が併存していることが手間
3. 担当者によって回答の方針が変わり一貫性がない

契約書以外の法務案件の課題意識がこちらです。

法務部門の課題TOP5はこちらとなります。

1. 依頼を受ける時の情報が少ない、的を得ていない
2. 過去の回答内容や対応履歴の検索・調査に時間がかかる
3. 回答作成や調査に時間がかかりすぎる
4. 回答に自信が持てない
5. 事業部等が無理な期限設定や催促をしてくる

非法務部門の課題TOP3はこちらとなります。

1. 回答までのリードタイムが長すぎる
2. 回答内容がよくわからない
3. 過去の回答内容や対応履歴の検索・調査に時間がかかる

法務案件における課題の構造

法務案件についての課題はこれらのデータに限らず、大きい課題から小さい課題まで様々なものが存在しています。さらに法務案件の特性が複数関係者が複数のドキュメントやコメントを様々な業務プロセスの中で生成することから課題が複合的に入り組んで解決がしにくい構造になっています。

課題解決のための幹

課題が一定整理されたことより現状からあるべき姿に近づくための道のりについての検討を進めます。

複合的な課題の根本は何か

データで確認したとおり、法務部門も非法務部門も様々な課題を抱えています。

法務機能に関わる課題は、部門を越えて複合的に入り組んでいるにもかかわらず、表層的な課題解決に飛びつき新たな課題を生み出してしまったり、部分最適的に課題解決してしまい逆に残った課題の解決が難しくなったりしてしまうことが多々あります。

複合的な課題を根本的に解決するためには「ナレッジマネジメント」←「法務案件の集約」←「案件の受付管理」という一本の幹をしっかりと作ることが重要だと考えます。

特に回答が多かった「過去案件を調査するのが手間」

という課題を解決するためにはナレッジマネジメントの手法を活用することが効果的です。

ナレッジマネジメントとは「企業や社員の持つ知識・経験などを共有して、創造的な経営を実践すること」と一橋大学名誉教授・経営学者である野中郁次郎先生は定義しています。

ナレッジマネジメントの効果と課題

まずナレッジマネジメントの目的・効果について整理をします。「企業法務におけるナレッジ・マネジメント」（商事法務）によると、下記の6点を挙げています。

- ①業務の効率化
- ②生産性および質の向上、競争力の強化
- ③リスクの低減
- ④人材育成
- ⑤職場環境に対する満足度の向上
- ⑥法的アドバイスに対する一貫性の担保

ナレッジマネジメントは成功すると複合的な法務機能における課題が一挙に解決される素晴らしい効果を生む概念です。

しかし、前述した法務案件の特徴が法務機能のナレッジマネジメントの難易度を高めてしまっています。

法務案件の特徴から導き出されるナレッジマネジメントにおける最大の課題は「法務案件の集積の難易度が高い」ということです。法務案件は複数の関係者が様々な業務プロセスの中で関わり、案件の単位や形式も1つのドキュメントやコメントに集約されるものではないのです。

法務ナレッジマネジメントための受付案件管理

法務案件のナレッジマネジメントを実現するために重要なのは、まず「法務案件の集約」と「案件受付管理」を表裏一体で実現することです。

そのためには人力では限界があるため、テクノロジーによって依頼者からの案件が自動で蓄積され、法務部門と依頼者とのやりとりについても契約書等のドキュメントと紐付いて自然にバージョン管理される仕組みが必要でしょう。

これらが実現されることにより、従来は法務部門個

人個人に属人化されていたノウハウが組織で再活用されることにより、飛躍的に品質の向上と業務効率化を実現することができます。さらには全ての法務案件のやりとりがデータ化されることによって、AIの学習の機会も増えることから現状AIの限界とされている課題もデータが集まることによって軽々と突破する可能性があります。

テクノロジー時代の法曹の在り方

ここまで考察を加えてきたように法務機能の課題はテクノロジー以前のものが大きいですが、これらの課題もテクノロジーによって解決されると、その先はAIがデータを学習することにより現在の法曹が行っている業務を代替する可能性は大いにあります。

最近話題になっている会話型AIのChatGPTが日本語の書籍や裁判例を学習した場合は弁護士法上の問題は別として出典を明らかにした上で適切な法律相談の回答を行うことも可能になるかもしれません。これは企業内においても過去の案件を蓄積してAIが学習することによって、同様の問題については会話型AIが回答をすることになるかもしれません。

仮にそのような状態になった時、テクノロジーが浸透し価値を提供している時代に法曹はどうあるべきなのでしょう。本質的な部分は今も昔も変わらないのではないかと考えています。

法曹は変わりゆく時代の変化の中で法律を解釈したり、法律を使って交渉をしたりしていっています。経済社会が変化した場合はトレンドに合わせて対応し、法律が変われば変わった法律に合わせて対応してきました。

現在のところAIは過去のデータを学習して対応していくことが限界です（その限界を超える可能性はゼロとは言えませんが）。法曹は新しい時代の変化、新しい法律、新しい人間の変化に対応して、未来を作っていくのが仕事だと思います。

テクノロジーという外圧はありつつも、改めて法曹の価値を見直すことにより、より大きな価値を発揮できるのではないのでしょうか。



特 集 卒 業 生 イン タ ビ ュ ー

中大法学部からマスメディアへ ～朝のテレビから爽やかに～



フジテレビアナウンサー
生田 竜聖さん

中央大学法学部・法科大学院にご縁のある方々へのインタビュー企画として、生田竜聖さんにご登場頂きました。生田さんは高校も中大附属とのことで、高校・大学と正しく「自由の天地」を謳歌され、現在では日本の朝の顔としてご活躍中です。



座談会 左より
矢部先生 生田アナ

生 田 (ICレコーダー2台について) ダブルスタンバイですね(笑)。

矢部・高木 はい(笑)。本日はよろしくお願いいたします。

高 木 最初に、今回のインタビューの趣旨からご説明させていただきます。事前にご連絡させて頂きましたとおり、中央大学出身の法曹で中央大学法曹会という会を組織しております。中央大学法曹会では隔年で『中大法曹』という雑誌を発行しております。このような雑誌です(注・高木事務局次長から生田様に『中大法曹』前号を一部差し上げる。)。ご覧いただければおわかりのように、硬い感じのもので、読者の方にも少々飽きられてしまうようなところがございます。そこで、新たな試

みといたしまして、中央大学出身で活躍されている著名な方のインタビューをさせていただき、その記事を載せさせて頂きたいということになりました。

矢 部 まずインタビュー企画第1号の方として、どなたにお聞きしようかなというところがありました。実は、生田さんという発案をしたのは私でございます。私、毎朝番組を拝見しております。是非生田さんと思いました。

生 田 ありがとうございます。私が第1号というのはちょっと申し訳ないのですが、ハードルを下げるという意味で、よろしくお願いいたします(笑)。

矢 部 本日は、学生時代、中央大学の頃の思い出や、生田さんご自身の今までのキャリアなどを中心にお聞きしたいと思っています。まずは、中央大学法曹会があることに関して、法学部ご出身ということですが、ご存じでしたでしょうか。

生 田 もちろん存在は知っていましたが、そんなに接点がなかったので詳しいことは知りませんでした。中央大学法曹会からインタビューのご依頼があると伺った時は、率直に、まず驚きましたね。果たして実りあるインタビューにできるのだろうか、大変不安になりましたが、せっかくご指名いただいているので、精一杯お受けしたいなという気持ちで、今日はこちらに来ました。

②【中学、高校時代のお話】

矢 部 ありがとうございます。最初に、中学、高校時代のお話から伺いたいと思いますが、中学校時代に取り組まれたことはありますか。

生 田 中学の頃は、剣道部がメインでしたね。放課後や夏休みも冬も稽古をしていました。初段まで取ることができました。ただ、高校に進学するに当たって、自宅から中央大学附属高校の場所が遠いため、これは防具を持ち運ぶのは大変だなと思って高校では剣道部に入りませんでした。

矢 部 今お話に出ていましたけれども、なぜ自宅から遠い中央大学附属高校に行かれたのですか。どなたか身の周りにおられる方から勧められたりしたのですか。

生 田 卒業生の知り合いもいないですし、周りから勧められたということはないのですが、自分で調べている中ですごく魅力的に感じました。校則も本当に少なく自由度が高そうで、いろいろなことができそうだなと思いました。そこがやはり決め手でしたかね。

矢 部 実際に中央大学附属高校に入ってみた感じとしては、いかがでしたか。自由な雰囲気の中で、剣道の代わりに何かこれに凝ってみたとか、打ち込んでみたとかありましたか。

生 田 みんな伸び伸びとしていましたし、楽しかったですね。かといって別に自由だからみんな好き勝手やっているというわけでもなく、学びにも積極的で。本当に居心地が良くて、いい選択だったなと思います。中学3年間は剣道を一生懸命やっていましたが、高校では部

活には入らず自宅の近くの焼肉屋さんでアルバイトをしたりしていました。あと、高校のメンバーでバンドを組んで、音楽活動もしていました。バンドではギターを弾いていました。

矢 部 今でもやっておられるのですか。お仕事のお仲間とかと一緒にやるともあるのでしょうか。

生 田 今は会社の同僚でバンド活動をしています。それも趣味の範囲ですけれども。今、楽器はベースをやっています。

矢 部 私たちの業界にも好きな人がいます。数年前に弁護士国際会議みたいなのがあった時にはバンド大会みたいな企画もございました。我々の業界からも「生田さん、やりますよ」みたいな声をお掛けするかもしれません(笑)。

高 木 ちなみにバンドは誰かのコピーとかされていたのですか。それとも、オリジナルで曲を作られていたのですか。

生 田 GLAYとかコピーをしていました。メンバーが好きな音楽のコピーをしましたね。X JAPANとかも。そっち系です(笑)。

矢 部 いいですね、伝説中の人ですからね。GLAYなんて。そうすると、もう自由に伸び伸びと高校時代をお過ごしになられたのですね。ただ、附属校からだと、勉強も一生懸命しないと希望の学部にはいけないかとも思いますが。

生 田 そうですね。3年間、定期試験の成績とか。3年間のトータルという感じですね。なので、一応真面目に勉強はしていました。

③【大学時代のお話】

矢 部 大学では法学部法律学科ですよ。伸び伸びとした高校から大学へ行ってみて、いかがでしたか。しかも場所ももっと奥になりましたが。

生 田 遠かったです、本当に(苦笑)。

高 木 法学部を選ばれた理由は、何かあったのですか。

生 田 自分自身、文系だったので、高校3年間も結構本を読むカリキュラムがありました。それで文系には強いと思っていたので、法律も読み込んで学んだらいいかなと思って法学部にしました。

矢 部 法学部に行かれて実際に法律学の勉強を始めてみて、苦手だとか、こっちは興味があるな、などといったことはありましたか。

生 田 プロの方を前にして言うのも何ですけども、本当に難しいじゃないですか。だから、何が苦手とかいうのもなくて、本当に全部、おしなべて全部難しかったですね。

矢 部 それでは、勉強の仕方などはいかがでしたか。何かゼミに入られたりしたのですか。

生 田 ゼミは会社法のゼミに入っていました。高橋先生のゼミです(注：高橋紀夫白鷗大学教授。中大法学部・大学院出身で、中大法学部に会社法ゼミを担当)。

矢 部 会社法ですから株式の話ですとか、取締役の責任など組織の話が出てきて結構、難しいですよ。

生 田 難しかったです。同級生の中でも炎の塔に行って、すごく一生懸命勉強している人とかを見ていると、法曹界に行く人はものすごい人なのだということを感じました。そこで、自分には法曹界は厳しいかもしれないと思って、会社員になるかもしれないし、それなら会社法を学んだらよいのではないかと思って会社法をやったのです。けれども、それでもやはり難しかったですね。

矢 部 会社実際に入ってみて、何となく役に立っていたりしますか。日常的には、あまりないと思いますけれど、ニュースを読まれたりする時とか。

生 田 普通の会社員としては使うことは、あまりないですけど、ニュースを読む際に、その知識が役立つこともあります。

矢 部 難しかったということですけど、法律学で身を立てようかなというのは、ちょっと荷が重いかなという感じでしたか。

生 田 そうですね。割と早々に決断しました。

矢 部 それでメディアへ行こうという感じが生まれたのですか。

生 田 メディア、つまり違う「放送」業界ですよ。就活を意識し始めたぐらいの時からですね。自分は何をしたいのだろうと思った時に、テレビ局かなと感じ始めたのは3年生ぐらいです。放送研究会とかにも入っていませんでしたので、本当に真っさらな状態で就活を始めたという感じです。インターンシップに行くと、インターンシップの仲間と横のつながりを作って情報を共有していった感じでした。

矢 部 放送局で働くにあたり、アナウンサーになるという方向が強かったのですか。制作とか報道とか、そのような方向性もあるかと思うのですけれども。

生 田 もともとはテレビ局で制作に携わるイメージをしていましたが、アナウンサーのインターンシップが早い時期にあるのです。それが大学3年生の夏ころだったかな。3年生の夏に向けて、まずはテレビ局の空気を知りたいと思って何でも行こうと思い、アナウンサー職に願書を送って。そこからですね、アナウンサーを意識し始めたのは。

矢 部 大学時代をトータルに振り返って、思い出という感じではどうですか。就職活動以外に何かありますか。

生 田 そうですね、高校が中大附属だったので、大学でも高校の仲間がそのまま一緒にいたという感じです。他の学部同級生もいるので、授業と授業の合間や食堂で集まったりしていました。

高 木 ヒルトップに行かれていましたか。何階派だったとか、覚えていますか。

生 田 行っていましたね。3階に行っていた気がします。

矢 部 なかなか不思議なメニューがたくさんありましたね。カツはトンカツではなくチキンカツばかりとか。

高 木 高校時代は、バンドをされていたということでしたが、大学時代もバンドはされていたのですか。

生 田 大学でもバンドを高校の頃のメンバーでやっていました。アルバイトも続けていましたし、高校のつながりが結構メインでしたね。

④【法学部の都心移転について】

矢 部 法学部が今度都心に移転します。文京区の茗荷谷に移転する予定になっています。赤れんが風の法学部の建物が、茗荷谷の駅のすぐ近くにできます。

生 田 そのようですね。今回頂いた質問で、移転するというのも初めて知りました。もう完全に4年間ですか。

矢 部 少なくとも、法学部は4年間全部ということになっています。市ヶ谷に法科大学院があるので、できるだけ連携した形での勉強ができるかなと思います。都心に戻ってくると聞いて、いかがですか。

生 田 いやもう、うらやましいしかないです。楽ですよ。私の場合は、やはり通学の道のりが

なかなか大変だったので。いいですね。うらやましいです、本当に。

高 木 今、中央大学の人気がちょっと落ちかけているところもあって、都心回帰じゃないですけども、そういうのも目指してということなのだろうと思います。

生 田 立地もかなり影響しますものね。

矢 部 アナウンサーの道を目指された頃も、多摩キャンパスを出てからどこか行くというのも、結構大変でしたか。

生 田 そうですね。大変でした。モノレールですからね。あの八王子の中央大学の駅から行っていました。

矢 部 もう、モノレールはできていたのですね。我々は古い時代でモノレールもなかった時代です（笑）。バスか、バスがなければ歩きでした。

生 田 モノレールも大変だなと思っていたのですが、モノレールもなかったのですね。

高 木 なかったです。生田さんが学生のころには、キャンパスの周りに何かお店とかありましたか。僕らの時は何もなかったのですけれども。

生 田 なかったですね。山でした。それで、立川とかにみんな出て。

矢 部 今は大分、いろんなものが出来てきて、ついにスターバックスまでできました。モノレールの駅の前にあります。今度、何か機会がありましたら見て来てください。

⑤【アナウンサーのお話】

矢 部 大学時代のことはいろいろ、今、お伺いしたところですけども、アナウンサーとしてこの業界に入られて、どういったところにやりがいみたいなものを感じていらっしゃるでしょうか。

生 田 やりがいは、やはり情報を皆さんにお届けするということに尽きますかね。

矢 部 そのために何か心がけておられたりするところがありますか。

生 田 とにかく分かりやすく、誰にでも伝わるようにという気持ちでやっていますね。もちろんテレビを見ている人は、小さい子からお年寄りの方まで本当にいろんな方が見てくださっているのです。早口になり過ぎないとか。言葉

使いも難しくなり過ぎないとか、回りくどくならないようにとか。いろいろ考えながら情報をお届けするというのが一番ですかね。

矢 部 今まで伝えた情報とか事件の中で、ご自身として印象に残ったものというのは、何かありますか。

生 田 一番記憶に残っているというか、悔しい思い出という記憶なのですが、金正日が亡くなったというニュース速報があった時のことです。たまたまその日ニュースを読む担当だったので、報道センターに控えていたら、本番1時間くらい前に金正日が亡くなったぞという速報が入って、みんなもう本当にばたばたという混乱の中、ニュース原稿が来ました。「生田、そのまま行って」と言われて、本番を迎えて。下読みもできない。もらった原稿をガッツと読み始めたら、時間の管理が全然うまくいなくて。ちゃんと伝えなきゃいけないところを思うように伝えられなくて、本当に悔しい思いをしたというのが一番記憶に残っていますね。

矢 部 下読みもできない緊急な状態というのは、難しいですね。通常アドリブはあり得ないということなのですか。

生 田 そうですね。ニュース原稿ではアドリブはないですね。細かい言い回しとかを変えたりはしますけれども、記者のみなさんが取材して得た貴重な情報ですから、一言一句大切に伝えなくてはいけないと思っています。

矢 部 そこは、やはりアナウンサーとしての使命なのですね。やや失敗したかなという思い出もあれば、すごく大成功だったという思い出もあるかと思いますが、いかがですか。

生 田 やはり一番の失敗は、その金正日の日ですかね。大成功というと、難しいけど、うれしかったこととしては、スポーツ実況でしょうか。バスケットボールの実況を担当していたことがありまして。高校生のバスケットボールの大会でウインターカップという大会ですが、高校生のバスケをしている生徒たちにとっては、そのウインターカップが終わると引退するという節目の大会なのです。その決勝の試合を実況すると、バスケットボール部が青春をかけて一生懸命やってきた全ての集大成の場に自分もいられて、そういう瞬間に立ち会える時は、うれしく思いますね。きっと録画して

見返すだろうなと思いながら、なるべくみんなの、全員の部員の名前を呼んであげたいなとか。いろいろ考えながら実況するのは、楽しかったです。

矢 部 最近テレビで拝見しているスケジュール感から見ると、非常に朝早く仕事に出られているように思われます。しかも、連日だと思のですが、休日が入った時には、どうやってお過ごしになっておられるのですか。

生 田 「めざましテレビ」の日は、2時台に起きています。休日は、とにかく早起きをしないでいいので、アラームをかけずに寝るとというのが、喜びです。でも、たまに癖で3時ぐらいに目覚めてしまう時があるのですよ(苦笑)。

矢 部 そうすると、そういう形で休日には自然に自分の使いたいように時間を使うというのがリラックス方法ですか。

生 田 そうですね、家でのもんびりしたり、音楽が好きなのでライブに行ったりとか。

矢 部 音楽で現在、凝っているというか、はまっている曲はありますか。

生 田 今私がMCを務めている「めざましどようび」のテーマソングを歌ってくれているバンドで、Saucy Dogというバンドがいます。テーマソングも提供していただいているのでお世話になっていますし、ライブにも行かせてもらっています。自宅でも結構、音楽をかけて聞いている。

矢 部 アウトドアに行かれるとか、スポーツをやられるとかという感じではないのですか。

生 田 インドアです、基本。なるべく家にいたいですが。でもライブに行く時だけは、アグレッシブに(笑)。

矢 部 ところで、最近特に若い人がテレビ以外のメディアへ行ってしまうことがあります。それでも、生田さんご自身として「こちら辺がやはりテレビのいいところだよな」と思われることはありますか。

生 田 やはり幅広い方々に見ていただいているということではないでしょうか。他の媒体ですと、今の時代、好きな人が好きなものだけ見るなど、層が偏ってしまうものもあると思います。テレビは広く、小さい子からお年寄りまで情報を届けられるという点でいうと、やはり強

みだと思います。

⑥【これからの中央大学について】

矢 部 仕事関係で「お互い中央大学だ」とかという話になられたような方は、いらっしゃいますか。

生 田 会社の上司とかは声をかけてくれることもあります。「中大だよ」と。その他では、「とくダネ！」のMCをやっていたらっしゃった中大附属出身の小倉智昭さん。あと、アーティストのナオト・インティライミさんとか。高校の話をする方は、結構いますね。

矢 部 やはり中附つながりですね。

矢 部 先ほど司法試験を目指す人たちについての話がありましたが、弁護士ですとか、検察官、裁判官と言われる人たちの一般的イメージというのがあると思うのですけれども。生田さんが持つイメージというのは、「勉強をする人」という感じなのですね。

生 田 本当にもうそうなんです。勉強せずにはなれないでしょう。まず試験をクリアするまでに、あれだけ努力できるというのは本当にすごいことだなと思います。

矢 部 ちょっと言っていることが分かりにくい人とかというの、法曹として結構テレビに出ているようにも感じるのですがどうですか。

生 田 そうですね。しかし、テレビに出られている方は、お話も噛み砕いて言われる方が多いので、こちらが聞いていても分かりやすいと思います。

矢 部 今回、このインタビューの機会をつないで頂いた犬塚浩弁護士(注・「ワイドナショー」に出演。)みたいな感じで、気さくに分かりやすく説明できる人もおられますね。

生 田 そうですね。

矢 部 都心回帰ですとか、イメージ作りが必要かみたいな話が少し出ましたが、今後の中央大学に、もうちょっとこういうことをしたらいいのではないかな、などはありますか。

生 田 私みたいなものが何を言ったらいいか、、、いづれにしても都心に来るというのは、本当にいいことだと思いますね。多分、これまで中大を選択肢に入れている学生がいても、「ちょっと遠いな」というそのハードルを越えられずにいた学生もいたと思うのですよ。そ

こがなくなるというのは、大きいと思います。

矢 部 そうやって、(人を) 引寄せようとする努力は必要ということですね。

高 木 個人的には中大は女性人気が高いようなイメージがあるのですけれども(苦笑)。

生 田 そうですね。立地だったのでしょうか?。青山とかだと、ちょっとおしゃれなイメージがありますものね。

⑦【最後に】

矢 部 最後の質問になりますけれども、今後アナウンサーとして、あるいはメディアに関わる人として、何か目標にされているようなことがあればお聞かせいただければと思います。

生 田 同じ情報を伝えるにしても、伝える人によっても伝え方が違うと思います。この人が言うから説得力が増すというか。そういう存在には、まだ(自分が) 到達できていないと思うので、こつこつと今の仕事を続けて存在感のあるアナウンサーになっていきたいなと思います。この人の言うことは聞きたいと思えるような、そんな人になりたいです。

矢 部 ありがとうございました。最後のお答えのポイントは重要ですね。

矢部・高木 本日は長い時間、大変ありがとうございました。

以 上



〈講演録〉 本音の民事訴訟

元札幌高等裁判所長官、元名古屋高等裁判所長官、弁護士

綿引 万里子先生

(令和4年5月27日 中央大学法曹会講演録)



1 はじめに

本日は、中大法曹会の皆様にお話をする機会をいただきありがとうございます。

私は、昭和53年（1978年）3月法学部法律学科を卒業し、同年4月司法修習生、昭和55年（1980年）4月に東京地裁判事補に任官しました。以後、令和2年（2020年）5月に名古屋高裁長官を最後に退官するまで40年余り裁判官として勤務を続けて参りました。

その間、司法行政に携わっていた期間もありますが、約21年地裁、高裁で民事、行政事件を担当し、約8年最高裁調査官として最高裁の判例形成に携わってきましたので、自分としては、民事行政事件の実務裁判官であると自負しています。

そんな経歴の中で感じてきたことを、思いつくままに本音でお話させていただくことで、本日の責めを果たしたいと思えます。面白おかしくお聞きいただくために、誇張した表現、過激な表現がありますことを予めお詫びしておきます。

2 長大な準備書面は百害あって一利なし

私が任官した昭和53ころは、まだ準備書面の原稿は手書きで、タイピストにタイプで浄書してもらうものだったと記憶しています。若い方には想像もできないかもしれませんが、手書きの原稿をタイピストに渡して、タイプ印刷用の薄紙（複数枚に印字できます。）に印字をしてもらい、その薄紙の間に紙を挟んだB5袋とじて準備書

面は作成されていました。その頃の準備書面はそんなに長大なものはありません。青焼きのコピーが使われるようになって、準備書面が長大になっていったという印象はありません。青焼きのコピーが使われるようになって、手書きで原稿を書いて、タイピストに浄書をしてもらうという作業は、基本的には変わらなかったからであると思います。万年筆でタイピストに渡す原稿を書いていた時代は、長い文章を書くとは手は疲れるし、しっかり頭で文章を練ってから書かないと修正だらけでタイピストが読めない原稿になってしまうのですから、原稿が推敲され、凝縮したものになったのは自然なことだったのかもしれませんが。

それが、昭和60年ころから、ワープロを使う弁護士さんが増え、アットという間にPC全盛期を迎えます。それに伴って、カット＆ペーストで同じことが繰り返される準備書面の全盛期を迎えます。100頁を超える準備書面が当たり前ようになってきます。PCのキーボードを打つだけであれば、手はちっとも疲れません。カット＆ペーストの機能を多用すれば、どんどん文章は長くなっていきます。短く凝縮した文章の中に述べたいことをきちんと盛り込むのは、実はとても大変な作業であり、思いつくままにキーボードを打って、簡単に修正を掛けてということで準備書面の質が大きく変わったと思います。

さて、ここで、読み手である裁判官のことを考えてみてください。何といても、準備書面は読み手である裁判官に読んでもらい、理解してもらっ

て初めて意味を持つのです。

東京地裁であれば、各裁判官は、単独事件200件から250件、合議事件100件程度を手持事件としています（最近の実情は承知していないので多少の違いはあるかもしれませんが）。週3回の開廷日には、弁論10件程度と証拠調べ1、2件、その他の2日は、弁論準備手続期日や和解期日で昼間の時間はほぼ埋まっています。

そんな中で、当事者から提出される準備書面を読み、証拠を精査して期日の準備を行います。それに加えて、判決起案です。東京地裁ですと、月に30件程度は既済にする必要がありますから、和解ができる件数にもよりますが、判決起案に取られる時間も相当なものです。部総括になると、各種委員などを引き受けることになりますから、更に時間的には制約されます。

そんな裁判官の日常の中で、いったい準備書面の検討に充てられる時間はどれほどあると思われるでしょうか。

そこに、何十頁にも上る準備書面が何通も出てくることを想像してください。とても丁寧に全ての準備書面を読み込むことなどできようはずありません。

私自身の経験では、集中して読み込むことができる準備書面はせいぜい20頁程度まで。それ以上になると冗長で、無駄が多く、読み手である裁判官は目で文字を追うことはできても、理解しようという気力を失います。ですから、私は、ことあるごとに、「準備書面は20頁以内！」とっておりました。

これは笑い話のような実話です。

毎回毎回、期日に100頁を超える繰り返しが多い「力作」の準備書面を提出される代理人がおられました。

私が、長大な準備書面はとても集中力が続かないから、今回は、3つの論点に絞って、20頁以内で準備書面を作成してほしいと、論点を具体的に指摘して準備書面に関する要望をしたことがありました。すると、その代理人は、何と、20頁の準備書面を3通出してこられました。いやはや何をか言わんやです。

3 主張は無限、証拠は有限/その主張に証拠は付いてきていますか？

勝ち筋の事件は、主張も単純明快なことが多いと思います。

あれやこれや、様々な法律構成で主張を組み立てている事件というのは、大抵どこか無理があることが多いものです。

主張の組み立てだけならいくつものストーリーを組み立てることは可能でしょう。でも、そのストーリーに証拠が付いてきているかどうかが問題なのです。ストーリーAでだめなものが、法律構成を変えたストーリーBなら成り立つということは極めて少ないと思います。もちろん、法律構成を誤ったために、本来勝訴できる事件で敗訴するということがないとは言いませんが、それは極めて少ない。というか、弁護過誤に近いもののように思います。

私が札幌高裁の長官をしていたときのことで。ある地裁の左陪席裁判官が、原告の請求について、弁論準備で法律構成の問題点を指摘すると、次の法律構成を考えて主張してくるので、いつまでたっても主張整理ができないと嘆いていたことがあります。そのとき、私が彼に話したことは、主張は無限、証拠は有限ということでした。次々法律構成を変えてきたとしても、本来的に請求権が立たない事件であれば、どこかに隘路があるものです。証拠を見

て、事件の本質をつかみ、それにそって主張整理を試みるようにアドバイスをいたしました。

その後、その事件の争点整理がどうなったかは確認しておりませんが、主張は無限、証拠は有限ということを念頭に置くことで、無駄な主張の応酬を避けることができるのではないのでしょうか。

**4 陳述書や本人尋問は決定打に
あらず**

多くの裁判官は、契約書等の契約関係書類や当時交渉経過を記載した記録文書等のいわゆる客観的証拠によって心証の大筋を固めており、立証において、人証や陳述書が決定的な役割を果たすことは少ないと思います。

少し話が逸れますが、皆さんは、人証を「にんしょう」、「じんしょう」いずれの読み方をされますか？最近は、「にんしょう」派が95%を超えるように思うのですが、私の初任のころの裁判長のお一人は、職人肌のこだわりの方で、物的証拠だから「ぶっしょう」、人的証拠だから「じんしょう」と言っておられました。最初の親鳥の言葉だからでしょうか、私は、今でも「にんしょう」と言われると、何か気持ちが悪いのです。最初に指導を受けた方の影響って大きいなと思います。それだけに、若い人の指導をするときは、変な影響を与えないように、できるだけオーソドックスな訴訟指揮の在り方や判決の書き方を伝えたいと思ってやって参りました。

話をもとに戻します。人証や陳述書の役割です。私が、研修所教官を務めていた当時、人証を聞くまでに心証が全く固まっていない事件は5%もないと話したのに対し、当時の弁護教官の方は、ひどく驚いておられました。が、実態はそのようなものだと思います。

人証や陳述書は、客観的証拠によっては立証しきれない部分を立証する役割、いわば、証拠の隙間を埋めるよう

な役割を果たすもののように思います。客観的証拠によって認定できる動かしがたい事実を核とした場合に、それらの事実をつなぎ合わせるのが人証や陳述書の役割であり、動かしがたい事実を前提とした場合に、人証や陳述書によってつなぎ合わされたストーリーが、動かしがたい事実と矛盾がないのか、整合的に説明ができてきているのかといった観点から人証や陳述書を見る人が多いということが出来ます。

例えば、客観的証拠によって認定できる動かしがたい事実は概ね原告が主張するストーリーに沿うように見えるけれども、一つ、二つそのストーリーとは矛盾する、整合しないように見える事実があるときに、それをストーリーと矛盾なく説明できるかどうかという観点から人証や陳述書が役割を果たすことが多いように思います。一つ、二つある矛盾点が解消できない場合、何故そのような矛盾点が生じているのかを人証によって明らかにできる場合、それがそのストーリーの致命的な欠陥であるという場合は少なくないといえるのではないのでしょうか。

時々、契約書等の契約関係書類や当時の交渉経過を記録した文書等の客観的証拠の裏付けのない主張をされる代理人がおられます。「その主張事実をどのように立証される予定ですか？」とお尋ねすると、胸を張って「本人尋問です。」とおっしゃる。「それは、『立証できません。』と言っておられることと同義ですよ。」と心の中では思いつつ、「本人尋問だけで立証をするのは少々厳しいではありませんか？」といったお返事をしたものです。

5 和解案と判決

退官して弁護士になった後でよく聞かれるのは、「裁判所は、自分が示した和解案と異なる判決をすることがありますか？」という質問です。

これは一概には言えません。例えば、

人証調べ前の段階で、暫定的な心証に基づいてお話ししますという提示された和解案は、それに沿った判決がされるとは限りません。他方、弁論終結間際又は弁論終結後に裁判所が裁判所案であるという示した和解案については、基本的にはそれと大きく異なる判決がされることが多いと考えるべきでしょう。

もちろん、判決を書いているうちに和解提案をした当時は気付かなかった問題点に気付くことがないとは言いませんが、そのような場合はそれほど多くはないと思います。また結論を大きく変える問題点に気付いた場合には弁論を再開することが多いようにも思います。ですから、弁論終結間際又は弁論終結後に裁判官が裁判所案であるとして示す和解案については、特段の留保がない限りは、和解の線に沿って判決がされることを想定して、和解を受けるか受けないかの利害得失を考えるべきでしょう。

もう一つ、「和解を蹴ったら判決で不利益になることがありますか？」という質問もよく受けます。少なくとも、私は和解を蹴ったからといって意趣返しのようなことをしたことはありませんし、多くの裁判官は意趣返しのようなことはしないはずです。ただ和解だから丸めていたところが丸められなくなったり、和解だから目をつぶっていた遅延損害金が付いたりということはまああるでしょう。ですから、和解を受けるか否かの利害得失を考えるとときには、そうしたことも十分に考慮することが大切ですし、ある意味、和解の損得を判断するための材料には十分に目を配ることが必要だということになるでしょう。

6 民事控訴審は「事後審」

民事控訴審は「事後審」であると答えたなら、司法試験に落ちてしまうこと確実です。しかし、民事控訴審の裁判

官の多くが事後審的な審査をしているということを知っておいていただくことは大切かと思えます。

控訴審の第一回弁論期日において、「原審の口頭弁論の結果は原判決記載のとおり」という確認がされると思います。この確認がされると、少なくとも、主要事実のレベルにおいては、当事者の主張とこれを前提とする争点について、高裁は、原判決に記載されているとおりにあることを前提に判断することになります。

もちろん、記録に照らして、原判決の主張整理が明らかにおかしいときなどは、釈明権を行使して主張を補充していただいたり、原審において提出された準備書面に記載された主張を改めて明確にさせていただいたりしますが、当事者が原判決の主張整理、争点把握はここがおかしいと具体的に指摘しなければ、原則として、原判決の主張整理、争点把握を前提とした審理が行われます。

ですから、もし、原判決の主張整理、争点把握に問題があると思う場合には、原判決の主張整理、争点把握のどこに問題があるのかを控訴理由書で明確に指摘し、「原審の口頭弁論の結果は原判決記載のとおり」という確認については、控訴理由書に指摘した点を除きという留保を付けることが大切かと思えます。そうすることで、裁判所は、争点の把握の仕方について、改めて慎重に検討をすることを余儀なくされます。単純に「原審の口頭弁論の結果は原判決記載のとおり」と述べながら、裁判所は、原審で提出した準備書面は全部頭から読んで理解するはずと思っていると、それはちょっと裁判官を買いかぶりすぎということになりそうです。

次に、原判決の事実認定、法的判断についての不服についても、事後審的審理がされることを意識して主張することが大切です。続審だからといって、原審での主張の続きをするのでは

なく、原判決の事実認定、法的判断のうち不服のある部分をターゲットにして、何故その事実認定が間違っているのか、法的判断が間違っているのかを攻撃することが有効だと思います。

そして、事実認定の批判であれば、生の社会的事実の認定の誤りをいうのか、生の事実の評価を争うのかをしっかりと分けて説得的に指摘することが大切です。ここでは、事実の存否自体を争っているのか、ある事実の存在を前提とする事実の評価を争っているのかをはっきりしない準備書面が多いということを示し上げておきたいと思えます。事実の存否と事実の存在を前提とする評価との違いをいつも念頭においておくことが必要かもしれません。

7 日本の裁判は三審制にらず／三審制の意味を間違えない

高裁で仕事をしてたときに、心証を開示した和解の提案に対し、それがご不満なご本人に対し、代理人が「まだ最高裁があります。」と言われるのを聞いたことが何回もあります。

民訴法が定める上告理由がある高裁判決は本当に稀有です。調査官室にありますと、「理由不備」、「理由齟齬」の主張を山ほど見ます。でも書かれていることは単なる認定非難にとどまるもので、調査官は、「理由不備」、「理由齟齬」を主張するけれども、単なる認定非難にすぎないという報告書を書き、裁判官方もそれを確認して書面審理で上告が棄却されているのが実情です。理由不備、理由齟齬が認められるのがどのような場合であるのかをきちんと理解して上告理由を書いておられるのかしら、とよく疑問に思ったものです。ここで申し上げるまでもないことかと思えますが、理由不備とは、消滅時効の抗弁が主張されているのに、その判断を忘れていたような場合です。理由齟齬とは、弁済の事実を認めながら、請求原因である消費貸借契約に基づく請求を認容するような場合です。

極めて極端な場合以外、理由不備、理由齟齬とはならないということなのです。

上告受理申立ても、判例違反又は法令の解釈に関する重要な事項を含む場合でなければ受理されません。要は、最高裁はあくまでも法令の解釈に関する見解の統一を使命とするもので、事実認定がおかしいと思っても、それが経験則違反、信義則違反という法令違反の域に達しない限り取り上げないということです。年間に受理申立てが受理される件数を確認していただければ、法令の解釈に関する重要な事項を含むという判断がいかにかき門であるのかを分かっていただけのものと思います。

このようなことを敢えてお話するのは、事実審である地裁、高裁でしっかりと事実についての争いはしておいていただくことが大切だということをお話したかったからなのです。

これも高裁時代のエピソードになります。ある外国人労働者の女性（母子家庭でした）が、工場で機械に手を挟まれて障害が残ったという事件がありました。原告は、安全配慮義務違反だと主張するものの、具体的にどのような注意義務違反があったのかについての主張は明らかではありませんでした。会社側は、先手を打った形で、安全教育や安全点検の実施状況や、機械に故障がなかったことを主張立証しており、原告が安全教育に従った手順を踏んでいなかった可能性が高いように思われる事件でした。安全配慮義務違反と主張しただけでは被告の債務を具体的に主張したことにはならないのではないのかといったことを説明しても若い代理人は耳を貸してくれません。

それでも、母子家庭の原告に障害が残り、生活も苦しい状況を踏まえ、資力が十分にある被告に和解金として相応の金額の支払をすることができないかを主任裁判官が熱心に説得してくれて、確か数百万の和解金の支払を承諾してくれるところまで進んだところ

で、件の若い代理人殿は、「大丈夫、まだ最高裁があります。こんな金額で和解をすることはありません。」と断言したのです。被告の債務を具体的に主張もできておらず、証拠上も被告の具体的落ち度を窺わせるものはないのにです。

そのときは、本当に原告が気の毒でなりません。件の若い代理人は、基本的リーガルスキルに欠けているだけでなく、最高裁の何たるかも分かっていない。簡単な控訴棄却の判決を書きながら、法律家の仕事の責任を痛感した瞬間でもありました。

これからも、リーガルマインドとリーガルスキルを備えた法曹を社会に輩出するために、中央大学法曹会にご尽力、ご活躍いただくことを祈念して、本日の講演の結びとさせていただきます。



〈講演録〉

退職裁判官の刑事裁判よもやま話
～とりわけ当事者サイドの皆様～

元札幌高等裁判所長官 合田 悦三先生

(令和4年11月24日 中央大学法曹会講演抄録)



A：それでは、合田悦三先生のご経歴をご紹介させていただきます。合田先生は昭和54年中央大学法学部卒業、司法修習34期でございまして、昭和57年東京地方裁判所判事補にてスタートし、その後司法研修所教官、最高裁判所刑事局課長、東京地方裁判所部総括判事、東京地方裁判所所長代行者を歴任された後、平成27年前橋地方裁判所所長、平成28年東京高等裁判所部総括判事、平成31年千葉地方裁判所所長、令和2年札幌高等裁判所長官をされ、令和3年8月に定年退官されております。現在は総務省の情報公開・個人情報保護審査会常勤委員で会長代理兼部会長を務められております。それでは、合田先生、よろしくお願いたします。

合田：合田でございます。以前この会で先輩である綿引高裁長官が民事関係について話をされたと聞いております。私の方は刑事関係の話ということで、演題は「退職裁判官の刑事裁判よもやま話」ということにしていますが、あまりよもやま話という表現で抱かれるイメージの話ではなくなるかもしれません。40年ほど裁判官をやりまして、若い頃は民事担当の時期もあったのですが、判事になってからはほとんど刑事関係の仕事ばかりでしたので、おそらく私は自他ともに認める刑事裁判官ということになるはずでありまして、そのような経験がある者から見て現在の実務等についてどのような問題意識を持っているかといったあたりをお話

したい。そして、この中央大学法曹会の場合、私も裁判所側の役員を勤めた経験があり、会員の大多数が弁護士の方であると分かっておりますので、「特に当事者サイドの皆様」と副題を付けましたが、刑事弁護に関連するあたりを意識しながら話させていただきたいと思っております。

レジュメの最初のところですが、裁判員制度導入の前後で変わらないことと変わったこと、そういう趣旨のことを書きました。ご承知のとおり、現在の刑事第一審では、一部の起訴罪名の事件について裁判員が入った公判が行われています。この制度は、司法制度改革審議会の答申に創設の提言が盛り込まれたことを受けて法律が作られ、更にしばらくの準備期間を置いて、平成21年の5月から実施され、概ね13年半運用されているという制度です。現在の我が国の裁判制度は明治時代に欧米の制度を参考にして作られたものですが、広く一般国民が裁判の判断者に加わるという制度は初めてで、100年に一度の大変革とも言えるものです。実は、私、この制度には非常に長いこと関わっております。司法制度改革審議会が設置されていたのは2年間なのですが、その間を通じて当時の私のポジションが最高裁判刑事局の課長ということでありましたので、改革審の刑事司法関係のテーマについてはすべて最高裁の担当課長として関与しておりました。その中で、国民の司法参加という論点があり、最初は司法参加の是非

や陪審か参審かといった議論から始まって、最終的には、陪審でも参審でもない裁判員という名称で、実質的にも参審と陪審を足して二で割ったようなところがある、そういう制度が提唱されるに至ったわけではありますが、その当初の議論のときですから、裁判員という名前が付いていないいわば胎児の段階からのお付き合いなわけです。改革審が終了して約半年後、私は東京地裁に移りまして、裁判員法などの必要な立法が行われてから施行までの数年の準備期間に、それこそ法廷その他の設備の改造から、裁判員の方をお迎えするのは初めてですから待遇をどうするのか、もちろん裁判をどうやってやるのか、東京地裁では法曹三者で模擬裁判を百何十回もやりましたけれども、そういうことを含めて、いろいろ受け入れ準備をやり、必要に応じて他の裁判所にも発信しました。そして、施行後は、所長代行者になるまでですので件数的には30件に満たないのですが、東京地裁の部総括として、実際に初期の裁判員裁判の裁判長を勤めました。振り返ってみれば、刑事局から移って前橋に出るまでの13年3カ月間東京地裁にいたのですが、それは改革審を経験した者として裁判員制度の助走の段階から実施後まで裁判員制度に関わっていたからという理由以外には考えられないと思います。所長代行者、所長、高裁部総括、高裁長官の立場でも裁判員制度のバックアップに携わっていましたから、主観的には自分の子

供のように捉えている制度なわけでは

そのようなわけで、今日の話も裁判員裁判に関係する部分が多くなってしまおうと思うのですが、さて、話の都合上、この裁判員制度の導入によって変化したところから述べていきたいと思います。少なくとも裁判員裁判については、今傍聴されると、私たちなんかの期が修習生の頃に傍聴していたものとは全く法廷の様子が違うということが一目瞭然にお分かりいただけるはずです。検察官と弁護人の主張や立証が、用語にしても内容にしても、一般の人たちに分かるような説明になっていますし、そもそも法廷に出てくる証拠の量が違います。以前は、殺人事件といえば記録の厚さは少なくとも数十センチ、それより薄い殺人の記録なんて見たことがなかったのですが、今は殺人でも普通は10センチまでではないですね、それが一審の公判部分の記録の全てというような状態です。それから、公判の進行ですが、以前は罪状認否で認めたいいわゆる自白事件については、検察官が証拠調べ請求した証拠書類について弁護士が同意し、それが採用されて、法廷では要旨の告知ということで書証のさわりだけを検察官が告げて弁護側立証に移り、そういう事件では弁護側は普通情状立証が主眼で、既に被告人の供述調書の要旨も告知されますから、被告人質問では、犯情よりも一般情状面が中心にやり取りされて終わり、あとは、論告弁論といったような流れだったのですけれども、今は、事件によって例外はありますけれども、自白事件であっても罪体証人を調べるということをやりますし、それから被告人の供述調書は基本的に調べず、被告人質問で犯行の状況も含めて法廷で被告人が述べます。ですから、以前と比べて書証よりも人証的な部分の比重がすごく多いわけですね。司法記者と話していると、あの人たちは以前の法廷の模様を知っていますから、全然前と違う、傍聴席で何をやってるか分か

るような法廷になったと、こういう具合に言われる。そのぐらいガラッと変わっているわけです。アンケートを採ったことはありませんが、一般の傍聴人の方でも法廷で何をやってるか分からなかったという方は裁判員裁判事件では少ないのではないかと思います。

このような変化は、模擬裁判や施行後の運用の状況を基に我々が意識的に変えてきたものです。裁判員は判断者として参加するので、最終的には評議の場で意見を述べてもらわなければならないわけですが、それは法廷に出てくる当事者の主張・立証の内容を理解して初めて可能になるものです。

もちろんそれまでも、法律の建前上は、法廷で調べた証拠のみによって判断することになっており、裁判所としてはそう説明していたわけですが、内容と量の双方の点で証拠の主要な部分を占める証拠書類の取調べについて法廷で行われるのは、先ほど述べたとおり要旨の告知だけで、法令上、それを行えば告知されない部分も法廷で取り調べたものと扱われるからそういう説明になるのであって、実際のところ裁判官は、法廷で告げられなかったが証拠として調べたことになっている部分を裁判官室で読んで、それも併せて判決していたわけですね。そうすると、このような実態を直視すれば、判決の基礎となる心証は法廷ではなくて裁判官室で形成されていたという見方を完全に否定することはできないことになるわけです。

しかし、とりあえずその当否の点は措くとしても、裁判員裁判ではそのような心証形成方法を採用することはできません。裁判員は、他に仕事や家庭の用事などを抱えている方たちで、それをせずに裁判所に来ていただくのですから、負担を必要最小限にするために、連日的開廷かつ全体の期間もなるべく短くして、ご負担を減らそうという具合にしているわけで、法廷のない日も裁判所に来て書類を読んでくだ

さいとは言えません。それと、仮に書類を読むために来てもらうことをやったとして、すべての裁判員に内容を理解してもらうことができるのかという点もあります。私、裁判官のときには供述調書を何の違和感もなくパパッと読んでいました。供述調書って、最初の方に誰がいつどこで任意次のおり供述したなどという前文があってから、「私は朝起きてなんとか」などと本文が書いてあるわけですね。供述者と作成日は見ることがありますが、その他の前文のところは普通飛ばしてしまいますよ。でも、私はつきり覚えているのですが、司法修習生の前期修習の時に最初に読んだ刑事裁判記録の白表紙、供述調書が出て来たとき、端から全部読みました。書いてある以上、判断に欠かせない何かの意味があると思ったからです。裁判員も供述調書なんて見たことがないですからね。端からじっくり読むでしょう。でも、そうすると言葉は難しいし集中力が肝心の部分まで続きませんよ。それと、世の中には書類を読むことが苦手な人もいます。その方の職業とか社会生活では別にそんなに書類読まなくて十分暮らしていけるという方はたくさんいて、それは別に悪くも何でもない。劣っているわけでもない。それはそれで仕事や生活が回ってるんだから結構なことなわけですね。ところが、そういう方に来ていただいて、しかも、こんな形式がかっちりしていて分かりづらい言葉もたくさん使っている大量の書類を読んで内容を理解してくださいと求めるというのはどういうことなのか。出頭を義務づけておいて、裁判関係者が国民に合わせるのではなく、国民に裁判に合わせろと強要することです。せっかく国民の司法参加に意義があるとして作っても、そんな制度は長持ちしませんよ。

答えは一つしかありません。法廷で心証が形成できるように審理の方法を変えるしかないのです。「見て聞い

て分かる審理」、つまり、法廷で主張・立証の内容を裁判員が見て聞いて理解できる、そういう公判が必要だということです。それによって、初めて裁判員が評議で適切に意見を述べるのが可能になり制度導入の目的実現につながるわけで、そのような公判審理をやらないと回らないとか、もたないとか、裁判員裁判ができないと、このように考えるに至ったわけでありませう。その他にも、場面に応じて、公判中心主義、直接主義、口頭主義あるいは核心司法など様々なフレーズをスローガンにして審理のやり方を考えてきたわけですが、私に言わせれば、基本的な発想は同じです。

そのような見地から、最初に共通認識となったのは、証拠書類の取調べ方式を要旨の告知ではなく全文朗読で行うということです。裁判員が内容を聞かされていない部分が判決の基礎になるなんてあり得ないということです。また、模擬裁判では証拠が多くなるほど裁判員の理解が困難になったことから、証拠の厳選・絞込みが必要であることも意識され、更にそれでも請求する必要のある証拠書類もできるだけ抄本にして請求するという運用も産まれました。

そして、そのような見直しをする中で理解しやすい供述証拠としての人証の優位性が意識されるようになりました。供述調書と人証を比べると、前者は供述者の話した内容を録取者において要約したもので情報がギュッと詰まっています。例えば10分間という同じ時間をかけた供述調書の全文朗読と一問一答の人証を比較すると、法廷に出てくる情報量は圧倒的に前者の方が多いため、訴訟経済としては合理的に見えますが、普通の人が一回聞いて理解できるかどうかという見地からすれば後者の方が優れています。普通の人の集中力には限界があるので全文朗読で出てくる多くの情報は数分で処理できなくなります。人証は、問いの

部分は聞くだけでいいので格別の集中はいらず、答えの部分に集中して理解すればよく、一問一答で情報がゆっくり順番に入ってくるので咀嚼しやすいのです。それと書類は書いてあることが全てですが、人証は分からなかったことは質問すればその場で答えが返って来ますので、理解の助けになります。

そのようなわけで、制度施行前から「書証から人証へ」というスローガンを作って検討を進めました。一つは鑑定書です。鑑定書は専門家が後日の検証に耐えることを見越して作成するものなので、専門用語が多く難解で一般に大部です。模擬裁判のときに、これを何とか圧縮しようとして抄本化を試みたのですが、どれもうまくいきませんでした。そこで、いっそ作成した専門家から口頭でかみ砕いた説明を受け、分からないところは質問して更なる説明をしてもらえば理解しやすいと考えました。そして、この場合は、いきなり一問一答に入るよりも、ある程度まとまった説明を聞く方が分かりやすいだろうということで、プレゼン型といって、最初に専門家にプレゼンしてもらい、それを基に質問をしていくというスタイルを基本としました。もう一つは、被告人の供述です。証人と違って被告人は必ず公判に出頭しますから、法廷に来る負担を考慮する必要はありません。そこで、被告人の供述については、供述調書の請求があっても、その採用を留保し、まず被告人質問を行う人証優先のスタイルを原則にすることにしました。被告人質問先行型と呼んでいます。この場合、罪体、犯罪事実ですが、その関係の被告人の供述は法廷に出てきていないので、そこも質問する必要があります。被告人には防御権がありますので、まず弁護人から質問し、その中に罪体に関する具体的な質問を必ず入れるようにしてもらいました。従前から否認事件ではその点の質問もありましたが、自白事件では情状だけということも多かった

ので、そちらの変化が大きい運用です。そして、検察官が罪体を含めて反対質問をするわけです。その結果、捜査段階と公判段階での被告人の供述内容が同じなら、自白事件でも否認事件でも、供述調書は必要性がなくなりますから、検察官が請求を撤回するか、裁判所が却下します。供述調書の必要性が残るのは、捜査段階で自白していたが公判で否認した類型だけになるわけです。

このようなところまで検討をして制度施行に至りました。ただ、被告人以外の者の供述調書については、出頭の負担や全体の審理時間の長期化などの問題もあり手を付けませんでした。否認事件では、調書が不同意になるので証人が呼ばれるのが以前からのスタイルですから、自白事件について手を付けなかったということです。ご存じのように証拠書類の中核を占めるのは供述調書ですから、抄本化するとしても相当量にはなり、これを全文朗読で調べることにしたのです。その結果、以前は要旨の告知でしたから、そのときにはなかった延々と朗読が続く法廷が自白事件において出現したのです。先ほども述べた集中力の限界はここでも現れました。裁判長席に座っていて、これが目指していた分かりやすい法廷なのかと自問自答していました。方針を改めるきっかけとなった事件があります。犯行態様についての被害者と被告人の言い分が違うが犯罪の成立は認めるという自白事件で、被害者の供述調書について、弁護人は「同意。ただし信用性を争う。」との意見を述べたので調書が採用されました。被害者の言い分を内容とする調書と被告人の言い分を内容とする被告人質問の双方が証拠となり、検察官は論告で被害者の言い分が信用できると主張し、弁護人は被告人の言い分が信用できると主張しました。評議で、裁判官がいずれの言い分が信用できるか裁判員の意見を尋ねました。すると「被告人の言い分は直接聞いたけど、被害者には全く

会っていないからどんな人かも分からない。一体どうやって信用できるかどうかを決めればいいのか、裁判官はどうしてるんですか。被害者の人も法廷に来ると思ってました。」と言われたのです。その合議体の裁判官は、それに対して明瞭な返答ができなかったそうです。考えてみると、警察や検察はいつも「まず会って話を聞いてみないと」ということで仕事をしているはずです。弁護修習のとき、私は指導弁護士から「合田君、紹介者のいない依頼者には必ず会って話を聞いてみないと危ないよ」と教えてもらいました。兄弟喧嘩を仲裁するとき、親は兄弟の双方から話を聞きますよね。人の話の信用性を吟味する最もポピュラーな方法は会うこと。社会常識ですよ。それなのに、正しい判断を求められているはずの刑事裁判の判断者だけは、なぜ調書が同意されると紙の文字だけを頼りに信用性を判断しなければならないのでしょうか。従来当然のように行なわれていた確立した実務の運用に、私たちは疑問を持ったのです。更に、全文朗読では、調書には「殺すぞ」と言ったとしか書いていないのに、とてつもない恐ろしい口調で「殺すぞ」と読み上げるような検察官が次々に出現したという問題もありました。これは過剰演出と言うよりも、証拠の内容を曲げて自分の方に有利にしようという不当な訴訟活動です。仮に「語気鋭く言った」と書いてあっても、それ以上でもそれ以下でもないので、勝手に解釈した「語気鋭い」様子を出してはなりません。朗読であって演技ではないのです。関連して言えば、正しく朗読されたとしても、この「語気鋭く」というのは、聞く人によって受け取り方、思い浮かべる情景が違う可能性がありますよね。「犯人は構えた包丁を前後に動かした」などの表現も同じで、これは調書の限界です。ところが被害者が証人で来て、自分の記憶にある「語気鋭い」口調や犯人の動作を再現した場合、それは証人の体

験した事実ですから、記憶の正確性の吟味は必要としても、正当に証拠の内容が明確になることに他ならず、それを見聞きした者全員が同一のイメージを持つことができるのです。このようなことを踏まえて、私たちは、つい手を付けずにいた「書証から人証へ」の最後の「被告人以外の者の供述調書」の人証化、具体的には自白事件における罪体証人の尋問に踏み切ったのです。しかし、抵抗はものすごいものがありました。自白事件で被害者が来るのですから検察官にとっては意味があると思うのですが、テストが大変だとか、証人の出頭の負担などと言って協力しません。どうも最大の理由は、何度も事情を聞かれて不満に思っていることが多い被害者に対し、自白事件では、検察官がこれが最後だと告げていたようで、今更来てくれとは言にくい点にあるようでした。そこで、裁判所が分からず屋で来てくれと言っていると説得してほしい、これからは検察の調べで最後だとは言わないでほしいと求めました。今は、そうは言っていないようです。他方で、弁護人の抵抗も大変なものでした。調書は内容が固定されているので、それ以上被告人には不利になりませんが、法廷では何を言われるか分かりませんから、調書の方が守りが楽なのです。せっかく示談ができたのに法廷で処罰感情があると言われては困るという弁護人もいました。弁護士さんからすれば、ひどい話かもしれませんが、私は「失礼ながら、もし、被害者がそういう証言をすれば、成立させた示談は、もともと処罰感情や被害感情との関係ではその程度のものにすぎなかったということではないですか。」と言いました。ともかく、紆余曲折はありましたが、強力で推進した結果、この自白事件における罪体証人の尋問も安定した運用になりました。なお、誤解のないように言っておきますが、この運用は裁判員に理解してもらうためにどのような審理方

法を採るべきかという見地からのもので、あくまで書証に対する人証の「優位性」に着眼したものです。書証ではおよそ心証形成ができないと言っているわけではありません。そのため、他に優先して守らなければならない利益があれば行わないときがあります。典型は性犯罪の自白事件です。このときにまで、いわゆるセカンドレイプと言われる問題を無視して被害者の証人尋問を行う裁判所なんて、今、全国のどこにもありません。その場合は書証によることになります。この性犯罪の被害者の点なんかは、そういう場合にやるなんてとんでもないから自白事件における罪体証人の尋問はすべきでないという反対論の論拠になりましたね。でも、私は、「何か一つ問題がありそうなケースを挙げて全体に反対するという非建設的な議論をしたがるのは法律家の悪い癖だ。そういうのを守旧派と言う。」と言っていました。検討しているのは、あくまで軸足をどこに置くのかの問題だからです。必要な場合に臨機応変の修正することは当然の前提として、審理の基本的スタンスやスタイルを従来の発想から転換・変革したということです。

なお、関連して、このような裁判員事件における運用が非裁判員事件にどう波及するのかという点があります。我が国の刑事裁判制度は一国二制度ではありませんし、裁判員に分かりやすいものは裁判官にとっても分かりやすいので、発想の方向性は同じで、ただ罪種や裁判のインフラなどに応じたカスタマイズをしていくということになると考えていますが、詳細は割愛します。

大分、この関係の話が長くなってしまいました。このように裁判員制度は刑事裁判の運用に大きな変化をもたらしました。しかし、他方において、この制度が導入されても変わらないものもあるはずだ、というところに話を移します。それは、裁判というもののはどのようなものでなければならないか

ということです。もちろん一件一件中身は大切なんですが、全体として見た時の目標は何かというと、以前からずっと裁判所は「適正・迅速な裁判の実現」であると言っております。適正と迅速というのは、たまに矛盾するように見えるときもあるかもしれないけれども、これは車の両輪であって両立させていかなければならないんだということで、裁判員制度が入るずっと前からそう言うておまして、この点は別に裁判員制度が入ったからといって変わるものではないと考えています。

適正な裁判というのは、事案に見合った適切な判断による裁判ということですから、裁判に求められるものとしては当たり前の目標だと思うのですが、迅速という点についても、ご承知のとおり、憲法で迅速な裁判を受ける権利というものが保障されているわけです。したがって、裁判を主宰する立場の裁判所としては、訴訟進行の速度、迅速性の確保ということも目指さなければならぬということでも常に意識しております。

ご承知の方もいるように昭和40年代から50年代にかけて、いわゆる荒れる法廷と言われた学生運動の関係の法廷があった時は、統計などを見ても、とにかく刑事裁判が遅延しました。現実が迅速という要請と乖離しているので、いかにそれを取り戻すのかというところで一番苦勞した時期だったと思います。今は、時代や状況が異なりますが、しかし、これは憲法が保障していることですから、迅速の点も確保していきたいと、裁判所は変わらず考えているわけです。

もちろん、迅速な裁判といっても、事件には一件一件の個性がありますので、それについての配慮というのは当然必要で、拙速、つまり準備が十分に行われていないのに速度だけ追い求めるということをすれば、法廷を始めると審理が混乱し、かえって迅速性の要請が損なわれ、裁判の適正さにも影響

しかねないことになるわけです。特に裁判員裁判は連日的開廷ですので準備をきちんとやっておかないと混乱したときの修正が容易ではありません。したがって、事案に応じた必要十分な準備は確保しつつ、同時に、その上で迅速性が失われないように進めなければならないと裁判所は考えているわけです。

そして、ここで申し上げたいのですが、この迅速性という憲法上の要請の実現について、今述べたとおり、裁判所はそこに意識を向けているのですが、その確保は裁判所だけの責務なのだろうかというところについては、私はそうではないだろうと思っています。もちろん個々の事件レベルでは、検察官あるいは弁護士がそれぞれの立場で訴訟活動を行うのですけれども、運用全体として見たときには、迅速な裁判を受ける権利というのは憲法上の保障ですから、この実現に向けての意識は、日本国憲法の下で活動する法曹三者のいずれもが持つておかなければならないのではないかと思います。憲法上の人権保障を実現するのは法曹三者共通の課題であるということですね。

このような迅速性の確保の観点から現状を見るときに浮かび上がるのが公判前整理手続です。この手続は、裁判員裁判対象事件については必要的、その他の事件では裁量的に行われるもので、実際の件数としては大多数が裁判員裁判対象事件です。

裁判員裁判が始まる前の平均審理期間、これは起訴から一審判決までの平均期間のことですが、例えば殺人だと、自白事件で10カ月、否認事件では概ね1年半ぐらいでした。ところが今は、それよりもずっと伸びてます。裁判員裁判では、殺人事件で法廷を開くのは、例外的事件は別とすれば、否認事件を含めて長くて1週間程度でしょう。それが連日的開廷で行われ、続いて評議に入りますが、結審から判決までは長くて1週間ぐらいです。そ

うであるのに起訴から判決までの期間が長くなっているということは、公判開始以前の公判前整理手続の期間が長期化しているということです。他の罪名の裁判員裁判でも傾向は同様で、これが現在の一審における最大の問題点であるというのが裁判所の認識です。

先ほども述べたように、拙速だと公判段階で問題が生じるので、個々の事案に応じて十分準備はしなければならぬ。他方で、そのような個々の事案の積み重ねとして全体があるのですが、全体的に見たときに迅速性が失われているということはあってはならない。そのバランスを取らなければならないのですが、そうすると、やはり個々の事件レベルでは軋轢が起きるわけですね。当事者サイドは、この事件は準備に時間がかかると言い、裁判所は、そうは言ってももっと準備が促進できるのではないかと言うわけです。

これ実はですね、裁判員制度が始まった時、普通の平均的事案だと、集中的にやれば公判前整理手続は3~4カ月で終わるんじゃないかと予想していたのですが、ところが、スタート時点は慎重になるとしても、ある程度経過したもの、その期間ではなかなか終わらなかったんですね。それで私どもも、この十何年ただ手をこまねいて見ていたわけじゃありませんで、原因を分析して対策を講じてきました。

まず、立ち上がりがすごく遅いという点がありました。証拠開示や証拠の検討を経てから初めて三者で打合せをすると何ヶ月も先になるのです。そこで、だいたい起訴後一週間ぐらいの時点でまず打合せを持つことにしました。もちろん、その時点では証拠の検討が終わっていませんから、話し合える範囲でという前提で、全体としてどのようなスケジュール感で進められそうとか、どのような形で争点整理を進めていくことになりそうかといったあたりについて三者で共通認識を持ちましょうということです。今は被疑者

段階から付いている弁護人が公判も担当するのが普通なので、接見はしていますからね。場合によっては、この席で証拠開示の進め方についても話します。関連して、具体的な整理手続では、まず検察官の最初の証拠調べ請求と証明予定事実記載書面の提出がないと弁護側の対応が始まらないので、庁として原則起訴後2週間でやる運用をしてくれるように検察庁に依頼し、受け入れてもらって、その運用になっています。

それから、期間がかかる次の原因として、類型証拠開示があるんですね。最初の頃の類型証拠開示では、せっかくできた制度だということもあるので、満遍なく請求しようというのが弁護側の一般的スタンスで、当時は証拠の目録とかもなかったのが、想像でこういうものがあるんじゃないかとして、あれもこれも出せという内容の率直に言って電話帳みたいな厚さの請求書を出すわけですね。この作成にすごく時間がかかるわけです。で、それを受けた検察官の方も請求が多岐にわたるので検討に時間を取られる。もちろん類型証拠開示は重要な制度なので、それを使うのはいいのですが、初めから明らかに自白事件になるような事件でも同じ電話帳みたいな請求書が出てくるケースも度重なりました。しかし、裁判所からすれば、重要なのはプロセスよりも弁護人が検討したい証拠が開示されるという結果なのではないかと思うのです。そこで、類型証拠開示は権利ですから、その行使は弁護人の判断だとして、それとは別に任意開示の活用を打診しました。類型証拠開示への対応が負担だということもあったのか、最初はともかく、検察はこれに応じてくれるようになり、今ではほとんど拒むことはない状況だと思います。弁護人に対して、検察官は多分任意開示に応じるので、任意開示であっても、とにかくこういう証拠が手に入ればというものがあれば言ってくださいと、裁判所が仲を取り持つよう

な話もしています。

それから、意外だったのが、最初は、公判前整理手続を終結してから公判期日を指定していたのですが、その段階になってみると、当事者のスケジュールがいっぱいで、もう4カ月とか半年先しか入りませんみたいなケースがある。しかもよく調べてみると、当事者ではなく裁判所のスケジュールが入らないのが原因だというケースもあることが分かったのです。その期間は単なる待機期間で準備に必要な期間ではない、無駄に長期化する期間でしかありません。そこで、公判期日の予約の運用を始めました。これは、争点と証拠の整理を進めて、公判に要する期間のめどがついた段階で、更にその後の整理で事情が変われば変更するという前提の下に期日を予約し、当事者と裁判所のスケジュールを押さえてしまうというものです。今は普通に定着していると思います。予約して、でも実際支障が生じたからということに変更したことも何回もあります。他方で、やっぱり一回予約すると、他の事件もありますから、三者とも共通して、この事件はできるならその期間でやりたいなという気持ちにはなるんですね。だから、予約を変更すべき事情がない限りは、それ以降は、三者がそこに向けて準備を進めていくということになり、無駄なただ待機している期間がなくなるか少くとも大幅に減少するという効果がありました。

今話したあたりは、比較的対策がうまくいった部類ですが、一番困るのはですね、時間がたっても、弁護人から争点が出てこないことなんです。

例えば、若手の弁護人の場合に多いんですが、多分どこを争点にすべきか弁護人が決められないのじゃないかと私が見ていたケースです。そういう指導を受けているから、何か争わないといけないと思ってるんですよ。で、その事案では争うとしたら責任能力の関係ぐらいしかない、だけど、本当に

争うべきかどうか判断がつかない。そこを見極めるため、あるいは争うとしたら、今自分がどういう作業をすればいいかの見当がつかない。公判前整理を進める中で、次回までにこういうところを検討してくださいねと言って、次の時にあの点はどうなりましたかと聞いたときの反応とかやり取りの中で分かるんですよ。迷ってるけど、経験も少ないだろうし、どうしたらいいか分からないんじゃないかと見当がつかないですね。

それで、元教官の癖が出たというわけではありませんが、「一般的に言えば、こういう場合は、弁護人は、こういうことを調べてこういう検討をしてね、こういう具合に判断することが多いよだよ。」と言ったこともあるんですよ。でも、反応は「はあ」とか言うだけなんです。どうしてそうなるのかっていうと、ある時中堅の弁護士さんが教えてくれましたね。合田さん、若い弁護士の間にはメーリングリストというのがあって、そのメーリングリストにはね、それぞれの弁護士が、あそこの裁判所へ行ってこう言ったらこんなひどい目にあったというような話ばかりが載っていて、良かったということは書いてないんです。それで、ネガティブな話ばかりが流れてるんで、うかつなことを言うと、どんな目にあわされるか分からないという不信感で固まっているから、助言されても「うん」とは言わないんですと教えてくれました。それで、私は、それ以降、「そういう場合にはこういうことをやってみたらいいんじゃないかと思うけど、裁判所からそう言われてもだまされてると思うかもしれないよね。だったら、あなたの弁護士会の刑事弁護委員会に相談してみたら。刑事経験ある先輩弁護士がたくさんいるはずだから。その人たちの助言だったら信用できるでしょ。多分僕と同じことを言うと思うけど。」ということにしました。最後の一言は余計かもしれないがね。ともかくこ

れを言う場面が何回もあったんです。それだけでトントン拍子に進むというわけでもないのですが、なんとか進行させるために裁判所もいろいろなことはしているというエピソードとして紹介しました。

関連して、経験のある弁護人の場合を含めて、争点にすべきかどうかのレベルの実質的な検討の中で一番出てくることが多いのは、やはり責任能力絡みの話です、喪失や耗弱だけではなく情状として出てくる場合もあります。その中で長期化要因になるのが50条鑑定の問題です。これは、裁判員裁判では公判審理が始まってからそれを中断して精神鑑定を行うのは困難なため、公判前整理手続の段階で裁判所が精神鑑定を実施することができるという制度ですが、起訴前の検察段階でいったん鑑定をやっているケースでは、50条鑑定の必要性を裁判所に理解してもらうには、弁護人において協力してくれる医師を見つけて意見書を書いてもらい、それを添付して請求する必要があるというのが弁護人側の認識で、その協力医を探したり書面を書いてもらうのに長期間を要しているという事件が少なからずあるという状況でした。実際に精神鑑定をしている期間ならその事件に必要な準備期間と言えるのですが、その前提となる部分に数ヶ月から1年近く要するというのは問題があります。それで、協力医の意見書が必要だという認識を変えようと、50条鑑定の採否の判断に際して裁判所はどういう点を知りたいのか、つまり鑑定請求書に書くべき事項を弁護人側にお示しをして、責任能力の問題は法律判断の範疇の事柄ですから、協力医の意見書がなくても、法律家から見てこういうところからして鑑定が必要だと指摘もらえればいいのだと伝えました。同時に、裁判所内部では、50条鑑定は迷ったらやる、こういう方針で運用しようと話しました。もともと、公判を中断して精神鑑定ができないから

50条鑑定の制度ができたわけですから、必要性に迷うのならやっておくという運用をしようということですね。そうであれば、採用のハードルは下がりますから意見書が必須といった話にはならないわけです。

その他にも、原因に応じて対策を講じてきましたが、それでも公判前整理手続の長期化は解消していません。むしろ、対策が難化しているところがあるように思っています。

一番は、制度施行から10年以上たつて、裁判員裁判の事件だと公判前整理はこのぐらいの間にかかるのが普通だ、そういう相場感みたいなのが出来上がりつつあるような感じがあって、そうなるとうち事件の内容に関係なく気分的にゆっくり構えて取り掛からないんですよ。

この事案ではどうせ有罪なんだから、被告人に急ぐメリットがない、こんなことを言う人までいます。

それから、裁判所に準備が進まない理由を言わないんです。多分、言うとそのうち進捗していない理由が説明できなくなり、自分が本腰を入れていないことが分かってしまうからです。先ほどから述べているように、裁判所は個々の事件に応じて必要な準備ならば十分やっておいてもらったほうがいいですよ。だから、こういうことを検討しているとか、今こういう状態にあって見通しはこうだ、あるいはこの辺がネックになっているといった話を、言える範囲で裁判所に伝えてくれれば、裁判所も、そういうことならこのぐらいの時間がかかっても仕方がないなという具合に思うんですよ。何も積極的に説明せず、問いかけても同じような反応しかせず、目に見える進展もなければ、ただ引き延ばそうとしているのではないかと疑いたくなるのはやむを得ません。裁判所は、必要十分な準備と訴訟促進を両立させようとしているわけですからね。

準備と促進というのは場合によって

軋轢を起こしますが、特定された準備の要否とか要する時間といった具体的なテーマなら出口はあります。しかし、今述べた三点のような病理現象では具体的な取っかかりがないのでなかなかそうもいかず、不信感と対立だけが高じていく危惧があるのです。迅速な裁判の実現は当事者サイドも含めた法曹三者が訴訟活動に当たって常に意識しておくべき課題であるということを改めて指摘しておきたいと思います。それを放置しておく、やがては改革審のときに話の出た公務員である弁護士から成る公設弁護事務所の必要性の議論が出てこないとは限りません。

残り時間が少ないですが、レジュメは先がありますので。各ポイントに若干触れたいと思います。

まず、裁判員は普通の人たちということで、見て聞いて分かる主張、立証、資料のことを書きました。既に述べたところ以外で言うと、まず、主張も立証も端的に行う必要がある点が非常に重要だと思っています。そして、冒頭陳述では主張だけを述べ、提出する資料は、審理の合間に見るものだから、一覧性があって何が主張したいか分かるように柱のみを書く。弁論は証拠調べの内容を踏まえて行うものなので、端的だけど結論だけでなく理由付けして言わなければいけないですね。そして、弁論の時にも資料を出しますが、これは評議のときに振り返る資料なので柱だけでは足りない。延々字が書いてあると読む気にならないんですけど、柱だけじゃなくて、証拠調べに基づく根拠の主要な点は書くのがいいのじゃないかと思っています。それから、人証化したので証人尋問をやるのですが、裁判員は普通の常識のある方たちです。重箱の隅をつつくような尋問、分かりやすい例えで言うと、目撃証人の証言の信用性を争いたくて、目撃した日の朝食について何食べたか聞くわけです。それでパンと答えると、捜査段階ではご飯だったと言ってるじゃな

いかとして、その食違い・変遷を理由に目撃証言の点も信用できないとの主張に持っていく。私は朝飯尋問と呼んでるんですけど、そういう類の場面が出てくる場合があります。しかし、裁判員は「そんなおかしいですよね」と言います。私だって3日前の朝ご飯に何食べたか覚えてませんが、その後重要なことが起きたら、それは覚えていますよ。そんな些細なところを覚えているかどうかは何故信用性に影響するんですかねと言います。また、私が絨毯爆撃型と呼ぶ主尋問をなぞって一つ一つ全部同じことを細かく聞いていく尋問についても、裁判員は、弁護人は時間をかけて検察官が聞いたのと同じことを確認したけど何をしたかったんですかねと言います。裁判員は弁護人が聞くことには必ず何か意味があると思っているのです。裁判長としては「うーん、聞かれたとおりです。」みたいな答えしかできない。最近はそのようなのはだんだん減ってきたらしいんですけど、ともかく見抜かれます。尋問も端的に。聞かないのが最良の反対尋問だっていう場合もあるわけで、その切り分けというのは勇気を持ってやる必要があるんだろうなと思います。

それから、量刑評議の関係では、量刑検索システムというもので、それまでの先例ではどのくらいの位置づけかということを見ます。一般の方で刑罰の相場感を有している人はいませんから、必ず参考として目安を質問されるからです。特に有期刑の数値が一番戸惑うようです。どのような条件の検索結果を使う予定かについて公判前整理で話が出ることも多いと思います。このシステムは当該事件を担当している検察官と弁護人にオープンにしていますから、裁判所に行けば検索できます。それを基に弁論で科刑意見を述べる弁護人も増えてきました。その場合、弁護人の意見の内容について事前に被告人に説明しておかなければならないのですが、検察官が求刑意見を明

確に述べますから、弁護人が科刑意見を述べることは、幅のある中で決める量刑判断の性質に照らして有用なことだと思います。

次に、「実務法曹であることとは？」と書いた部分の話です。皆さんはこんな文句を言う対象ではないので恐縮なんですけど、最近私たちが修習生の頃習ったのと違って、当事者サイドの法律家に第三者性がなくなってきてるんじゃないかと感じることがよくあります。私は修習生の時、実務修習とかいろんところで「法律家は、当事者じゃなく第三者なんだよ。第三者だからやれるんだよ。」と繰り返されました。「だから、弁護人はもちろん被告人の利益のために活動するのだけれど、でも被告人自身でも親族でもない第三者だから、第三者から客観的に見た時に、この人の一番利益になるのはどういうことなのかということを考えて助言するということができるんだ。自分のことじゃできないけど、第三者だからできるんだ。」と言われました。実際そうですね。私、裁判官として弁護士が被告人の事件を何件かやりましたけど、証人への質問を認めたときにまともに質問できることは希です。法律家ではない人で、自分の主張を述べるばかりで質問にならない場面がありますが、それと同じになります。弁護士でも自分が被告人だとそうなる。ですから、第三者として客観性を持ってやってるからできるんだというところがあると思うんですよ。ところが最近、あんまりそういう感じがなくて、発想も当事者になりきっているんじゃないかとか、当事者の言ったとおり、希望したおりにやってるのではないかと感じる場面が再三あります。そりゃあ、法廷に出てきたときの姿勢はね、そこで被告人の足引っ張るわけにはいかない、裏でいろいろ説得や助言をした末のことなのかもしれませんが、でも、そういう隠れた経緯の有無は裁判官もプロだから感じますからね。むしろとこと

ん同化してしまっているんじゃないかと思うケースが増えている気がします。今は誠実義務って言います。私が修習生の頃には聞いたことがない概念ですが、弁護人の行動準則を統一的に説明する概念としては理解できます。しかし、第三者として客観的に誠実義務を果たせばいいのであって、当事者と同化し言うとおりにするのが誠実義務だというのは誤解に思えます。年寄りだからと言われると困るんですけど、やはり若手の弁護士にそういう人が増えてきているような気がするんですよ。

それから、事件に応じたメリハリがきいてない人も目立ちます。私はラバースタンプ弁護と呼んでいますが、どの事件でもゴム印で押したような同じ内容のことをやる。勾留に対する準抗告、勾留理由開示請求、保釈請求、類型証拠開示請求等々どんな事案でもみんなやる。フルコース弁護と言っているようです。司法研修所の刑事弁護科目では、基本的に押さえておくべきことを教育するわけですから、楷書体、それをフルコースと言っているのかもかもしれませんが、それを教えているはずなんですね。で、それを教えられて社会に出て、先輩弁護士もそうだとすると、そのとおりにやるんでしょうけど、問題はその社会にいる弁護士の中で力のある弁護士、指導的立場にある弁護士は、以前から事件に応じて弁護活動の内容にメリハリをきかせてやって、今もそうしている。ラバースタンプなんてやっていないのです。本当に徹底的にやるケースもあれば、そこまではしないケースもあって、事案に応じたメリハリをきかせているのです。しかし、その人たちも自分の事件はともかく、指導としては画一的な線を維持していることが多い。私は、その人たちに、メリハリのきいた弁護士はいつ育つんだと聞くのですが、緩めちゃって手抜き弁護が出てきたら弁護人というものに対する社会の信頼が損なわれて困るといのが返ってくる答えです。しかし、

いつもフルコースが被告人のためになるとは限りません。そのへんは弁護士会の教育・育成の問題で、私が明確な答えを持っているわけではないのですが、一部の弁護士会で試みが始まっているチューターのような制度を使うなりして、メリハリのつけかたを見分けられる弁護士を育成してほしいと思います。いつもフルコースのラバースタンプしかない弁護士とは、裁判所も合理的な土俵上での話ができなくて困るのです。

次に、私選弁護と国選弁護の本質の違いについて触れます。国選弁護人から被告人との信頼関係が維持できないので解任してほしいという申出があることがありますが、裁判所は認めません。今は刑法38条の3第1項の解任事由に当たらないからというのが説明になりますが、平成16年にこの条文ができる前から、その理由による解任はしていません。それはなぜかというと、国選弁護においては、被告人と弁護人の信頼関係の存在が本質的要請ではないからです。私選は委任ないし委任類似の契約が選任のベースにあるので信頼関係が破綻すれば選任のベースが失われるとも考えられますが、国選は被告人との関係に関わりなく裁判所の選任によって弁護人となるわけです。過去には、被告人が私選弁護人の選解任を濫用的に繰り返して訴訟進行を妨害した事案や、被告人が接見を拒み一切の弁護人との交渉を拒否したケースもありましたが、必要的弁護事件では、このような場合も訴訟が進められるようになっていなければ被告人に違法・不当な利益を与えることになります。国選弁護制度は、そのような場合にも対応できるものとして設けられているので信頼関係を本質としないのです。今述べた各事件も国選弁護人を付して手続が進められました。平成16年の立法で定められた解任事由にその点が入っていないもの同様の理由です。もちろん、国選においても信頼

関係があった方が弁護活動はしやすいでしょうし、信頼関係を構築してはならないということではありませんが、本質ではないので破綻しても解任にはならないということです。第三者である法律家として客観的に被告人の利益のために行動すれば誠実義務にも反しないと考えています。

最後に控訴審の関係について述べます。控訴審における事実誤認の判断については、論理則経験則違反説によるという最高裁の判例が出たので、今は、控訴審が一審の判決を事実誤認として破棄するためには一審判決に論理則経験則違反があると示さなければならないわけです。ですから、控訴趣意書において事実誤認を主張するなら、一審の事実認定が論理則経験則に違反すると具体的に指摘しないと採用される見込みはありません。ところが弁護人の控訴趣意書の事実誤認の部分の控訴理由がそういう記載にはなっていないですよ。そういう記載をしてくる弁護人も少しずつ増えてきたけど、でも私が高裁の頃で10%ぐらいですね。10件のうち9件は事実誤認って書いてあっても論理則経験則違反説に照らすと分からないのです。原審は、ある経験則とか論理則を適用して、一定の証拠から結論を導き出しているわけですが、そこで用いられた論理則経験則がその場合に適用するのがおかしいものなのか、そもそも論理則経験則と言えないものを使ってるのか、使っているものはいいんだけど事案への当てはめがおかしいのか、論理則経験則違反と言ってもいろいろあるわけで、そこをきちんと書かないとならないのですが、論理則経験則という言葉すら出てこない事実誤認の主張というのがたくさんありまして、それだとまず通らないですよ。また、事後審において論理則経験則違反かどうかを判断するということは、当然、一審で調べた証拠に基づく判断にそれがあがるかどうかですから、一審で調べた証拠だけで判断する

わけで、控訴審での証拠調べは原則ないわけです。例外は、情状に関する一審判決後の事情で、それは一審当時になかった証拠だから調べることはあります。だけど、事実誤認については、新しい判断資料を持ってくるというのは基本的にはおかしいわけですよ。綿引さんは民事控訴審も実は事後審だってレジュメに書いたんですけど、民事は法律上は続審だから運用のことですよね。でも、刑事は元々法律上事後審ですから、事後的に審査する判断の基準時は当然一審の時です。だから、そういう意味で言うと、今まで高裁は事実誤認について証拠を取りすぎていたと考えています。もちろん控訴審は一審判決に問題があれば是正ということが仕事でして、そうじゃないと上訴する意味がないので、そこはきちんとやるのですが、どういう場合に破るのかという物差しが事実誤認について言えば先ほどから述べているものなので、そこに当たるかどうかで結論が決まっていくということです。これは、日本全国の高裁、刑事の高裁全部がそういう運用になっています。参考にしてください。

時間を超過してすみません。苦言が多くなってしまい、また駆け足のところもありましたが、本日お話ししたのは以上です。ご清聴ありがとうございました。

※本稿は、講演の内容に基づき、講師において加筆・修正・整理したものです。

中央大学法曹会大阪支部だより



中央大学法曹会大阪支部幹事長 塩路 広海

普段東京を離れ、大阪、関西にいる者にとって、母校中央大学は、距離的に遠く離れていますが、学生時代・青春時代を振り返るたびに懐かしい思いに浸る特別の存在です。

中央大学法曹会大阪支部は、中央大学及び中央大学法科大学院出身の大阪の弁護士を中心に関西一円の弁護士、裁判官、検察官、公証人を会員として構成されており、現在、約300名の会員を擁しております。本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会(本部会)の支部として、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的としています(支部会則)。

大阪支部では、例年、幹事会、総会、「先輩法曹を囲む会」、ゴルフ懇親会などの行事が活発に行われています。その他に、正副幹事長会を年に数回開催し様々な企画等を行っています。

今年度は、副幹事長に馬場康史さん(30期)、亀田悦廣さん(42期)、岸本佳浩さん(42期)、入江寛さん(46期)、東重彦さん(48期)、田中一郎さん(49期)、山本和正さん(59期)、加藤明俊さん(新63期)、松井孝明さん(69期)、東井瑞起さん(70期)にご就任頂き、熱心に活動して頂いています。

例年総会では、東京から本部会の会長等の役員の方々やコロナ前には学校法人からも理事長等の役員のご出席を賜り、最近の学校の様子や中央大学法学部及び法科大学院の都心回帰の話などをいただき、若手・中堅・ベテランの法曹が一堂に会し会員相互の親睦をはかり、懇親の実を上げています。

本年もコロナ禍の中にもかかわらず、令和4年7月25日(月)の総会・懇親会に、本部会より鈴木雅芳会長、平賀修事務局長、野中英匡事務局次長にご臨席を頂き、また、学校法人より大村雅彦理事長様及び河合久学長よりご丁寧なる祝電を頂き、開催に華を添えていただきました。

総会では、コロナ前は、校歌斉唱に始まり、締めには、「惜別の歌」を全員で斉唱し、大阪弁護士会館の中で中央大学の校歌等が流れています。

本紙面を借りまして、学校法人の皆さま、法曹会

本部の皆さまに感謝申し上げます。

幹事選出については、出来るだけ若手からベテランまで幅広く幹事に就任頂き、若手の参加促進につなげています。

また、ここ数年前より、毎年「先輩法曹を囲む会」と銘打って、以下のような講師、タイトルで、若手とベテランの交流を図るため、先輩裁判官や元検察官、弁護士が若手会員に今までの法曹生活の中での思い出話をお話いただき、有益なアドバイスを頂くとともに、その後の懇親会では、さらにざっくばらんに様々な話の交換会が行われています。普段の研修等ではおよそ聞けない、中央大学法曹会大阪支部限りのオフレコのお話をさせていただいております。

第1回 平成30年1月25日

三山峻司弁護士(33期)「知的紛争から見た弁護士業務の有り様を考える～これからの弁護士業務(と自身のあり方)～」

第2回 平成30年11月14日

桑原豊弁護士(27期)「株主総会よもやまばなし——いろいろな総会を見てきて」

第3回 令和元年11月12日

宇田川力雄弁護士(元検察官、公証人)(28期)「法曹人生よもやまばなし——検察官時代を中心として」

第4回 令和2年11月17日

河合裕行判事(37期)「民事裁判雑感-若手への若干のアドバイス-」

第5回 令和3年11月24日

加藤明俊弁護士(63期)「私的整理の進め方～中小企業再生支援協議会の有効な活用方法～」

第6回 令和4年11月21日

岸本佳浩弁護士(42期)「保険金請求事件との出会いとその後～車両盗難を中心に～」と題して、

最高裁での逆転判決の過程等をお話頂きました。

ゴルフ懇親会も活発です。数年前までは、中央大学法曹会の会員のためのゴルフコンペでしたが、3年前より早稲田大学の大阪支部（法曹稲門会）との対抗ゴルフコンペになり、令和4年秋には、慶応大学の大阪支部（法曹三田会）も加わり、「白門・稲門・三田対抗ゴルフコンペ」が8組にて賑やかに行われ、楽しく活動しています。

最近、中央大学及び中央大学法科大学院出身者の大阪、関西での弁護士登録者が少ない傾向にあるようで少し残念です。今後、大阪、関西での多くの方の登録を期待します。

学校法人、本部会の皆様には、今後ともいろいろお世話になりますが、引き続き大阪支部に変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



機構改革特別実行委員会活動報告



機構改革特別実行委員会委員長 横井 弘明

1. 諮問事項

当委員会に対しては、鈴木会長から下記の諮問がありました。

- (1) 本会支部の現状、活動状況を調査・報告するとともに、具体的な組織強化策、活性化策について企画・立案・実行されたい。
- (2) 本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会設立に向けた具体的な方策を企画・立案・実行されたい。

2. 活動方針

コロナ禍により当委員会もしばらく活動を休止せざるを得ない状態が続いていたため、引継ぎ時にはなから始めてよいか困惑したところがありました。

そこで、手近なところから組織強化を図ろうということで、①実務庁に配属された中央大学、中央大学法科大学院出身者（以下、両者をまとめて「中大出身者」と申します。）に対し、地元の中大法曹の先輩方により懇親会を開催してもらい、将来の組織強化につなげる、②各支部、分会に連絡をして活動状況を報告してもらい、より一層充実した活動をお願いしていこうと考え、活動を始めました。

3. 修習生と中大法曹との交流

従前の情報から比較的活発に活動されているところがわかれた支部、分会の会員に連絡をして、配属された中大出身者に対して懇親会の開催をお願いしました。お願いしたところではご快諾を頂きましたが、個人情報保護の関係から実務修習の配属先データが十分集まらず、中大出身者とうまく連絡がつかないところと、つかなかったところがありました。また、双方で連絡が取れても、コロナ禍のために懇親会の開催が中止ないし延期になっているところもあったようです。

4. 支部、分会活動の活性化等

(1) 活動状況の確認

従前の中大法曹ニュース（第11号）に活動報告が掲載されていた支部、分会に当委員会から連絡をして活動状況を報告してもらいましたが、残念ながらコロナ禍のために活動を休止しているところがほとんどでした。ただ、コロナ問題が終息すれば、活動再開の意欲を持っておられることが分かりましたので、これに意を強くしてウェブ会議を開催しようということになりました。

(2) ウェブ会議

ア. 令和4年6月17日（金）17時半～19時ウェブ会議を行いました。

参加者は、本部から鈴木会長ほか私を含め4名、旭川、福島、栃木、大阪、福岡、鹿児島、以上6府県から各1名の会員が参加されました。

イ. 本部から、都心キャンパスの整備状況、募金活動の状況、司法試験合格者数の報告、中大の現状を踏まえた鈴木会長作成の「提案書」の説明が行われました。

ウ. 栃木、大阪、福岡から懇親会、懇親ゴルフ会など支部としての活動を行っているとの報告がありました。旭川、福島、鹿児島からは、支部としての活動は行っていないが、学会会を中心として中大法曹が集まって活動をしているとの報告がなされました。

各地から本部に対して、①講演会を行うことができる著名な方、先生などの紹介等、人的支援、②中大出身の裁判官・検察官の情報共有、③経済的支援（総会開催に資金援助）等が要望されました。

これに対して、本部からは中大出身者の情報について、本部・支部にて相互交換を行いたいとの要望が出されました。

今後の支部活性化案として、支部単独で活動を行いつつ、「広域的」に活動を広げること、様々な活動と合体させて支部活動を行っていくことがよいのではないかという議論が展開されました。

5. 総括

以上、現時点までの活動をまとめました。遺憾ながらコロナの問題が中大法曹の活動に影を落としていることは否めませんが、コロナ禍のためにウェブ会議が一つの活路を開いたのではないかと考えています。従前全国各地で活動されている会員が一堂に会することは大変でしたが、現在はウェブという手段により容易に意見交換の場が持てることが分かりました。

今回のウェブ会議で出た各地の会員の意見を参考にすることはもちろんですが、今後もウェブ会議を活用することによって、より充実した活動が展開できるのではないかと思いついた次第です。



広報委員会活動報告



広報委員会委員長 矢部 耕三

1.はじめに

中央大学法曹会は、①会員相互の親睦を図ること、②中央大学の興隆に寄与すること③司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的としており、広報委員会もこの目的を実現するための広報活動を行っています。

主な活動は、隔年での中大法曹ニュース、中大法曹の発刊及び中大法曹会ウェブサイトを通じての広報です。これらの準備、検討のために、令和3年度は計6回、令和4年度は本報告書執筆時点において計6回委員会を開催いたしました。そして、令和4年3月末に「中大法曹ニュース」第12号を発刊し、このたび、「中大法曹」第31号(本号)を発刊する運びとなりました。また、中大法曹ウェブサイトのコンテンツについても随時更新するなど、情報発信に努めました。以下、これらの具体的活動状況について若干ではございますが、いくつかのポイントについてご報告致します。

2.「中大法曹ニュース」第12号の発刊

法学部の茗荷谷移転、それに引き続いての駿河台キャンパスの建設を機に、大学全体としての都心に展開する各キャンパスの役割と連携、これを支援するための寄付金募集活動についてお伝えしました。また、全国各地で活躍されている先生方のご活躍の様子についてもご寄稿頂き、それぞれの地域での実務の在り方や地域貢献のあり方をご紹介頂きました。

3.「中大法曹」第31号(本号)の発刊

「中大法曹ニュース」第12号を発刊した直後から、委員会においてコンテンツや発刊までのスケジュールの検討を行いました。

検討過程の中で、読者である会員の皆様により関心を持っていただくため、新たな試みとして、中央大学出身である著名人へのインタビュー記事を掲載することとしました。色々な候補者のお名前が挙がっ

たのですが、中央大学法学部の出身であり、多数の番組に出演され、知名度抜群のフジテレビ・アナウンサー生田竜聖様にインタビューをさせて頂き、記事として掲載することができました。ご協力頂いたフジテレビ様、生田様にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、生田様には、私がインタビューさせて頂いたのですが、私個人としては非常に興味深い経験となりましたものの、証人尋問をする代理人弁護士とは勝手の違うところでした。インタビューアールとして、いささか器量不足は否めませんでした。読者の皆様にはご容赦頂ければ幸いです。著名人へのインタビュー記事の掲載については、是非、次年度以降の広報委員会においても適宜継承して頂ければ有難く存じます。

4.中大法曹会ウェブサイトからの広報

- (1) 「中大法曹」は、1972年4月に創刊号が発行され、本号で第31号に至ったわけですが、創刊号からすべて所持している会員はいないと思われます。そこで、若手会員にも昔の先輩方の想いや活動状況を知って頂く良い機会になるのではと考え、令和4年4月にバックナンバーを中大法曹会ウェブサイトに掲載いたしました。掲載当初には創刊号を欠いていたのですが、その後、中央大学日本比較法研究所より創刊号をご提供頂き、全巻を揃えて掲載することができました。なお、この機会に、従来「中大法曹」誌上に掲載していた当会会則等の規則関係については、中大法曹会ウェブサイトに移しまして、利用の便を図ることと致しました。
- (2) 本号の池内稚利先生のご報告にある通り、中央大学法曹会では中央大学法学部の茗荷谷移転及び法科大学院の駿河台移転を機に、「法科の中央」の榮譽を取り戻すため、中央大学に対してどのような貢献、協力ができるかを検討しております。令和4年5月に開催された総会においては、「提言書」を採択し、中央大学へ提出しました。

当該提言書とその後の経緯については中大法曹会ウェブサイトに掲載いたしましたので、是非ご覧ください。

- (3) 「中大法曹ニュース」と「中大法曹」の発刊は、主として会員の皆様の中大法曹会との関わりを高めることを目的とした情報発信活動ですが、中大法曹会ウェブサイトは、一般の方々も閲覧することができるため、中央大学や中大法曹会の活動に興味を持たれる方々（現役学生やご両親、中大受験を考えられている中高生やそのご家族など）にも中大法曹会を知って頂く役割を果たしています。そこで、当会総会、他土業団体との交流会等の行事が開催される都度、その様子を掲載して、コンテンツ更新の頻度を上げるように努めております。

5. 終わりに

広報委員長を拝命してから気が付けば任期の二年が早くも終わろうとしています。鈴木会長、平賀事務局長、高木事務局次長をはじめ皆様の多大なご協力のお蔭を持ちまして、何とか無事職責を全うすることができたように思います。

「中大法曹ニュース」と「中大法曹」においては、変化著しい近年の法律実務の中で、その最前線におられる中堅・若手会員の活動・業務や、多様な地域と専門業務に精励されている方々の経験に加えて、法曹ではない中大法学部出身の方のお話もご紹介することで、「開かれた中大法曹会」の読み物となることを目指してみましたがいかがでしたでしょうか。

広報委員会の今後の活動をより充実させるべく、会員の皆様にはご遠慮なく様々なご意見、ご指摘を広報委員各位まで頂戴できますと有難く存じます。引き続き宜しくお願い申し上げます。

以上



交流委員会活動報告



交流委員会委員長 松田 啓

当委員会は、中央大学の他士業団体等との勉強会や懇親会を開催することによって、研鑽を積みながら業務を拡大し、また、人脈を形成することを目的としています。

新型インフルエンザウイルスの感染拡大により、令和2年度と令和3年度は交流会を開催できませんでしたが、令和4年度は、行政書士白門会、不動産建設白門会及び社会保険労務士白門会とそれぞれ交流会を開催しました。また、本稿執筆時点では未開催ですが、公認会計士白門会との交流会も予定しています。

・令和4年3月31日 行政書士白門会

名刺交換を兼ねた懇親を主眼とし、各テーブルごとに話題の合ったテーマでのグループディスカッションを行いました。会場は、行政書士白門会からご紹介いただいた、ベトナム料理店「ハノイのホイさん」であり、普段それほど食する機会のないベトナム料理は、大変おいしく、懇親会にふさわしい場所となりました。

グループディスカッションのテーマは、ウクライナからの避難民と難民認定や難民行政といった問題から農地転用といった話まで幅広く、興味深い交流会となりました。

・令和4年8月2日 不動産建設白門会

自己紹介と懇親会を行いました。

不動産建設白門会は、不動産業や不動産関連業に携わっている中央大学卒業生で構成されています。そのため、不動産業者や建設業者のみならず、解体業、引越業、内装業、保険業、用地仕入れ、弁護士や税理士、不動産鑑定士、宅建士や不動産仲介業者等、非常に多くの業種の方が所属されています。おかげで、自己紹介と懇親会を開催することで、非常に広い範囲の人間関係ができました。また、不動産建設白門会の会員同士で取引が成立した場合、一定割合を不動産建設白門会に寄付する仕組みは、法曹界としても参考になると思われました。

・令和4年11月9日 社会保険労務士白門会 講演会と懇親会を行いました。

講演会では、社会保険労務士・生方隆先生から、「育児・介護休業の実務～労務の現場から～」と題し、令和4年4月から順次施行されている育児休暇と介護休暇についてご講義いただきました。従業員から育児休暇と介護休暇の申請があったときに、会社においてどのような対応が必要となるのか、紛争になる前の人事労務状況について最新の知見を得ることができました。

当会からは、山口純子先生により、「コロナ禍の労務に関する法律相談～解雇を中心に～」と題し、コロナ禍により売上げ及び利益が減少した会社による解雇事例を中心にご講義いただきました。売上げが激減した会社であっても、解雇回避努力の重要性がよく分かり、また、先の生方先生の講演を思い出し、紛争発生前の手続きを履践する重要性も改めて実感できました。

懇親会では、ヒルトップのどのお店によくいたのか、多摩動物公園の思い出、モノレールの有無等、大学時代を思い出せる楽しい会合となりました。

・令和5年1月23日 公認会計士白門会（予定）

研修会と懇親会を行う予定です。研修会は、弥永真生先生により、『「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」』というテーマで講演をしていただく予定です。公認会計士は、直前3事業年度で合計120単位以上の、当該事業年度において20単位以上の研修を履修すること等が義務付けられています。弁護士よりも相当多くの研修を義務付けられていることは、見習うべきことと感じられます。

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長 小峯 健介

法職教育検討委員会の令和3・4年度の委員長を拝命しました東京弁護士会所属の小峯健介(57期)です。日頃から大変お世話になっている森田憲右先生からお声がけをいただき、僭越ながら委員長職を拝命することとなりました。

1. 法曹養成に寄与する活動の検討

当委員会では、鈴木雅芳会長からの「中央大学法曹会が、中央大学法学部・法科大学院と連携して、法曹養成に寄与する具体的な方策を、大学問題委員会とともに企画、立案、提言されたい。」との諮問を受け、大学問題委員会(根岸清一委員長)との合同開催(Zoom)にて、中大法曹会が法曹養成のためにどのような活動を行うことができるのか等について検討を行いました。この点につきましては、池内稚利先生の別稿をご参照いただけますと幸いです。

2. 法廷傍聴会

当委員会では、令和4年11月2日に中大法学部の学生を対象とした法廷傍聴会を開催いたしました。法学部事務室と連携して毎年この時期に開催している恒例の企画でしたが、コロナ禍の影響により令和2年、3年は開催が見送られたため、3年ぶりの開催となりました。

私は、学生等にお話をすることが大好きなことから裁判傍聴の引率が大好きであり、これまでも、東京弁護士会の委員会活動等として裁判傍聴の引率を多数担当させていただき、中大法曹会主催の裁判傍聴会にも複数回参加させていただいておりましたので、今回、3年ぶりの開催を大変嬉しく感じました。

当日は、山本高興先生、小川ゆり香先生、川口真輝先生、小峯の4名で引率を担当し、法学部事務室ご担当者様2名と学生17名(女性15名、男性2名)が参加されました。

参加された学生との質疑応答等を通じて、真面目で意欲的な学生の熱意を感じ、大きな刺激を得ることができました。私が中大に入学したのは平成11

年4月のことですので、今回参加された学生とは20年前後学年が離れているということになります。中大卒の一先輩として、未来ある若い学生に対して法曹の姿の一端をお見せすることができたのではないかと感じております。

コロナ禍の影響のため、法学部事務室からの要請により昼食(お弁当)の提供を中止せざるを得なかったこと、弁護士会館内の会議室の確保が従前にも増してより一層困難になったこと等の課題もありましたが、参加された学生から寄せられた感想は大変好評であり、コロナ禍でも開催をした意義は大きかったと実感しております。

法学部事務室からの情報によれば、参加希望者が募集定員を大きく上回ったために多くの方にお断りせざるを得なかったとのことですが、意欲ある若い学生の参加希望に応えられないのは大変もったいないことだと思いますので、次年度以降は、開催規模をより拡大して、より多くの学生に参加いただける機会を提供することが必要ではないかと感じました。新設される茗荷谷キャンパスに法学部移転後は、霞が関の東京地裁本庁とは地下鉄丸ノ内線を利用して一本で移動が可能となりますので、たとえば、一つの案として、傍聴後の質疑応答は同キャンパスを利用するなどの工夫があってもよいのではないかと思います。

3. 雑感

コロナ禍ゆえに委員会は全面Zoom開催であったため、移動時間が節約できる等から便利である反面、どうしても議論に制約があったようにも感じております。次年度以降は、リアルに会議を開催できる日が訪れることを強く祈念しております。

最後に、当委員会の活動を陰に陽に支えていただきました多くの関係者の皆様、とりわけ、裏方で各種事務作業等の負担を担っていただきました担当事務局次長の山本高興先生には、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

中央大学法曹会賞について

中央大学法曹会賞は、中央大学法曹会HP (<http://chuo-u-hoso.org/>)の「中央大学法曹会会則」の中の「中央大学法曹会賞授与に関する内規」にあるとおり「一世紀を超える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い」創設されたもので、「学業成績優秀または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生」に対して授与するものです。賞状に副賞(金5万円)が添えられます。

現在行われている実際の選考は、対象が法科大学院で

はなく法学部等学部の卒業生で、在学中に司法試験に合格した者です。受賞者には、賞が単に早期合格を称えるのみではなく、後輩への指導助言等法曹会活動への協力を通して母校の発展に寄与することを願って与えるものであることを良く理解してもらうこととしております。

(編集部)



法曹会賞受賞に際して

市野 陽己

この度は、法曹会賞という名誉ある賞をいただき、誠にありがとうございました。このような賞を頂けましたのは、中央大学や法曹会、炎の塔の先輩方のお力添えのおかげです。

私は、高校生の頃から、法律や政治に興味があり、法学部に進学することは決めていました。中央大学法学部を選んだのは、浪人した際に通っていた予備校に中央大学の職員の方が来て、伝統ある法学部の強みを説明してくださったのがきっかけです。その際、炎の塔の存在を知って、法曹になれる道筋が見えた気がしたので、中央大学に入って司法試験にチャレンジしてみたいと思うようになりました。実際に入学してみても、恵まれた環境で、大学在学中の司法試験合格を果たすことができたので、説明を受けた法学部の強みは本当だったと実感しております。中央大学に入学していなければ司法試験を目指すことはなかったですし、仮に目指していたとしても今のような結果を残すことはできなかったと思います。中央大学に進学できたことは、私の人生の大きなターニングポイントでした。

合格した今では、自分に何ができるかを考える日々です。現在は、大学が司法試験の勉強をサポートするために運営している法職事務所で、専任指導員として後輩の受験指導をしています。先輩から受けた恩を後輩に返していくという、中央大学の伝統を次の世代に繋げていく所存です。

指導にあたっては、自分の合格のための勉強以上に準備する必要があると、日々の勉強の継続が必要になります。勉強の継続は、指導だけでなく、実務に出てからも必要になると伺っております。中央大学で身に着けた「勉強する力」は、これからも大切にしていきます。

自身の進路としては、現在、司法修習に参加しております。修習では、刺激的な日々を過ごしており、これまでの勉強が実務に繋がってきている感覚をひしひしと感じております。

修習後は、実務家として社会に貢献することが、翻って中央大学の発展に資すると考えております。学部・法科大学院の移転という大きな節目をむかえるのが今の中央大学です。自分に何ができるのか、一生の課題として考えていきます。

最後になりますが、改めて、このような賞をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



法曹会賞を受賞して

貝羽 莉緒

この度は、法曹会賞を受賞することができ、大変光栄に思います。私が司法試験に合格できたのは、炎の塔での先輩方のお力添えや素晴らしい学習環境のおかげです。

私が弁護士を目指したのは、高校3年生のときです。家族が仕事で過労を強いられるなどの労働トラブルに巻き込まれてしまったとき、弁護士の先生に助けていただいたことをきっかけとして、私も将来、困った方々の人生を助けられる人になりたいと思うようになりました。

司法試験に向けた勉強は、高校3年生のときから始めましたが、その当時は周りに法曹の方も、法曹志望の友人もおらず、勉強法や法律についてもわからないことがたくさんありました。

ですが、中央大学に入学し、正法会研究室に入室することができ、素晴らしい先輩方や友人と出会うことができました。研究室には、いつでも質問や相談ができる学習環境があり、わからないことがあったときや行き詰まった時はいつも研究室の仲間に助けてもらいました。特に、先輩方は皆様後輩思いで、時に何時間もかけて親身になって私の相談に乗ってくださいました。私は、そのような優しく、優秀な先輩方にご指導いただいたからこそ、在学中に司法試験に合格することができました。

司法試験の受験を終えてからは、研究室の同期や後輩から試験対策について質問や相談を受けることがあり、少しでも力になれたのであれば嬉しいですが、今後は試験対策だけでなく、進路や仕事の相談でも力になれるよう、自分自身も成長していきたいです。そして、大学を卒業して以降も、自分が受けた恩恵以上に、これから法曹を目指す方々の力になれるよう努力して参ります。

私は、今年から司法修習に参加します。今後は、司法試験の勉強とは異なり、実際の事件と向き合うことになるため、初めてのことばかりでこれまで以上に勉強が必要になりますが、実務家の方々から多くを学び、修習を終える頃には大きく成長できるよう、一日一日を大切に過ごしていきたいです。また、将来、様々な分野の事件を扱える弁護士になれるよう、今のうちから法律以外の分野にも積極的に興味をもち、教養を深めていきたいです。

改めまして、このような名誉ある賞をいただき、誠にありがとうございます。これからも、この賞に恥じぬよう精進して参ります。



法曹会賞受賞に際して

竹村 玲

この度、法曹会賞という名誉ある賞を受賞することができ、大変嬉しく思います。中央大学法曹界の皆様には深く感謝申し上げます。

私が法曹の道を志したきっかけは、高校2年生時に、日弁連主宰の高校生模擬裁判選手権において東京地裁の法廷で被告人質問をしたことにあります。支援弁護士の先生方のご指導の下、用意した原稿を読むのではなく、その場で被告人との会話を成立させてこそ輝けるとの考えに至り、原稿を持たずして挑戦しました。初めての法廷で、必死になりながらも、大きなストーリーを描きながら被告人に質問し、現場で論理を組み立てることができ、結果としては評価していただき、審査員特別賞を受賞することができました。私は、その時の達成感に満ちた法廷の景色が忘れられず、加えて法的観点で考えてストーリーを組み立てていく、この法曹の世界それ自体に魅力を感じ、この世界を目指すことを決意しました。

そして伝統ある中央大学法学部で、この夢を現実にするべく一直線に法律学に励み、在学中に司法試験に合格致しました。中央大学で学び重ねたものが、法曹の世界に挑んでいく自分の糧となることでしょう。

憧れであった法曹の世界まで、後もう一步まで迫り、達成感を感じる気持ちがあります。その一方で、この大学生活を通して、社会について知り、4年前の自分には見えていなかった新たな世界が見えてきました。現在、既に新しい挑戦をしているのですが、今後も常に挑戦し、努力し続けて参ります。

この度は、誠に有り難うございました。



法曹会賞の受賞に際して

吉田 有輝

この度は、法曹会賞という大変名誉な賞をいただき、ありがとうございます。このように表彰をしていただけることを、光栄に思うとともに、今後も表彰にふさわしい学生であるように日々努力していきたいと思っております。

私は中央大学に入学する以前より、法曹への道を志しており、大学に入学後は学研連の正法会研究室に入室し、司法試験に向けて勉強を続けておりました。試験に向けての勉強は、長い登山のように一歩一歩が険しく大変なものでしたが、日々の積み重ねを続けていけばいつか結果が出ると信じて努力を続けてきました。その努力が報われて、この度司法試験に合格することができたことは非常に嬉しく思っております。

私が、司法試験や法科大学院入試、予備試験などに向けて勉強されている後輩の皆さんにお伝えしたいことは、自分自身の可能性を信じて最後まで走り抜いていただきたいということです。受験生の立場からみると、試験に合格した人はどこか遠い存在のように見えてしまうことがあると思います。私自身も、試験に向けて勉強している時は、試験に合格した先輩をどこか別世界の人のように感じ、自分がその立場になることは全く想像できませんでした。そのため、今勉強されている皆さんも、自分自身の可能性と、今まで積み上げてきたものを信じて、試験までやり抜いていただきたいと思います。その努力はいつか必ず結果として現れると思います。

私は将来弁護士を志望しており、まだ具体的にどのような分野を専門とする弁護士になるかは決まっていますが、社会にとって役立ち、大きな役割を果たせるような仕事につきたいと考えております。

私は卒業までまだ時間があるので、その間には色々な授業を取ったり、様々な活動に参加したりして、残りの学生生活を有意義に過ごしたいと考えております。また、自分のこれまでの経験や知識を使って、後輩の皆さんのお役に立てることがあれば、様々な形で貢献していきたいと思っております。

最後になりますが、改めてこのような賞をいただいたことに感謝するとともに、今後も中央大学の発展に寄与できるよう、努力していきたいと思っております。

中央大学法曹会 執行部名簿(令和3年・4年度)

| | | | | | |
|-------|-------|--------------|-------|-------|--------|
| 会 長 | 鈴木雅芳 | (第二東京) | 事務局次長 | 桑畑 徹 | (東京) |
| 副 会 長 | 伯母治之 | (東京) | 事務局次長 | 三浦太郎 | (東京) |
| 副 会 長 | 吉岡毅 | (第一東京) | 事務局次長 | 木谷太郎 | (第一東京) |
| 副 会 長 | 小笹勝章 | (第二東京) | 事務局次長 | 小川ゆり香 | (第二東京) |
| 副 会 長 | 櫻井俊宏 | (法科大学院・第二東京) | 事務局次長 | 高木 薫 | (第二東京) |
| 副 会 長 | 塩路広海 | (大阪) | 事務局次長 | 竹下慎一 | (第二東京) |
| 副 会 長 | 伊達健太郎 | (九州) | 事務局次長 | 野中英匡 | (第二東京) |
| 副 会 長 | 三角比呂 | (裁判所) | 事務局次長 | 山本高興 | (第二東京) |
| 副 会 長 | 小橋常和 | (検察庁) | | | |
| 事務局 長 | 平賀修 | (第二東京) | | | |

中央大学法曹会 役員名簿(令和3年・4年度)

1. 顧問

東京弁護士会 (6名)

大高満範 大谷隼夫 才口千晴 坂巻國男 深澤武久
藤井光春

第一東京弁護士会 (6名)

川村延彦 神洋明 奈良道博 林勘市 横溝高至
若江健雄

第二東京弁護士会 (4名)

小野道久 鈴木誠 千葉昭雄 山崎司平

2. 幹事(○は常任幹事)

東京弁護士会 (212名) うち常任幹事 26名

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相澤和義 | 藍澤幸弘 | 我妻真典 | 阿南三千子 | 阿部 鋼 |
| 阿部正博 | 雨宮眞也 | 荒井清壽 | 荒井洋一 | 有馬幸夫 |
| 安藤良一 | 伊井和彦 | 飯塚孝 | 飯塚卓也 | ○飯沼允 |
| 五十嵐二葉 | 石井芳光 | 石川秀樹 | ○石田茂 | 石葉泰久 |
| ○石灰正幸 | 石橋克郎 | ○石渡光一 | 伊藤茂昭 | 伊藤孝雄 |
| 伊藤まゆ | ○稲田寛 | 井上章夫 | 井上勝義 | 井上 聡 |
| 岩井重一 | 上野廣元 | 植松 功 | 宇佐見方宏 | 宇田川濱江 |
| 内野経一郎 | 内丸義昭 | 海野秀樹 | 榎本峰夫 | 海老原覚 |
| 大澤一正 | ○大澤成美 | ○太田治夫 | 太田秀夫 | 大西清 |
| 大森八十香 | 大山雄健 | 岡内真哉 | 小川信明 | 奥野善彦 |
| 小名弦 | 小名雄一郎 | 小山田辰男 | 海法幸平 | 笠原克美 |
| 柏谷秀男 | 春日寛 | 片岡義広 | 勝野義孝 | 河東宗文 |
| 金井孝雄 | 菅重夫 | 岸本有巨 | 北村一夫 | 木下健治 |
| 木村晋介 | ○木村英明 | 木村美隆 | 久木野利光 | 草川 健 |
| 楠本博志 | 楠本雅之 | ○國井友和 | 國吉克典 | 久保英幸 |
| 倉田大介 | 黒岩哲彦 | ○黒須雅博 | 厚井乃武夫 | 古賀政治 |
| ○小関勇二 | 小林明彦 | 小林 力 | ○小林信明 | 小林秀正 |
| 小林元治 | 小林喜浩 | 古笛恵子 | ○小峯健介 | 小山 勲 |
| 佐々木敏行 | 笹浪雅義 | 笹原信輔 | 佐瀬正俊 | 佐藤勝 |
| 佐藤正八 | 佐藤隆男 | 佐藤眞喜夫 | 佐藤雅彦 | 佐藤むつみ |
| 志賀剛一 | 志澤 徹 | 篠原煜夫 | 島田修一 | 清水紀代志 |
| ○白井正明 | ○水津正臣 | 菅沼 真 | 菅野谷信宏 | 鈴木修司 |
| 鈴木正貢 | ○鈴木康洋 | ○瀬川 徹 | 関口徳雄 | 関口 博 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 関本隆史 | 曾田多賀 | 園田峯生 | 高石昌子 | 高木國雄 |
| 高崎一夫 | 高柳一誠 | 竹内中敏 | 竹原中村 | 高田千寺 |
| 田堰越三 | ○田堤健太 | 田堤坂真 | 田津村澤 | 内藤野村 |
| 塚口真夫 | 寺島義勝 | 登中陳村 | 富根茂夫 | ○中野村山 |
| 長井導司 | 中村浩八 | 中村裕二 | 中中村玲 | 中橋本場 |
| ○中村博彦 | 西林經博 | ○西服部邦 | 中二瓶成 | ○福堀松三 |
| 長谷川武弘 | 八戸孝彦 | 平野雅幸 | 羽瀬戸卓 | 堀松三村 |
| 林史雄 | 平藤村義 | 藤原崎勝 | 船宮村田 | 森田憲司 |
| 藤井眞辰夫 | ○水庫上徹 | 松溝村田 | 松宮村田 | ○山岸本幸 |
| 堀合昭夫 | 村森公一 | ○森吹尚敬 | ○森田憲昌 | 山本幸一 |
| 圓山昭信彦 | 矢田英一郎 | 矢山中澤 | ○山本幸一 | 山本幸一 |
| 本島隆彦 | 山地義弘 | 吉 | | 山本幸一 |
| 安田八千子 | 好川輝次 | | | 山本幸一 |
| 湯川大吉 | | | | 山本幸一 |
| 吉原大吉 | | | | 山本幸一 |

第一東京弁護士会 (98名) うち常任幹事 22名)

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 青木一男 | 赤井文彌 | ○秋定和宏 | ○浅野貴志 | 新谷謙一 |
| 安西愈 | 飯田数美 | ○碓由利絵 | ○池内稚利 | 石田裕久 |
| 伊集院剛 | 井戸充浩 | 岩田本政 | 岩知道真 | 大川隆長 |
| 大崎康博 | ○大山圭介 | 岡金澤 | 小口隆夫 | 落合直人 |
| 片桐武 | ○金澤賢一 | 木谷太郎 | 金崎嘉靖 | 川ノ元直樹 |
| ○川添丈 | 川原史郎 | 神部範生 | 木後藤仁 | 小林美智子 |
| 窪木登志子 | 熊谷明彦 | 斎藤祐一 | 酒井憲郎 | 澤木謙太郎 |
| 五来久美子 | 近藤直子 | ○嶋田貴文 | 清水保晴 | 下山聡明 |
| 篠原由宏 | ○島田一彦 | ○鈴木和憲 | 鈴木喜久子 | 鈴木秀一 |
| 末岡雄介 | ○鈴江辰男 | 田中太陽 | 綱取孝治 | 寺島比登志 |
| 竹川忠芳 | ○田中茂一郎 | ○中井淳信 | 中川浩健 | 中野比登志 |
| ○寺本吉男 | 遠山信一郎 | 西坂純一 | 丹羽健介 | 橋本英介 |
| 中野正人 | 中村忠司 | ○松尾紀良 | 福田純一 | 藤本英介 |
| 樋口收奈也 | 平手啓一 | ○八木清文 | 村下憲子 | ○元木崇仁 |
| 藤原朋也 | 細田文雄 | ○矢部耕孝 | 保田真久 | ○柳山本卓 |
| 森田康男 | 矢野源毅 | ○山本川壽一 | 山岸隆幸 | 山口本卓 |
| 柳崎健彦 | ○吉岡公一 | ○渡辺 | 山本幸一 | 山本幸一 |
| ○葭葉裕子 | | | 芳仲美惠子 | 葭葉昌司 |

第二東京弁護士会 (152名) うち常任幹事 24名)

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 相原英俊 | 青木二郎 | 朝倉淳也 | 渥美央二郎 | 阿部一夫 |
| 新井嘉昭 | 池田眞一郎 | 石川幸吉 | 石川宏 | 石黒康 |
| ○市毛由美子 | 一瀬晴雄 | ○井手大作 | 伊藤圭一 | ○井奈波朋子 |
| 猪山雄央 | 井堀哲 | 今中美耶子 | 今村健志 | ○岩崎政孝 |
| 岩本公雄 | 上野操 | 上原康弘 | 梅津大樹 | 大川原栄 |

- | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|--------|
| 大澤美穂子 | 大場寿人 | 大本康志 | 岡本敬一郎 | ○小川恵司 |
| ○小川ゆり香 | 奥野大作 | 尾崎毅 | ○小笹勝章 | 小野征彦 |
| 笠井直人 | 鍛治美奈登 | 加戸茂樹 | 門屋征郎 | 鎌田正夫 |
| ○亀井真紀 | ○嘉本益巳 | 菊地幸夫 | 北村晋治 | 木村武浩 |
| 清塚勝久 | 切貫総子 | 釘澤知雄 | 栗林武史 | 河野浩要 |
| 小海正勝 | 小林幸夫 | 小松淳一 | 近藤弘 | 齋喜健児 |
| ○坂井雄介 | 坂本行弘 | ○櫻井俊宏 | 櫻井光政 | 笹瀬洋二 |
| 佐藤優子 | 佐藤郁美 | 穴戸金二郎 | 嶋田雅弘 | 清水洋 |
| 杉井静子 | 鈴木周 | ○鈴木雅芳 | 成豪哲 | ○高木薫 |
| 滝田裕 | 竹上英夫 | ○竹下慎一 | 田代則春 | 田代浩誠 |
| 田瀬英敏 | 多田武 | 伊達俊二 | 田中宏一 | 田中雅大 |
| 田中美登里 | 谷直樹 | 田宮武文 | 辻居幸和 | 土井克博 |
| 戸谷雅美 | 柄木敏明 | 戸張正子 | 鳥飼重一郎 | 中所晃秀 |
| 中城由貴 | 中村鐵五郎 | 中森麻由子 | 中吉章一 | 柳楽邦男 |
| 棗一郎 | ○行方美彦 | 奈良ルネ | 西浦善彦 | ○西本英匡 |
| 額田みさ子 | 額田洋一 | ○根岸清一行 | 野田誠 | ○野中磨源 |
| 羽尾芳樹 | 長谷見峻一 | 林信直 | 藤原真由美 | 播磨木健一 |
| ○平賀修 | 藤井篤 | 藤井直孝 | 堀内幸夫 | 榎枝啓太 |
| 古屋亀鶴 | 古屋有実子 | 洞澤美佳 | 堀内幸夫 | 松林啓之 |
| 増田径子 | 松井るり子 | ○松田啓茂 | 松田政行 | 宮村桂之 |
| 松本公介 | 丸山輝久 | 三室和宏 | 水口洋一 | 安井清兵衛 |
| 宮山雅行 | 村重慶一 | 山岡義明 | 森川典孝 | 山下高興 |
| 柳澤泰文 | 山田忠男 | ○山田瞳治 | 山本純一 | ○山本純一郎 |
| 山田明文 | ○横井弘明 | 吉岡讓 | 吉田榮 | 吉野純一郎 |
| 雪下伸松 | 脇坂治國 | | | |
| 萬幸男 | | | | |

3. 会計監事

田中康一（東京）
熊谷裕平（第一東京）

中央大学法曹会各種委員会名簿（令和3・4年度）

1. 人事委員会

委員長（一弁）若江健雄
委員（東弁）石渡光一 大高満範 大谷隼夫 厚井乃武夫 坂巻國男
瀬川徹
（一弁）奈良道博 横溝高至
（二弁）根岸清一 松田啓 山崎司平

2. 広報委員会

委員長（一弁）矢部耕三
委員（東弁）國井友和 小峯健介 圓山司 牧野英之 好川弘之
（一弁）浅野貴志 碓由利絵 大山圭介 川崎直人 田中太陽
（二弁）奥野大作 尾崎毅 平賀修 横井弘明

3. 会則検討委員会

委員長（東弁）石田茂
委員（東弁）太田治夫 水津正臣

(一弁)金澤賢一 八木清文 元木 徹
 (二弁)河野浩 戸張正子 根岸清一 藤井直孝

4. 法職教育検討委員会

委員長 (東弁)小峯健介
 委員 (東弁)厚井乃武夫 寺村温雄 安田隆彦 山本昌平 湯川 將
 (一弁)熊谷明彦 清水保晴 福田純一 中井 淳孝
 (二弁)伊達俊二 田中 宏 松田 啓 山川 典孝

5. 大学問題委員会

委員長 (二弁)根岸清一
 委員 (東弁)石田茂 稲田 寛 太田治夫 大高満範 坂巻國男
 鈴木康洋 瀨川 徹 田中紘三 中島義勝 福家辰夫
 藤原力 堀合辰夫 山岸憲司 石渡光一 林 勘市
 (一弁)秋定和宏 島田一彦 寺本吉男 丹羽健介 若江健雄
 元木 徹 横溝高至 矢部耕三 山崎 健介
 (二弁)今村健志 嘉本益巳 伊達俊二 田中 宏 土井 隆
 行方美彦 山崎 司 横井 弘明

6. 機構改革実行特別委員会

委員長 (二弁)横井弘明
 委員 (東弁)伊藤茂昭 伯母治之 太田治夫 小林元治 鈴木康洋
 高石昌子 高柳一誠 太田治夫 中村 博 宮崎 敦彦
 森 徹 小関勇二 富澤章司 中村 博 宮崎 敦彦
 (一弁)金澤賢一 寺本吉男 樋口 收紀
 (二弁)小川恵司 嘉本益巳 亀井 真紀

7. 募金実行委員会

委員長 (一弁)林 勘市
 委員 (東弁)坂巻國男 大谷隼夫
 (一弁)横溝高至 若江健雄
 (二弁)山崎 司 根岸清一 行方美彦

8. 進路指導対策委員会

休 会

9. 交流委員会

委員長 (二弁)松田 啓
 委員 (東弁)相澤和義 石渡光一 坂巻國男 鈴木康洋 内藤貴昭
 小峯健介
 (一弁)川添丈 鈴木和憲 横溝高至 芳仲美恵子 渡辺一成
 (二弁)小川恵司 成 豪 哲 根岸清一 山崎 司平

10. 若手会員活動委員会

委員長 (一弁)池内稚利
 委員 (東弁)飯塚卓也 藍澤幸弘 岡内真哉 小林 力 藤原 力
 宮口裕幸
 (一弁)秋定和宏 伊集院剛 井戸充浩 大山圭介 末岡雄介
 柳田康男 山岸久晃
 (二弁)小松淳一 田瀬英敏 田中雅大 舟木 健 根岸清一

11. 親睦委員会(準備委員会)

委員長 (一弁)柳澤崇仁
 委員 (東弁)阿久津透 池田大介 小沢一仁 川野浩典 水津正臣
 中野博和 中村 傑 中村 博 結城 優
 (一弁)矢野 篤 山口純子 澤木謙太郎
 (二弁)安本 樹

編 集 後 記

漸く「中大法曹」第31号を皆様にお届けすることができることとなりました。年末年始のご多忙の折にも拘わらずご執筆頂きました先生方には、改めてこの場を借りまして深く御礼申し上げます。

コロナ禍も未だ続いていますが、行動制限撤廃や感染症としての類別変更の決定も行われており、少しホッとする日々も戻りつつあります。

さて、コロナ禍後の動きが加速していく社会の中で、本誌においても新しい試みに挑戦しながら、法曹として様々な可能性を追求してこられたベテランの先生方のお話だけでなく、中堅・若手として今発展中の皆さんの経験をご紹介しますことに努めてみました。

当誌は中大法曹会の機関誌ではありますが、法曹が社会や世界においてその期待される役割を果たしていけるのは、法的解決が必要な課題を抱える非法曹の人たちとの交流があるからに他なりません。そこで、今号では、中大法学部出身ながらマスメディアで活躍されている方とのインタビューを新企画第一弾として行ってみました。今後も、このような形での法曹ではないけれども中大法学部・法科大学院とご縁のある方々のお話を適宜ご紹介していくことができればと考えております。

大学理事者・教員の皆様からは、法学部の都心回帰をきっかけとする、法一法連携・法とビジネスの連携・文理融合といった、現代社会の変化の中で、中央大学から日本のリーダーとなる人材を養成していくための体制整備と現状をご説明頂いております。法律実務とビジネスや技術革新が今まで以上に密接になってきている今日、大先輩の元裁判官お二方のご講演にもあるような伝統的な法曹精神を育む法廷実務の研鑽においても、世の中の動静を柔軟に理解し、視野を広く持てる人材を育てていかねばならないことが強く感じられます。

その意味では、今回貴重なご寄稿を頂いた弁護士の皆様には、大変興味深い多様な法曹の在り方や実務上の経験をご紹介頂いております。企業内弁護士としての実務、独占禁止法・競争法のような専門性・国際性の高い実務、AI・NFT・リーガルテックといったWeb 3.0の世界における新しい法制度や胎動する社会の最先端におけるお話を伺いながら、法曹にとっての躍動する未来を感じて頂ければと思います。

課題ありきを前提に法的結論考えるという作業ばかりでなく、社会にどのような課題があっても法的思考や法的対応が求められるのかということ自体に取り組んで行くのも法曹の仕事であると思います。当誌自身も、そのコンテンツや編集スタイルにおいて不断の見直しが必要でしょう。読者の皆様のご意見、ご叱正を賜りながら一層努力してまいりますので、宜しく願い申し上げます。

矢部耕三

中大法曹 No.31

令和5年3月15日 印刷

令和5年3月31日 発行

(非売品)

発行人 鈴木雅芳

編集人 矢部耕三

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社プロネート

東京都板橋区前野町 2-19-8

電話 (03) 5392-7221

中央大学 校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

- 一 草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああ中央 われらが中央
中央の名よ光あれ
- 二 よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああ中央 われらが中央
中央の名よ誉あれ
- 三 いざ起たて友よ時は今
新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展げゆく
ああ中央 われらが中央
中央の名よ栄あれ

中央大学 応援歌

中央大学学生会選定歌詞
古関裕而 作曲

- 一 憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
あゝ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑む旗揚げ
力 力 中央 中央
- 二 情熱と力の若人が
精鋭こそりふるいたつ
あゝ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力 力 中央 中央
- 三 我らが誇り覇者の歌
燦たり栄光我が生命
あゝ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いざ勝どきを揚げんかな
力 力 中央 中央

—— 中央大学法曹会 ——

